

倉敷市中心市街地活性化基本計画

(第3期計画)



岡山県倉敷市

令和3年4月

(令和3年3月30日 認定)

目次

基本計画の名称、作成主体、計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 倉敷市及び倉敷市中心市街地の概況	1
[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	5
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	23
[4] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証	27
[5] 中心市街地活性化の課題	38
[6] 中心市街地活性化の方針	40
2. 中心市街地の位置及び区域	46
[1] 位置	46
[2] 区域	47
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明	48
3. 中心市街地の活性化の目標	53
[1] 中心市街地活性化基本計画の基本テーマと基本的な方針	53
[2] 中心市街地活性化の目標	53
[3] 計画期間	54
[4] 目標指標の設定の考え方	54
[5] 中心市街地活性化基本計画の体系	64
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備 その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	65
[1] 市街地の整備改善の必要性	65
[2] 具体的事業の内容	66
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	73
[1] 都市福利施設の整備の必要性	73
[2] 具体的事業の内容	73

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	77
[1] 街なか居住の推進の必要性	77
[2] 具体的事業の内容	77
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	81
[1] 経済活力の向上の必要性	81
[2] 具体的事業の内容	82
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	104
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	104
[2] 具体的事業の内容	105
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	109
[1] 市町村の推進体制の整備等	109
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	110
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	124
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	125
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	125
[2] 都市計画手法の活用	125
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	126
[4] 都市機能の集積のための事業等	128
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	129
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	129
[2] 都市計画等との調和	130
[3] その他の事項	139
12. 認定基準に適合していることの説明	140

- 基本計画の名称：倉敷市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：岡山県倉敷市
- 計画期間：令和3年4月から令和8年3月まで(5年)

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 倉敷市及び倉敷市中心市街地の概況

(1) 位置、地勢・気候

本市は、岡山県南西部に位置し、南を瀬戸内海に面している。中央部に平野が広がり、北から南へ高梁川が流れている。平野部を取り囲むように緩やかな丘陵や山が広がっている。南部は山が海に迫っており平野が少ない地形であったが、干拓等により、平野部や工業地帯が形成されている。

本市は、早くから都市化が進展し、JR倉敷駅を中心として東西方向の国道2号、486号、JR山陽本線、井原鉄道、南北方向のJR瀬戸大橋線、JR伯備線、国道429号、430号、水島臨海鉄道などに沿って市街地が広がっており、南部の臨海部には国内でも有数の水島臨海工業地帯と国際コンテナ物流の拠点機能を担う水島港を有している。

面積は355.63km²で、東に岡山市・早島町・玉野市、西に浅口市・矢掛町、北に総社市が隣接している。

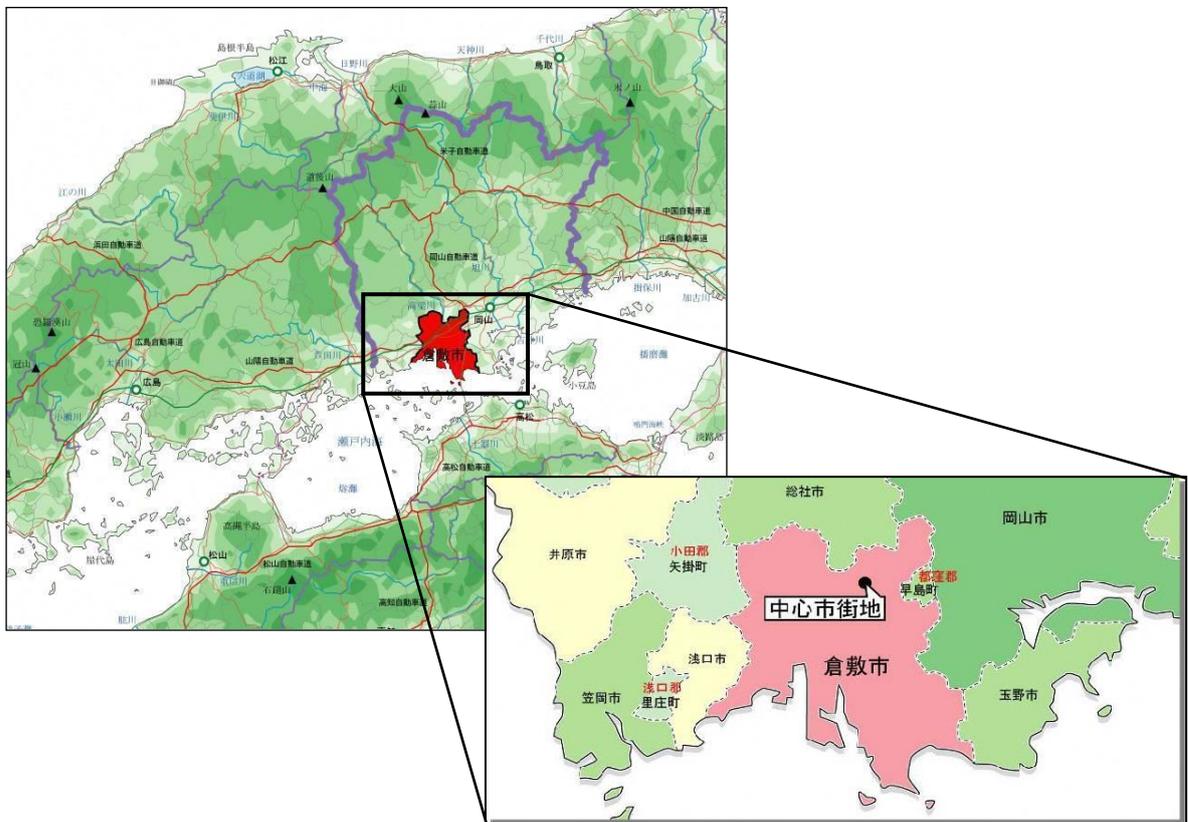


図1-1 倉敷市及び中心市街地の位置

(2)まちづくりのあゆみ

昭和42年2月に倉敷、児島、玉島の3市が合併し、新たに倉敷市が誕生した。その後、昭和46年3月に都窪郡庄村を、昭和47年5月に都窪郡茶屋町をそれぞれ編入合併した。また、平成14年には、全国で30番目の中核市に移行し、平成17年8月に浅口郡船穂町及び吉備郡真備町を編入合併し、現在に至る。

平成27年には、高梁川流域圏域の6市3町とともに高梁川流域連携中枢都市圏を形成し、本市はその中核である連携中枢都市に位置づけられている。

○各地区の概要

①旧倉敷市域

倉敷地域：JR倉敷駅を中心に市街地を形成し、江戸時代に天領として栄えた白壁の町並みと大原美術館などの洋風建築が一体となって調和し、全国的にも知られている、優れた歴史的景観を形成している。

児島地域：18世紀末より繊維の町として栄えてきた。現在では、国産ジーンズ発祥の地であり、世界をリードするデニムブランドのまち、また、鷲羽山等に代表される瀬戸内海国立公園等の景勝地でもある。

玉島地域：近世より港町として発展し、現在では、広域高速交通網や背後圏域の定住人口・産業などの優位性を活かし、玉島ハーバーアイランド国際コンテナターミナルを中心とした、国際物流拠点としての整備が進んでいる。

水島地域：岡山県における工業の中心的な役割を果たすのみならず、全国有数（製造品出荷額：西日本第一位）の臨海工業地帯となっている。

②旧船穂町域

船穂地区：高梁川の西岸に沿って細長い地形をしており、高梁川対岸の東を倉敷地域、西は玉島地域と接し、北は真備地区と接している。地区の南部を国道2号が通り、西端は山陽自動車道玉島ICに接するなど、交通利便性が高い。

岡山県は、マスカット・オブ・アレキサンドリアは全国1位、スイートピーは全国3位の生産量を誇っているが、その内、加温マスカットとスイートピーの多くは船穂地区で生産されており、施設園芸などを中心とした都市近郊型農業のまちとなっている。

③旧真備町域

真備地区：吉備文化を育んだ古代吉備王国の歴史と文化を受け継ぐまちであり、旧町名の由来、奈良時代の偉人「吉備真備公」のゆかりの地でもある。また、ニューピオーネ・タケノコといった特色ある農産物が生産されている。

南は玉島地域、船穂地区、北及び東は総社市、西は矢掛町に接し、高梁川・小田川の清流や田園・丘陵地の緑などの豊かな自然に恵まれ、都市近郊の良好な居住ゾーンとして、田園風景に生活空間が調和した地域づくりが進んでいたが、平成30年7月豪雨により、多くの生命と財産が失われ、住宅や暮らしを支える生活サービス・インフラ等に甚大な被害が生じた。発災から2年以上が経過した現在も、復興に向け全力で取り組んでいる。

(3) 中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況とその有効活用

①歴史的・文化的資源

大原美術館

1930(昭和5)年、事業家・大原孫三郎により前年に死去した友人の画家・児島虎次郎の業績を記念して設立された。西洋美術を中心とするものでは日本で最初の私立美術館。西洋・日本の近・現代美術、民芸運動に関わった作家たちの作品、オリエントや東洋の古美術など幅広い作品を所蔵、展示している。



倉敷考古館

倉敷の町並みを代表する二階建土蔵造りの蔵を利用した考古学の博物館。倉敷を含む岡山県地方は「吉備」とも呼ばれ、古代には優れた文化をもっていたため多くの遺跡が残っている。そこから発見された出土品を展示して、地域文化の源流の紹介に努めている。



倉敷民藝館

江戸時代後期建設の米倉を利用した建物で、東京の日本民藝館に次いで、昭和23年に開館した。民藝館の特色は、日常生活の中で使うものの美しさに光を当てたところにあり、所蔵品は陶磁器、ガラス、織物、染物、木工品、漆器、金工品、編組品、紙工品など1万点を超えている。



井上家住宅

江戸時代の正徳年間(1711～1716)前後の建物と推測される。南面二階外壁の倉敷窓の全てに土扉がある。2002年(平成14年)に国の重要文化財に指定された。令和4年度まで全解体して保存修理を行っている。



大橋家住宅

1796年(寛政8年)の建物。倉敷の代表的な町家の一つで、この屋敷にだけ長屋門がある。1978年(昭和53年)に国の重要文化財に指定された。また、1995年(平成7年)春には200年ぶりの大修理が施された。



②景観資源

倉敷美観地区

市の中心部、倉敷川畔には、江戸時代からの伝統を引き継いだ美しい町並みが残る倉敷美観地区が形成され、文化庁から伝統的建造物群保存地区に選定されている。倉敷川畔伝統的建造物群保存地区及び伝統美観保存地区において、建造物の修理に対し補助金交付等により、景観を守るとともに町並みの保全に努めている。



③社会資本や産業資源

倉敷市中心市街地には、JR倉敷駅、水島臨海鉄道倉敷市駅が隣接して立地しており、南口、北口とも、ペDESTリアンデッキ、バスターミナル、タクシー乗り場などが整備され、機能的な駅前空間が形成されている。

また、岡山地方裁判所倉敷支部、岡山地方法務局倉敷支局などの公共機関、病院、商業施設などが立地しており、都市機能が集積している。

特に病院については、急性期病院に指定されている倉敷中央病院があり、周辺にも医療・福祉に関連する施設が立地している。

[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

(1) 人口・世帯数の推移

① 人口

倉敷市全体の人口は増加傾向にあったが、平成29年以降は減少に転じている。中心市街地ではほぼ横ばいで推移していたが、平成28年以降は減少を続けている。

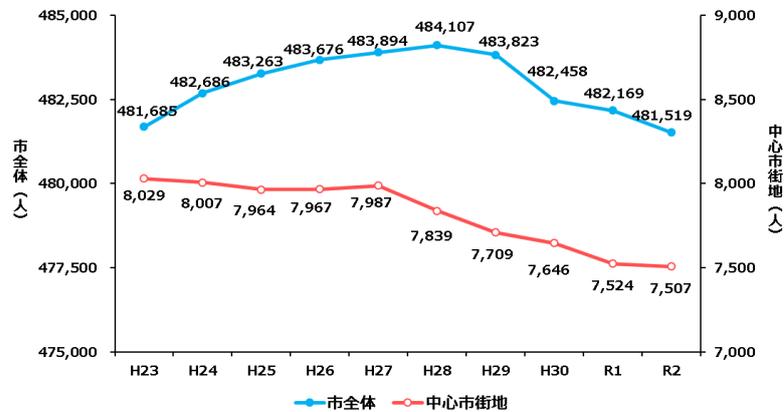


図 1-2 人口の推移

資料：住民基本台帳（各年12月末時点集計、令和2年のみ9月末時点集計）より作成

② 人口動態

倉敷市全体の人口動態は、自然減以上の社会増により人口を維持してきたが、平成30年は社会減となり人口が大きく減少した。中心市街地では、自然減だけでなく社会減も続いているが、平成30年は減少幅が小さい。

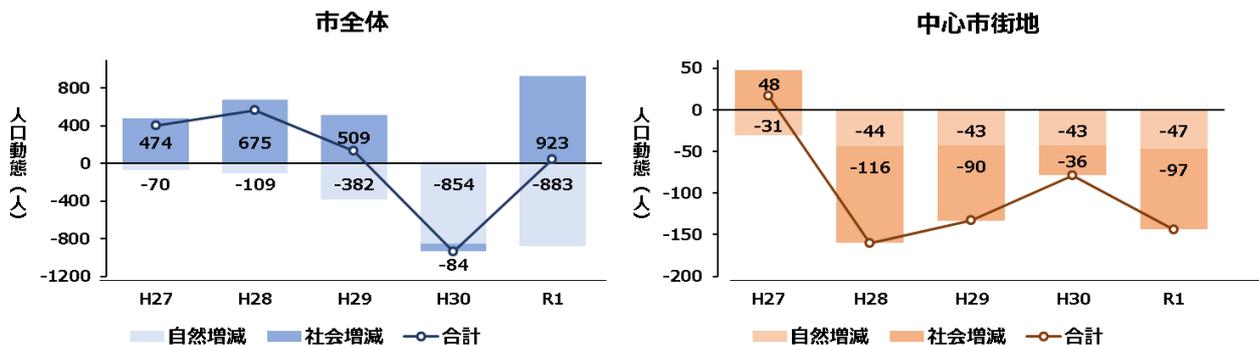


図 1-3 自然増減数・社会増減数の推移

資料：住民基本台帳、倉敷市「令和元年版倉敷市統計書」より作成

③年齢別人口

倉敷市全体、中心市街地共に年少人口（～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少傾向にある一方で、老年人口（65歳～）の割合は増加傾向にある。中心市街地は倉敷市全体よりも少子高齢化が進展している。

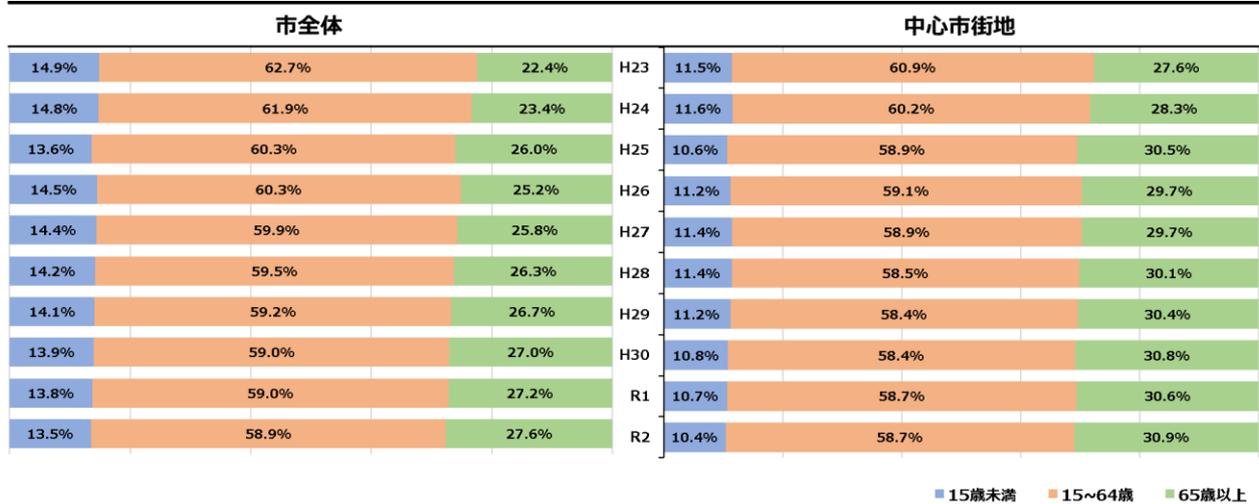


図1-4 年齢3区分別人口の推移

資料：住民基本台帳（各年12月末時点集計、令和2年のみ9月末時点集計）より作成

④世帯数、1世帯当たり人員

倉敷市全体の世帯数は増加傾向にあるが、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、核家族化が進んでいる。中心市街地の世帯数は、人口が減少を始めた平成28年以降は減少、横ばいの推移となっている。1世帯当たり人員については、倉敷市全体と同様に減少傾向にあり、平成22年以降は1世帯当たり2人を下回っている。

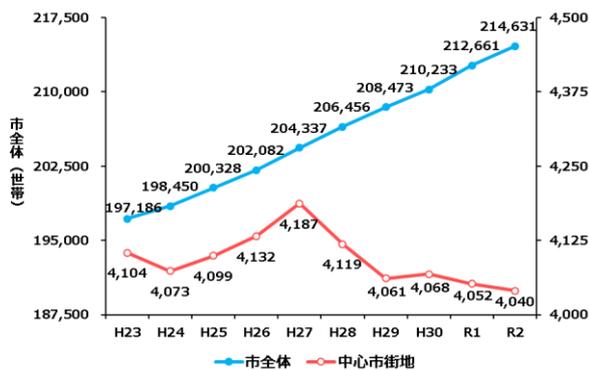


図1-5 世帯数の推移

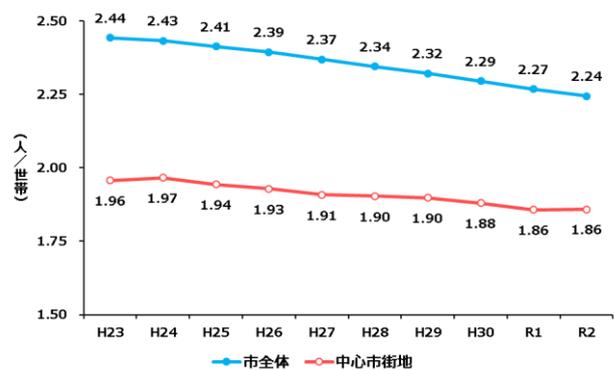


図1-6 1世帯当たり人員の推移

資料：住民基本台帳（各年12月末時点集計、令和2年のみ9月末時点集計）より作成

(2) 人口集中地区(DID)の変遷

倉敷市は、市町村合併を繰り返して市域を拡大してきた経緯があり、大きく分けて倉敷地域、児島地域、玉島地域、水島地域の4つの地域に分かれて人口集中地区(DID)が指定されている。

DID面積は増加傾向にあるが、人口密度は中心市街地に比べて低い数値で推移しており、低密度な人口集中地区が拡大している。

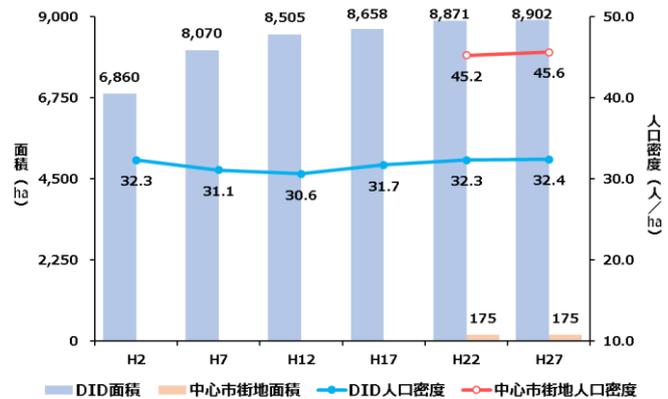
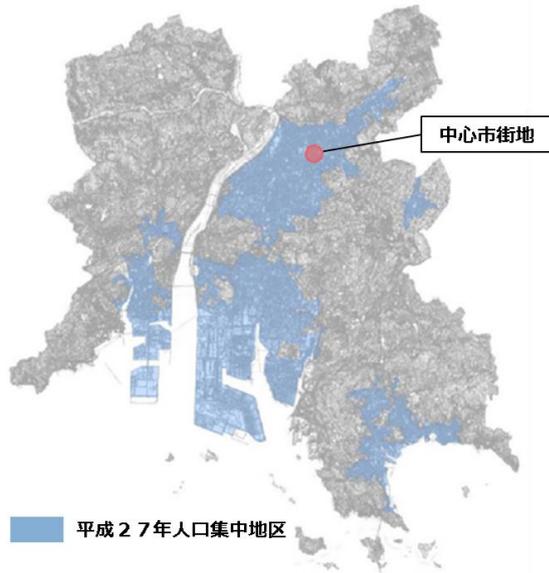


図1-7 平成27年人口集中地区図

図1-8 人口集中地区(DID)の面積・人口密度

資料：総務省「国勢調査」、住民基本台帳、倉敷市「倉敷の都市計画」より作成

(3) 流出・流入別人口

流出就業者数と流入就業者数を比べると、流出就業者数の方が多く、平成12年から平成27年までほぼ同様に推移している。流出先、流入先を見ると、いずれも隣接する市町が上位を占めており、順位や割合に大きな変化は見られない。

表1-1 流出・流入就業者数の推移

	常住地による 就業者数 (人)	流出		従業地による 就業者数 (人)	流入		従/常 就業者比 率(%)
		就業者数 (人)	流出率 (%)		就業者数 (人)	流出率 (%)	
平成12年	226,858	46,932	20.7	222,452	42,526	19.1	98.1
平成17年	222,904	41,863	18.8	217,763	36,722	16.9	97.7
平成22年	218,576	43,847	20.1	215,147	37,041	17.2	98.4
平成27年	218,796	43,312	19.8	215,124	38,971	18.1	98.3

資料：総務省「国勢調査」より作成

表 1-2 流出・流入別推移

	流出																						
	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位		第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位				
	市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)		
平成12年	岡山市	24,081	10.6	総社市	4,149	1.8	浅口市	1,993	0.9	玉野市	1,733	0.8	早島町	1,365	0.6								
平成17年	岡山市	24,785	11.1	総社市	4,683	2.1	玉野市	1,931	0.9	浅口市	1,925	0.9	早島町	1,480	0.7								
平成22年	岡山市	23,573	10.8	総社市	4,595	2.1	玉野市	2,280	1.0	浅口市	1,844	0.8	早島町	1,620	0.7								
平成27年	岡山市	23,684	10.8	総社市	4,717	2.2	玉野市	2,415	1.1	早島町	1,945	0.9	浅口市	1,807	0.8								

	流入																						
	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位		第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位				
	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)		
平成12年	岡山市	13,637	6.1	総社市	6,332	2.8	浅口市	4,481	2.0	玉野市	2,189	1.0	早島町	1,679	0.8								
平成17年	岡山市	14,945	6.9	総社市	6,372	2.9	浅口市	4,178	1.9	玉野市	2,253	1.0	早島町	1,661	0.8								
平成22年	岡山市	16,124	7.5	総社市	6,345	2.9	浅口市	3,885	1.8	玉野市	2,079	1.0	早島町	1,705	0.8								
平成27年	岡山市	17,253	8.0	総社市	6,454	3.0	浅口市	3,774	1.8	玉野市	1,994	0.9	早島町	1,759	0.8								

資料：総務省「国勢調査」より作成

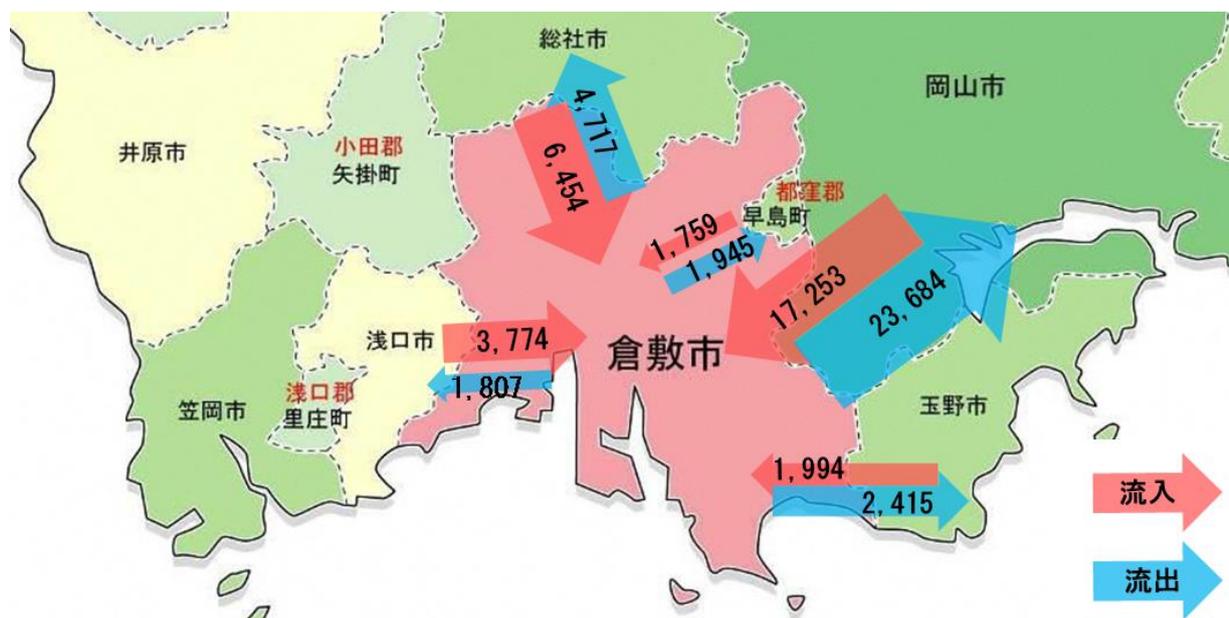


図 1-9 流入・流出状況 (平成27年)

(4) 小売業・飲食サービス業の状況

① 小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積

小売業について、平成24年と平成28年の調査結果を比較すると、倉敷市全体、中心市街地共に事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積が増加しており、その増加率は市全体よりも中心市街地の方が大きい。

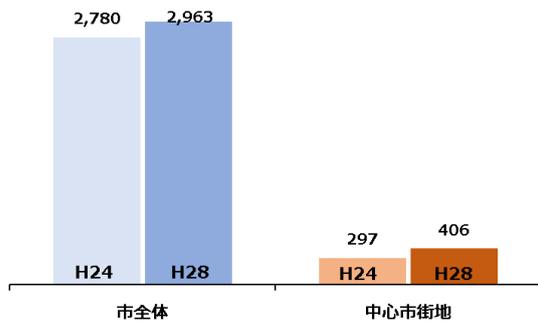


図 1-10 事業所数

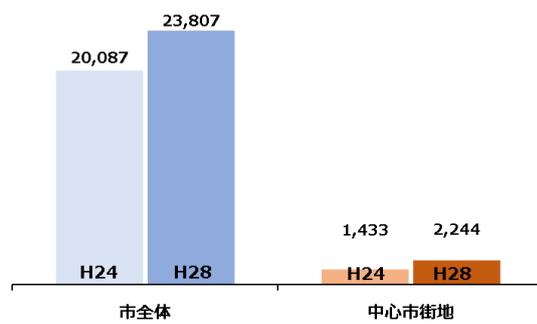


図 1-11 従業者数 (人)

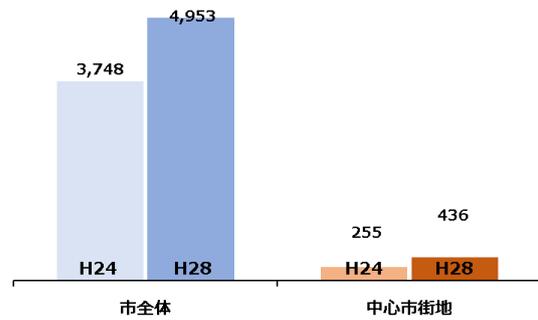


図 1-12 年間商品販売額 (億円)

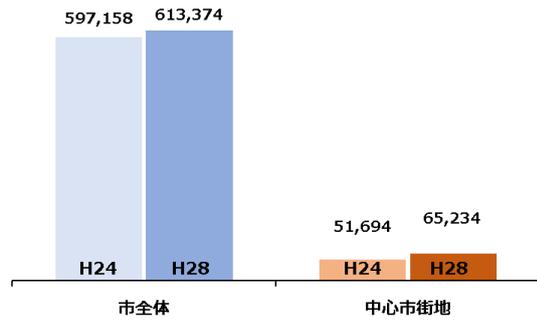


図 1-13 売場面積 (㎡)

資料：総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」の調査票情報から独自集計

②飲食サービス業の事業所数、従業者数、事業収入

飲食サービス業も事業所数、従業者数、事業収入が増加しており、市全体で見ると、小売業以上に大きな割合で増加している。

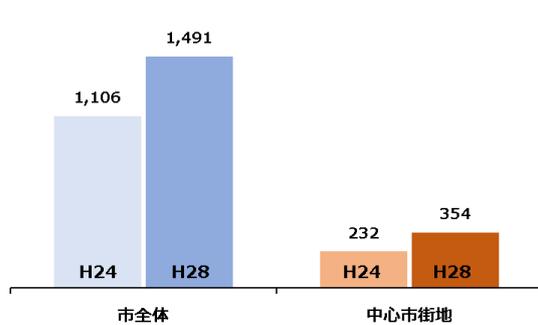


図 1-14 事業所数

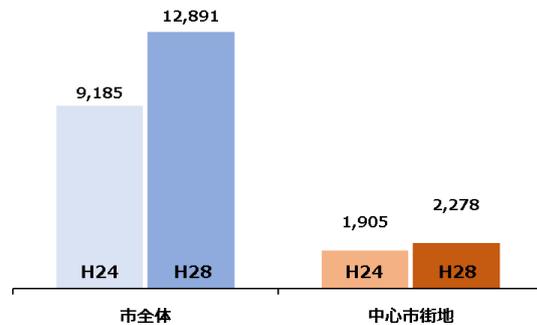


図 1-15 従業者数 (人)

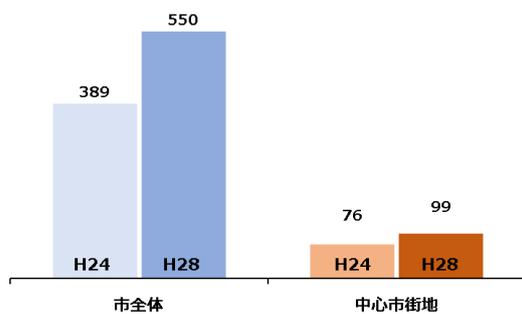


図 1-16 飲食サービス事業収入 (億円)

資料：総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」の調査票情報から独自集計

③大規模小売店の立地状況

大規模小売店舗立地法に定める店舗面積1,000㎡以上の店舗は、倉敷市内に119店ある。地域別の立地店舗数は下表のとおりであり、倉敷地区(中心市街地を含む)への集積が進んでいる。

表 1-3 令和2年12月末時点での届出状況

地域	店舗数(店)	店舗面積(㎡)
倉敷	43	254,705
児島	21	67,846
玉島	15	51,062
水島	26	60,282
庄	4	31,550
茶屋町	5	18,828
真備	5	17,496
合計	119	501,769

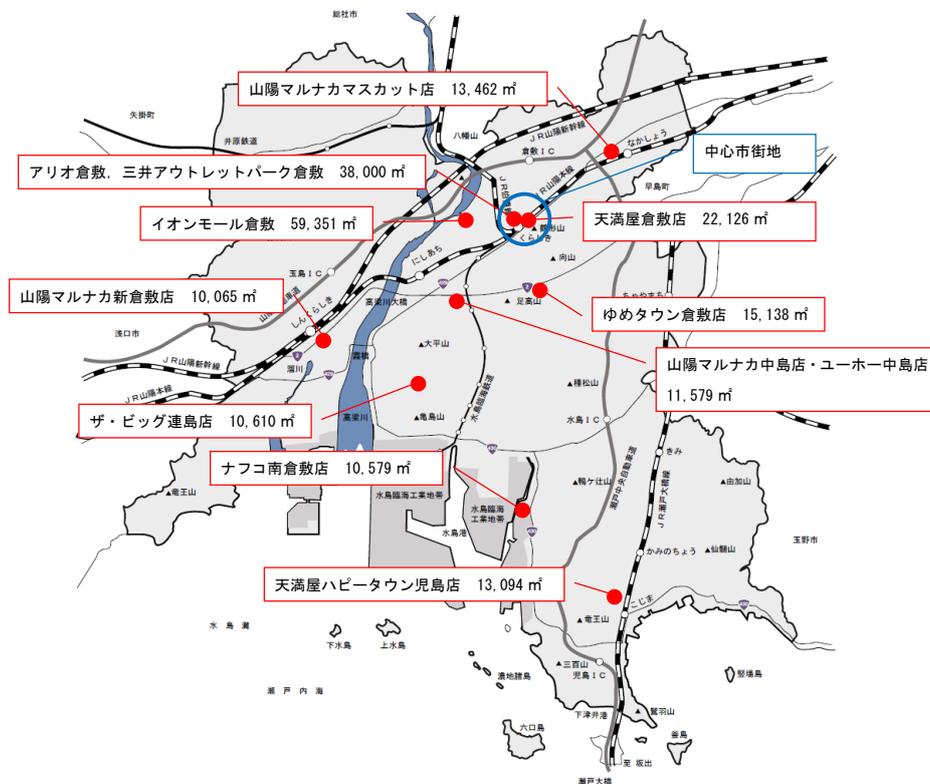


図 1-17 10,000㎡以上の店舗の立地状況

資料：倉敷市

④ 中心市街地の商業集積

中心市街地内には、JR倉敷駅周辺に4つの大規模小売店舗が立地しており、同駅南から倉敷美観地区周辺にかけて9つの商店街組織が形成している。第1期計画策定時（平成21年）以降2つの商店街組織が解散しているが、利用可能空き店舗（※）は減少している。

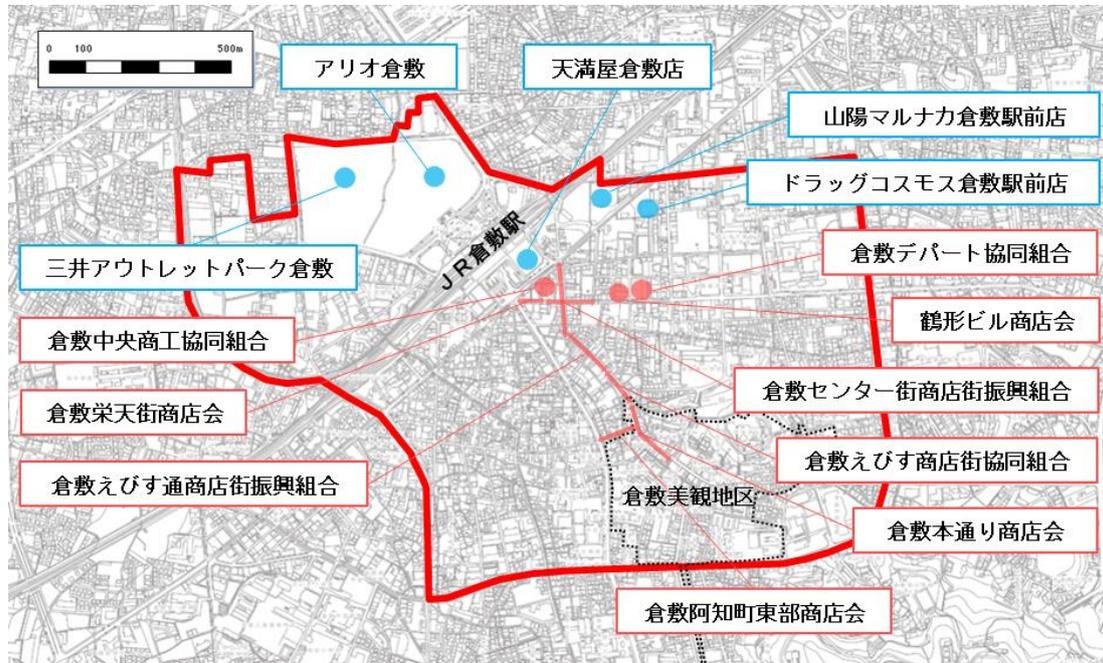


図1-18 中心市街地内の大規模小売店舗、商店街組織

表1-4 商店街組織の利用可能空き店舗（※）

商店街名	利用可能空き店舗（※）			
	H21	H24	H25	R 2
倉敷センター街商店街振興組合	7	6	10	1
倉敷えびす通商店街振興組合	5	0	1	1
倉敷えびす商店街協同組合	1	1	1	1
倉敷本通り商店会	4	2	1	2
倉敷阿知町東部商店会	6	1	0	2
倉敷一番街商店街振興組合	11	4	3	
倉敷栄天街商店会	0	4	1	0
倉敷中央商工協同組合	2	3	2	1
倉敷駅前商店会	8			
倉敷デパート協同組合	3	3	5	4
倉敷鶴形ビル商店会	0	4	4	6
合計	47	28	28	18

資料：倉敷市

※店舗としての利用を目的とし、一定期間以上入居者の募集をしている建物

表 1-5 中心市街地内の大規模小売店舗

大規模小売店舗	開店日	店舗面積 (㎡)
山陽マルナカ倉敷駅前店	平成16年11月22日	2,960
天満屋倉敷店	平成20年10月15日	22,126
アリオ倉敷 三井アウトレットパーク倉敷	平成23年11月11日	38,000
ドラッグコスモス倉敷駅前店	平成26年5月13日	1,203

資料：倉敷市

(5) 歩行者・自転車通行量の推移

中心市街地の歩行者・自転車通行量について、27箇所の調査地点で休日1日あたりの通行量を調査している。

JR倉敷駅北の大規模複合型商業施設の開業、倉敷美観地区における町家・古民家再生手法による新たな魅力拠点の開業等により、平成24年の通行量が大きく増加した。平成26年以降も増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年は過去で最も少ない57,440人まで落ち込んでいる。

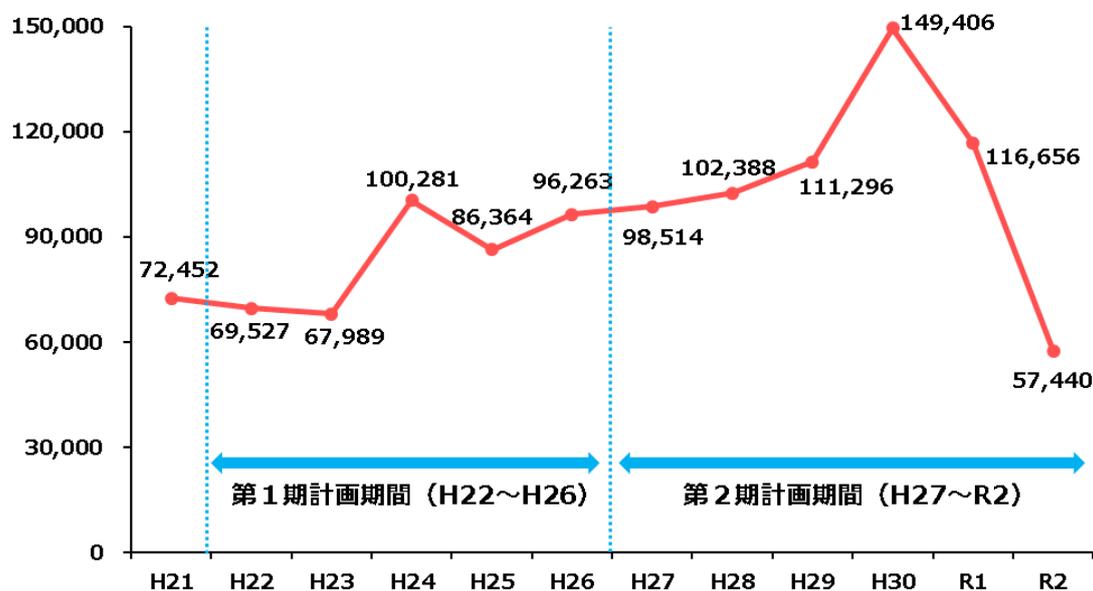


図 1-19 歩行者・自転車通行量 (人/日)

※平成30年は豪雨災害の影響により例年と異なる時期に調査したため、参考値として扱う
資料：倉敷市「倉敷市中心市街地通行量調査」、「倉敷市商店街等通行量調査」より作成

(6) 地価の推移

中心市街地内及び中心市街地周辺の地価は、多くの地点で平成23年を境に上昇傾向にある。

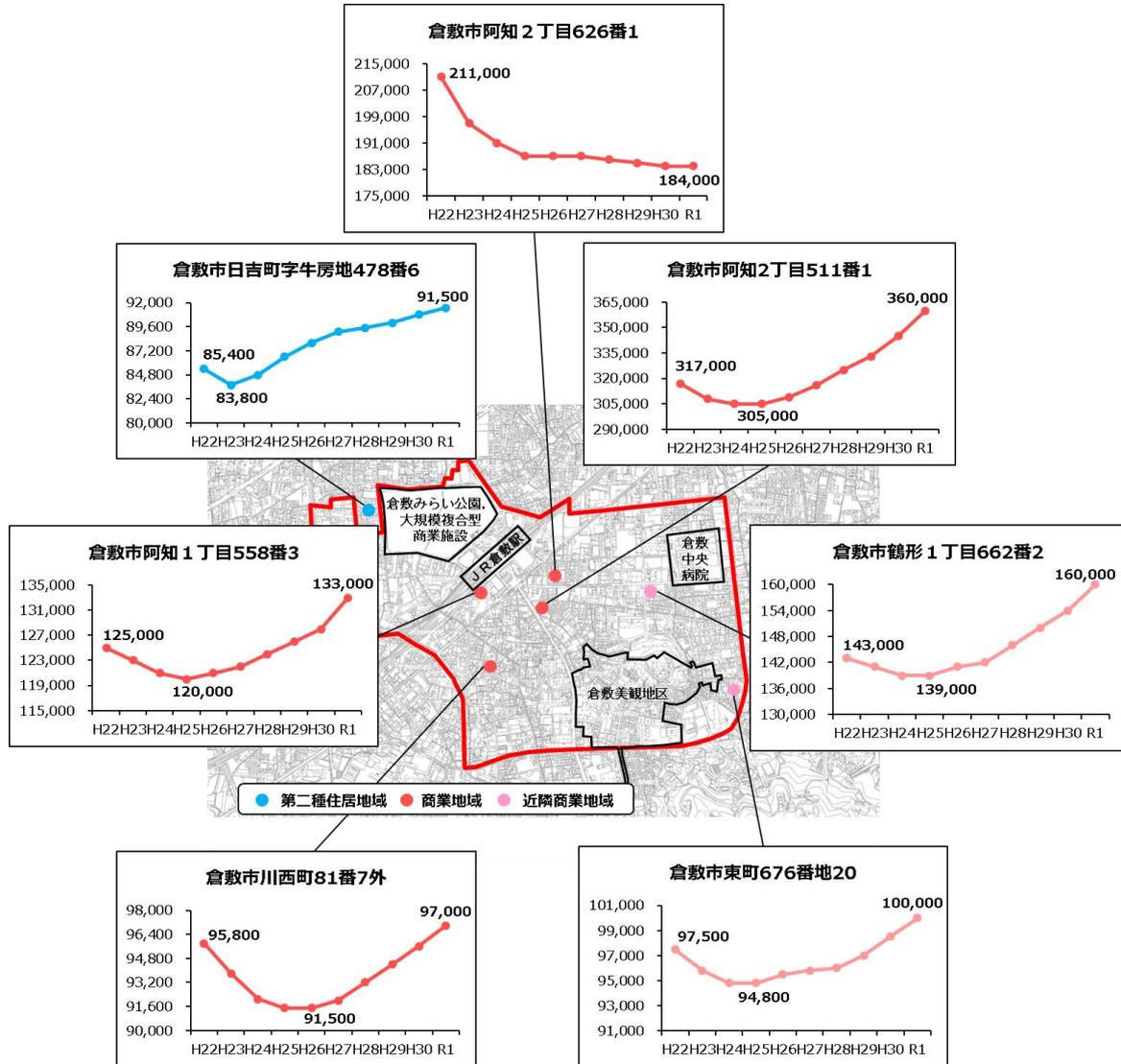


図1-20 地価の推移

資料：国土交通省「地価公示」、岡山県「地価調査」より作成

(7) 交通

① 交通網

倉敷市は、国土軸を形成している基幹的交通軸上にあるとともに、四国や山陰を結ぶ南北方向の広域交通網が交差する交通結節点となっており、鉄道・道路などの主要な交通網が集中している。

高速道路としては、山陽自動車道、瀬戸中央自動車道が整備されている。また、主要な幹線道路としては、東西方向の国道2号、486号、南北方向の国道429号、430号がある。その他に、主要地方道、一般県道、市道など国道に接続する幹線道路があるが、これらの一部には、幅員が狭い区間や交通混雑区間もある。

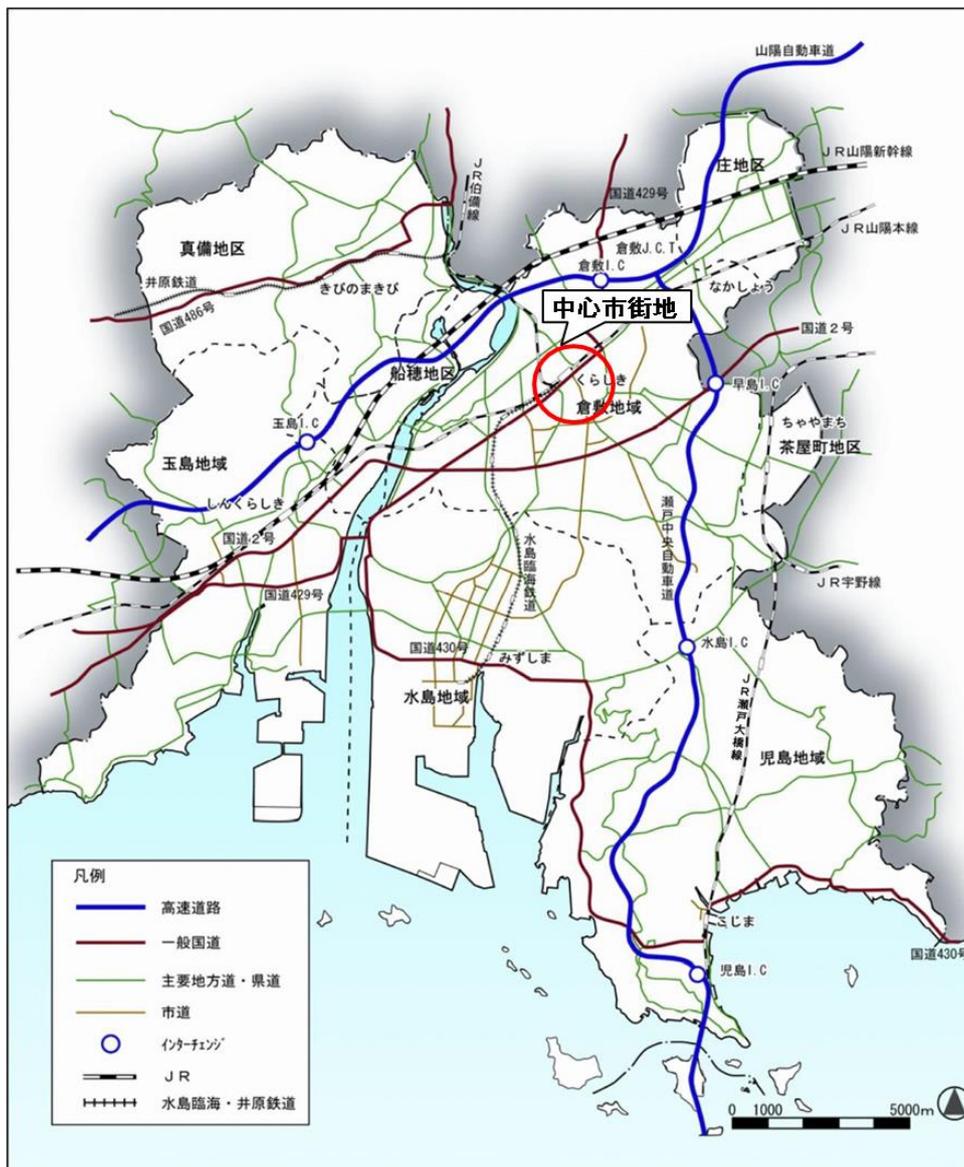


図 1-21 鉄道及び道路網

資料：倉敷市「倉敷市都市計画マスタープラン」より作成

②公共交通ネットワーク

市内の公共交通ネットワークは、鉄道が西日本旅客鉄道（JR）、水島臨海鉄道、井原鉄道の3社によって、路線バスが下津井電鉄、両備ホールディングス、井笠バスカンパニー、岡山電気軌道の4社によって運行されている。この他に、交通不便地域においては、地域が主体となって運行するコミュニティタクシーが運行されている。

また、JR倉敷駅からは、空港リムジンバスが岡山空港へ、高速バスが国内各所へ運行されている。

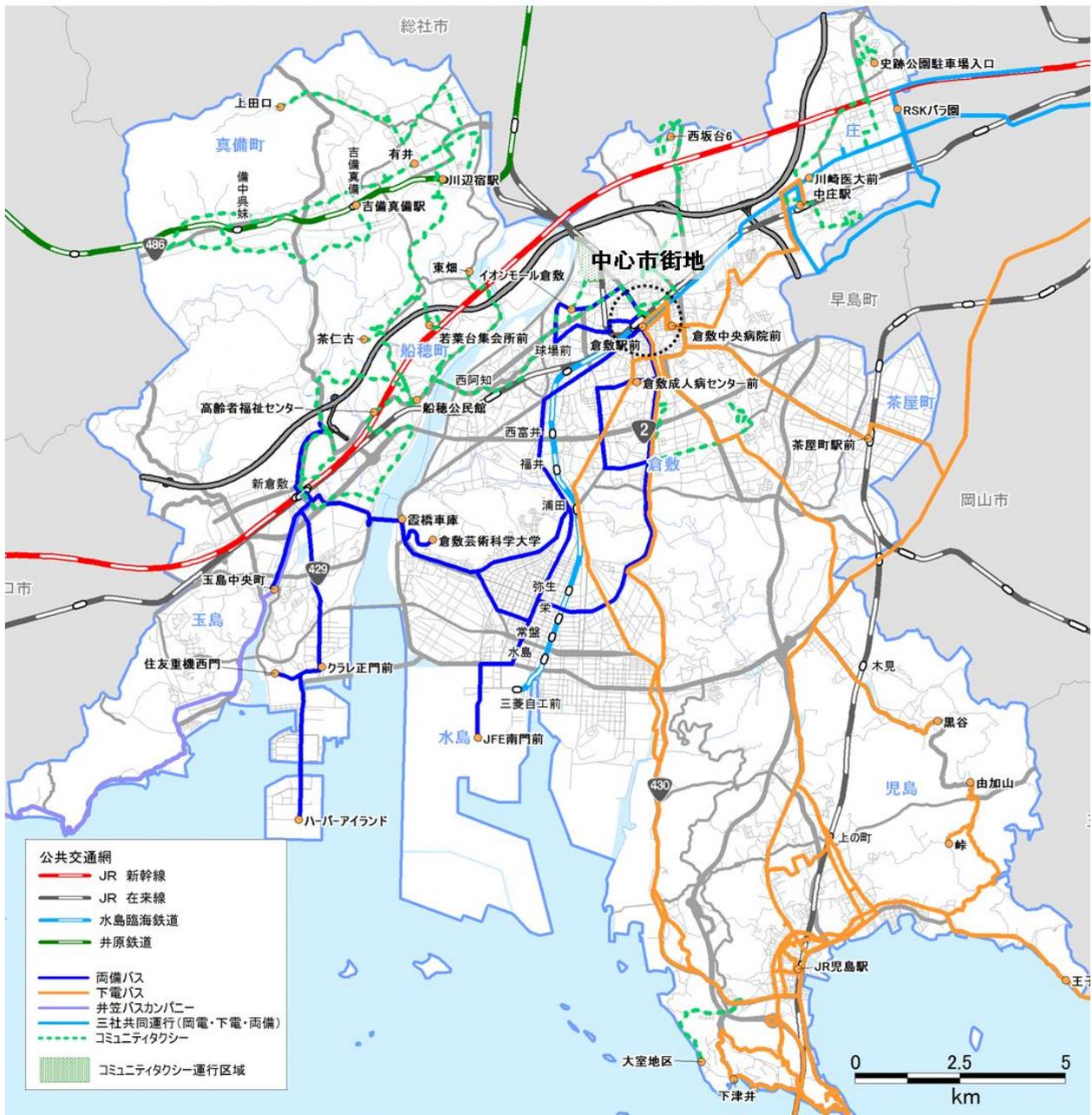


図1-22 公共交通ネットワーク図（平成27年11月1日現在）

資料：倉敷市「倉敷市地域公共交通網形成計画」より作成

③鉄道

市内の鉄道は、広域的なネットワークである西日本旅客鉄道（JR）の山陽新幹線、山陽本線、伯備線、本四備讃線、倉敷市の中心部と水島臨海工業地帯を結ぶ水島臨海鉄道の水島本線、総社市から真備地区を経由し、福山市神辺町までを結ぶ井原鉄道の井原線によりネットワークが形成されている。中心市街地内には、JR倉敷駅、水島臨海鉄道倉敷市駅の2つの鉄道駅が存在する。

市内鉄道駅の1日あたり乗降者数の推移を見ると、市全体、中心市街地いずれも増加傾向にある。特に、中心市街地では、平成23年にJR倉敷駅北口で倉敷みらい公園及び隣接する大規模複合型商業施設がオープンしたことなどから、乗降者数が大きく増加している。

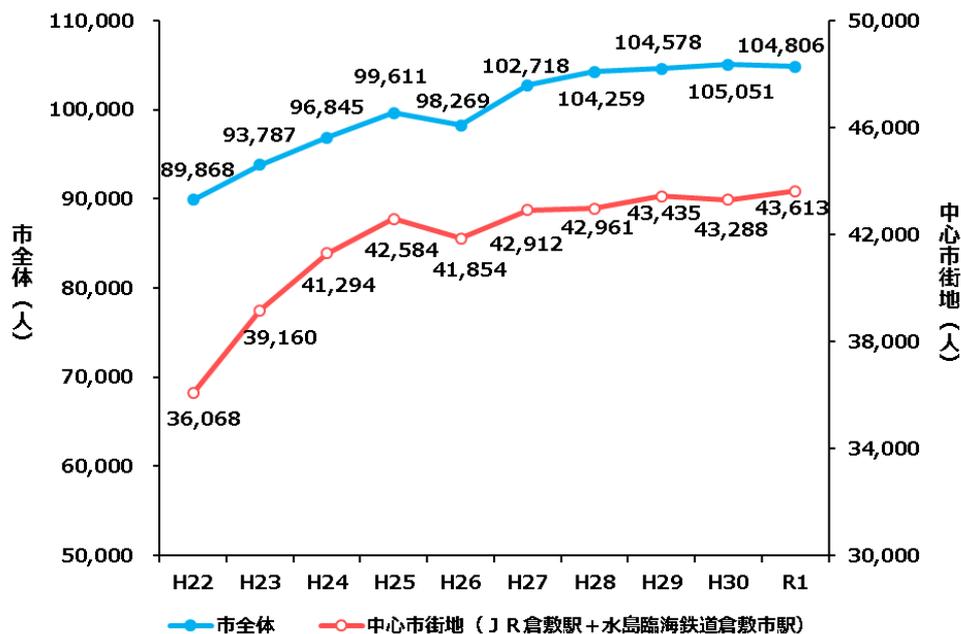


図1-23 鉄道駅乗降者数（1日あたり）

※JR及び水島臨海鉄道の乗降者数を合算

資料：倉敷市

④路線バス

市内の路線バスは、JR倉敷駅を中心として放射状にネットワークを形成しており、JR倉敷駅を起点に児島、水島、茶屋町を結ぶ路線、新倉敷駅を起点に玉島、水島を結ぶ路線で運行便数が多くなっている。広域拠点、地域・地区拠点間を結ぶ重要な移動手段となっているが、利用者数は減少傾向にある。

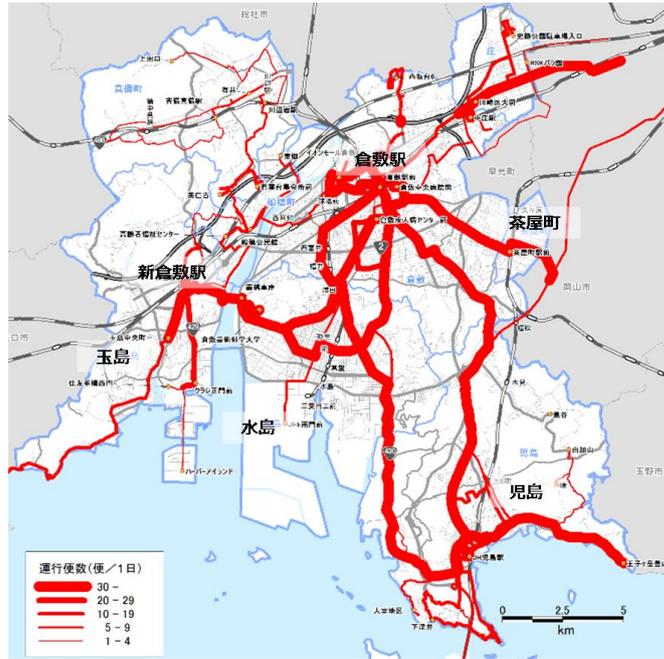


図1-24 平日1日あたりの運行便数（コミュニティタクシーを含む）
（平成27年11月1日現在）

資料：倉敷市「倉敷市地域公共交通網形成計画」より作成

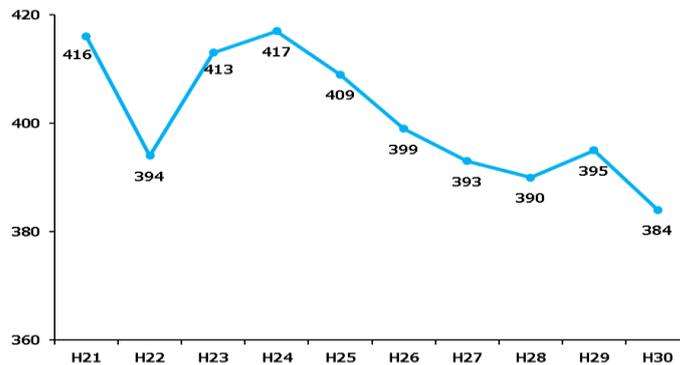


図1-25 民営バス輸送人員（万人/年）

資料：倉敷市「倉敷市統計書」より作成

⑤ 駐車場

JR倉敷駅北では、大規模複合型商業施設が敷地内に約2,600台の駐車場を有しているほか、約700台を収容する民営駐車場が立地している。

同駅南では、駅及び倉敷美観地区周辺に100台以上を収容する市営駐車場が複数立地している。このうち、元町駐車場については、市街地再開発事業の進行に伴い令和元年5月に廃止となったが、事業完了後には約200台の市営駐車場が整備される予定となっている。

その他にも、中心市街地内には60箇所以上、合計1,000台以上の民営駐車場が立地している。

表 1-6 中心市街地周辺の市営駐車場

番号	駐車場名	面積 (㎡)	収容台数 (台)
①	倉敷駅北広場自家用車整理場	382	11
②	市営駅前駐車場	6,466	231
③	元町駐車場	6,454	124
④	阿知3丁目駐車場	1,007	30
⑤	中央駐車場	5,122	175
⑥	芸文館地下駐車場	6,636	177
⑦	市営駅東駐車場	4,066	141

※③元町駐車場は令和元年5月21日に廃止、⑦市営駅東駐車場は平成29年4月1日より供用開始

資料：倉敷市市政概要より作成

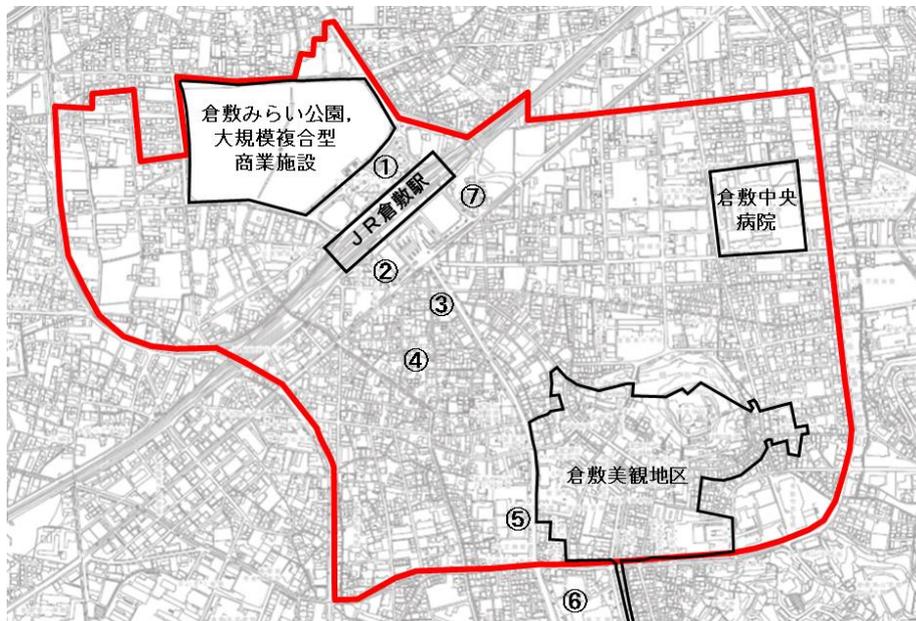
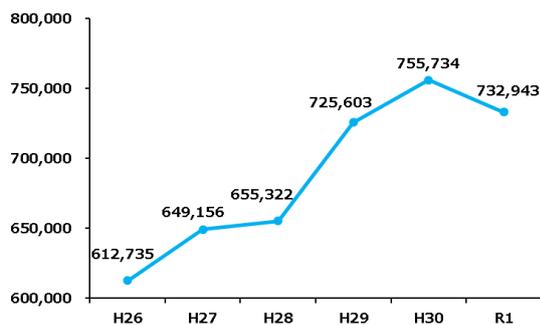


図 1-26 中心市街地周辺の市営駐車場

主要市営駐車場（市営駅前駐車場、元町駐車場、中央駐車場、芸文館地下駐車場、市営駅東駐車場）の合計利用台数の推移は増加傾向にある。元町駐車場の廃止により令和元年度の合計利用台数は減少したが、市街地再開発事業完了後には、新たな市営駐車場の整備により利用台数が増加すると考えられる。



※元町駐車場は令和元年5月21日に廃止、市営駅東駐車場は平成29年4月1日より供用開始

資料：倉敷市「指定管理業務評価結果書」より作成

図 1-27 市中心部主要市営駐車場利用台数推移 (台)

(8) 観光

① 中心市街地の主な観光資源

中心市街地には、日本を代表する歴史資源である倉敷美観地区が存在している。倉敷美観地区内には「大原美術館」や「倉敷民藝館」「倉敷考古館」「倉紡記念館」などの施設をはじめ、国の重要文化財である「語らい座 大原本邸（旧大原家住宅）」「井上家住宅」などがあり、多くの観光客が訪れる地区となっている。

また、平成20年末で閉園した「倉敷チボリ公園」跡地に整備された「倉敷みらい公園」と大規模複合型商業施設からなる魅力的な都市空間は、JR倉敷駅北側の集客拠点となっている。

② 観光入込客数

岡山県全体における令和元年の観光入込客数は約1,690万人であり、約3割にあたる520万人以上が倉敷市を訪れている。中心市街地に存在する倉敷美観地区は、40年以上にわたって岡山県で最も多くの観光客が訪れる場所であり、倉敷市を訪れる観光客の6割以上が倉敷美観地区を訪れている。

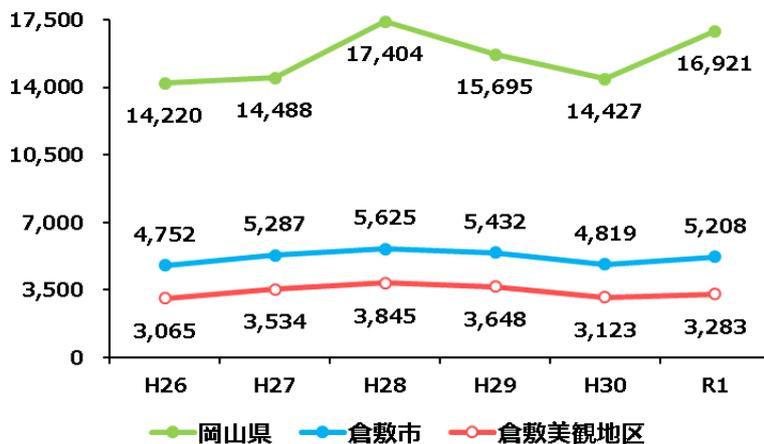


図1-28 観光客数（千人）

県全体に対する倉敷市の割合 (令和元年) 市全体に対する倉敷美観地区の割合 (令和元年)



図1-29 観光客数の割合

資料：岡山県「観光客・その流れと傾向」、倉敷市「倉敷市観光統計書」より作成

③ 宿泊者数

倉敷市の宿泊者数は100万人前後で推移しており、岡山県全体の17～19%を占めている。外国人観光客の宿泊者数は岡山県、倉敷市共に増加傾向にあったが、令和元年は減少している。



図 1-30 宿泊者数 (千人)



図 1-31 外国人観光客宿泊者数 (人)

資料：岡山県「観光客・その流れと傾向」、倉敷市「倉敷市観光統計書」より作成

④ 外国人滞在人口

外国人滞在人口は、岡山県、倉敷市共に増加傾向にある。

昼間・夜間別に見ると、岡山県全体に対する倉敷市の割合は昼間が高く、平成30年は約33%を占めている。

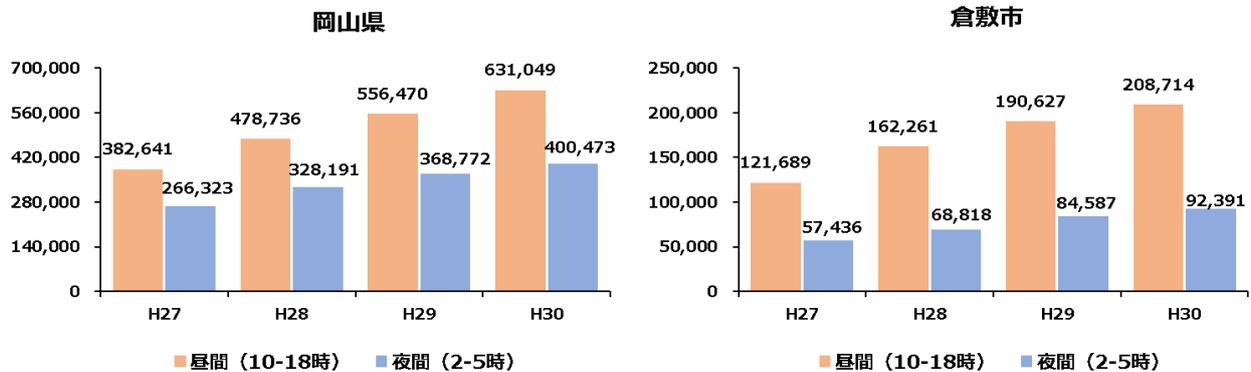


図 1-32 外国人滞在人口 (人)

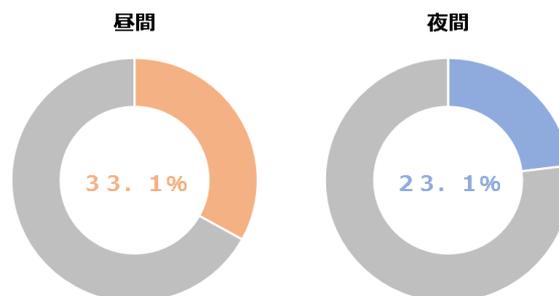
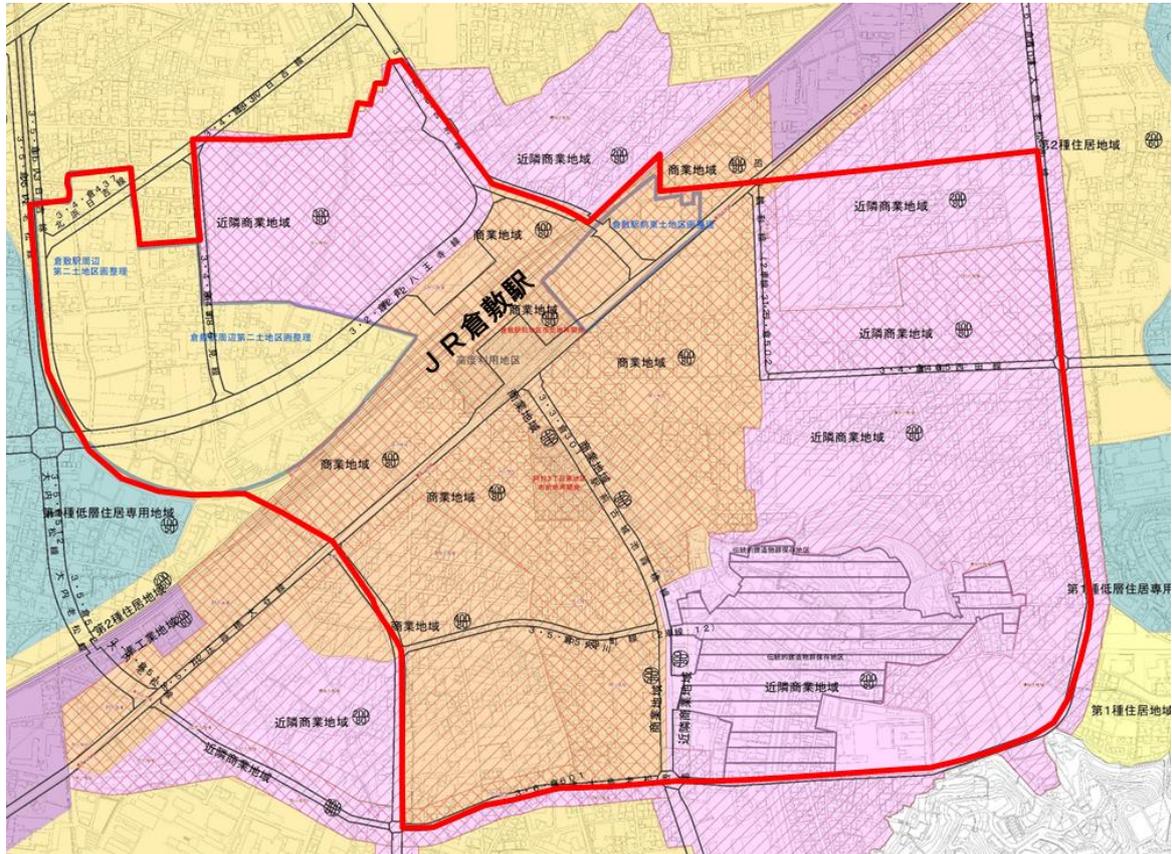


図 1-33 県全体に対する倉敷市の割合 (平成30年)

資料：内閣府・経済産業省「地域経済分析システム (RESAS)」外国人滞在分析情報より作成

(10) 中心市街地の用途地域指定状況

中心市街地の用途地域指定状況は以下に示すとおりであり、JR倉敷駅を中心に商業地域、近隣商業地域が指定され、JR倉敷駅北側の大部分で、第2種住居地域が指定されている。



凡例

-  建坪率・容積率
-  第1種住居地域
-  第2種住居地域
-  第1種低層住居専用地域
-  第2種低層住居専用地域
-  準工業地域
-  商業地域
-  近隣商業地域
-  第1種中高層住居専用地域
-  第2種中高層住居専用地域
-  工業専用地域
-  工業地域
-  市街化調整区域
-  防火地域
-  準防火地域

図1-35 中心市街地周辺の用途地域指定状況

資料：倉敷市

[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

令和2年度倉敷市第六次総合計画「まちづくり指標」アンケート調査から、地域住民のニーズ等を把握する。

調査対象：令和2年1月1日現在、市内に居住する16歳以上の市民

標本抽出方法：無作為に抽出した2,000人

調査方法：郵送による配布・回収

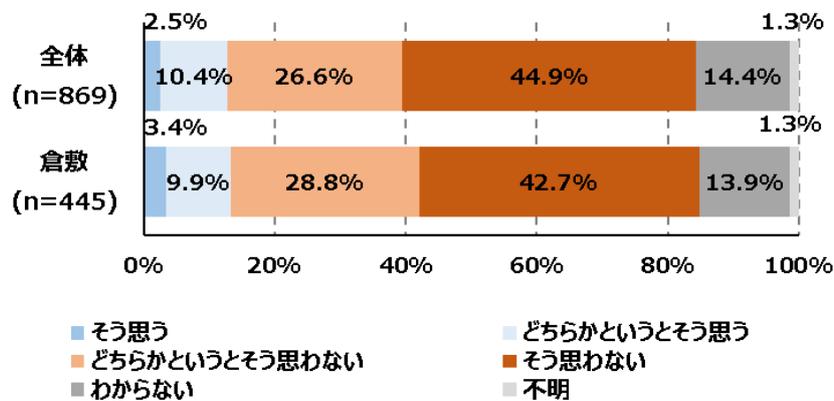
調査期間：令和2年1月22日～2月13日

回答者数：869人（有効回答率43.6%）

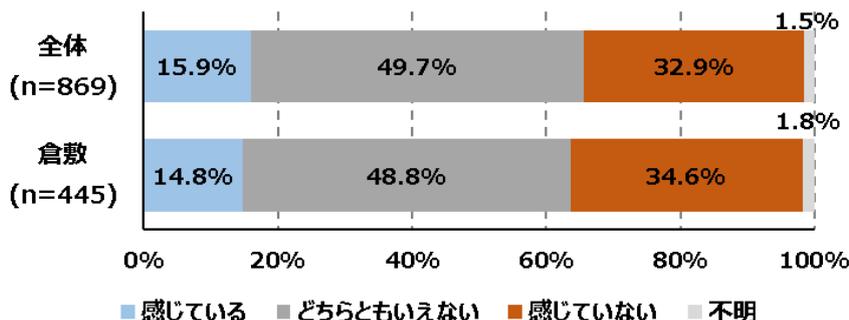
(1) 魅力

市内の商店街や市中心部に魅力を感じる人の割合は、市全体と倉敷地域でほぼ同じ状況にあり、魅力を感じている人よりも感じていない人の割合が高い。特に、市中心部に魅力を感じる人の割合は市全体よりも倉敷地域の方が低く、地域住民が魅力を感じられる取組が求められている。

【市内の商店街が魅力的だと思いますか】



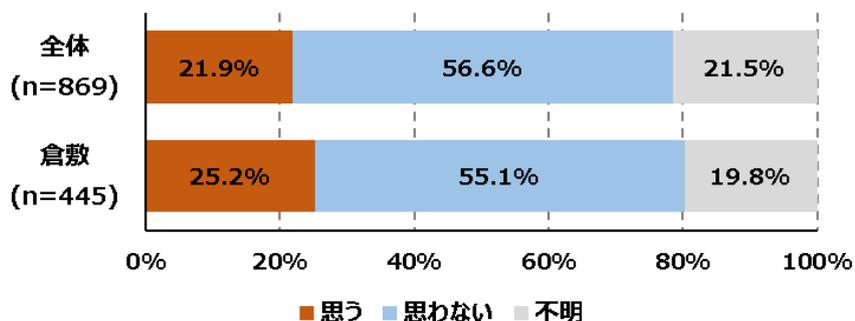
【市中心部（倉敷駅周辺）に魅力を感じていますか】



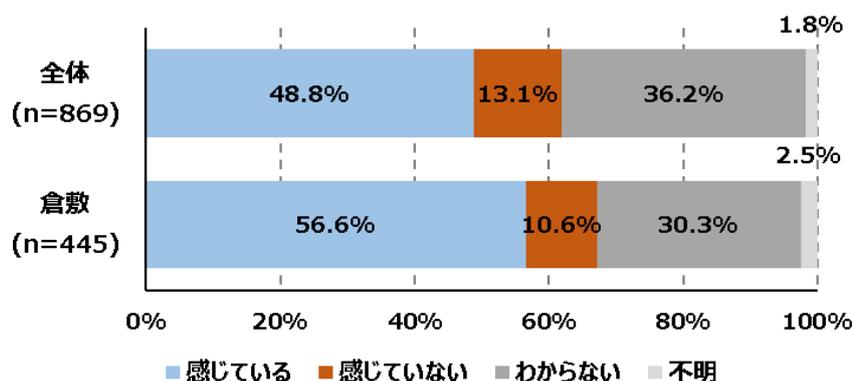
(2) 景観

倉敷美観地区が存在する倉敷地域では、歴史的な景観が保全されていると感じる人の割合が高い。

【市内の景観で改善した方がよいところがあると思いますか】



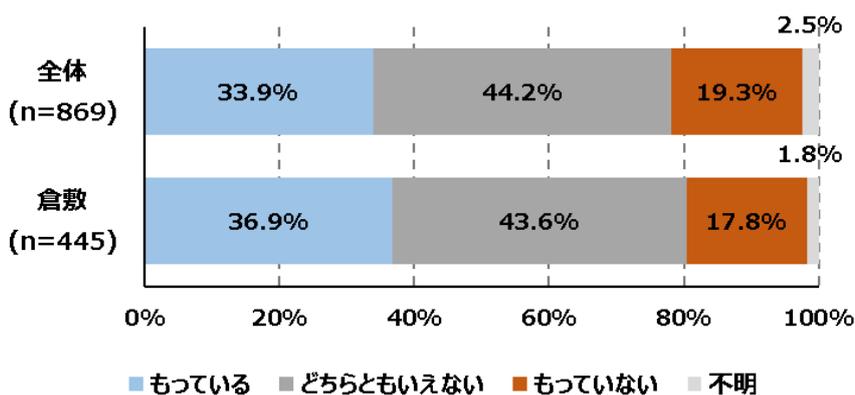
【市内では、歴史的な景観が保全されていると感じていますか】



(3) まちづくりへの関心

倉敷地域では、4割近い人が地域の歴史やまちづくりに関心をもっており、市全体よりも高い割合となっている。

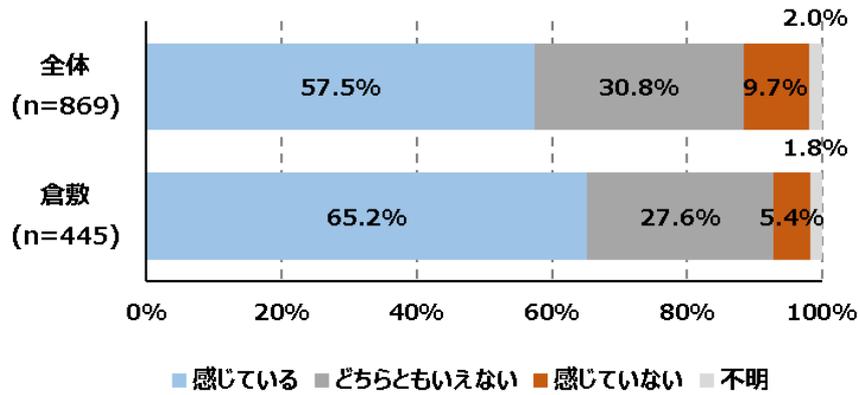
【あなたの住んでいる地域の歴史やまちづくりに関心をもっていますか】



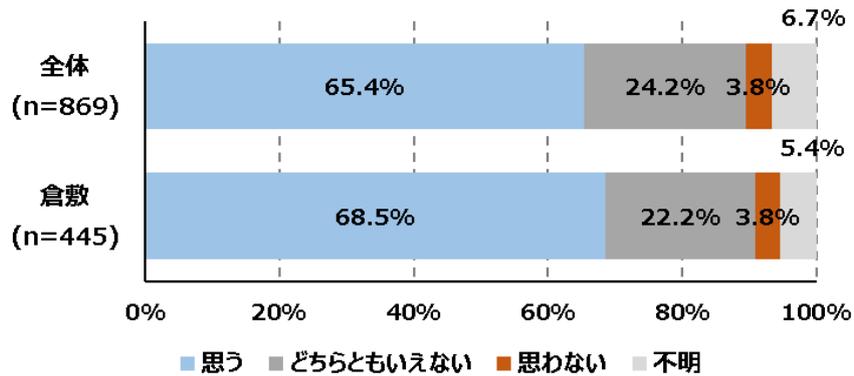
(4) 住みやすさ

住みやすい、住み続けたいと感じる人の割合は市全体よりも倉敷地域の方が高い。

【現在住んでいるところが住みやすいと感じていますか】



【（仕事先や結婚などの条件が合えば）倉敷市に住み続けたいと思いますか】



(5) 自由記述

- ・倉敷駅北側は活性化していると思うが、南側の活性化が必要。
- ・目立つことだけでなく、（みらい公園のような）市民が心を満たされる地味な場所や行事を多くつくってほしい。
- ・倉敷市役所～美観地区間の無料シャトルバスをもっとPRすべき。
- ・倉敷中央図書館の駐車場が満車のことが多く、利用しにくい。
- ・倉敷駅南側の駐輪場が満車状態なので、防犯の意味でも明るく広い場所に駐輪場を整備してほしい。
- ・線路により南北が分断されていることが不便。それぞれに行きたい場所や魅力的な店等あるが、渋滞状況が読めないので時間にゆとりのある時にしか行けない。
- ・美化に力を入れていて美しいまちだと感じる。阿智神社の木の整備等、景観が大変よくなっている。
- ・美観地区は外国人観光客が年々増えてきていると思うので、歴史や市街地など、国内だけでなく海外へのアピールも必要。
- ・倉敷市の売りは、観光資源、病院、地場産業などあるのに、連携できておらず、せっかくの資源が活かせていない。
- ・美観地区周辺の整備はされているが、その他の地域は不十分と感じる。不足している駐車場を整備し、宿泊や飲食を集中させて、まちや地区は地元の人が住居するようなまちづくりを希望する。
- ・鉄道の高架化を進めるべき。
- ・サイクルロードやレンタサイクルの設置をしてほしい。
- ・思わず写真におさめるようなものを倉敷駅周辺に作るべき。

[4]これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

(1)倉敷市中心市街地活性化基本計画（前計画）の概要

①計画期間 平成27年4月から令和3年3月まで（6年）

②区域面積 約175ha

第1期計画（平成22年度～平成26年度）と同一区域を設定し、区域内の4つの集客エリアで、それぞれの地域資源や社会資本を活用するとともに、その個性を活かし、調和の取れた美しい景観を保全・形成することで、魅力ある拠点づくりを目指すこととした。

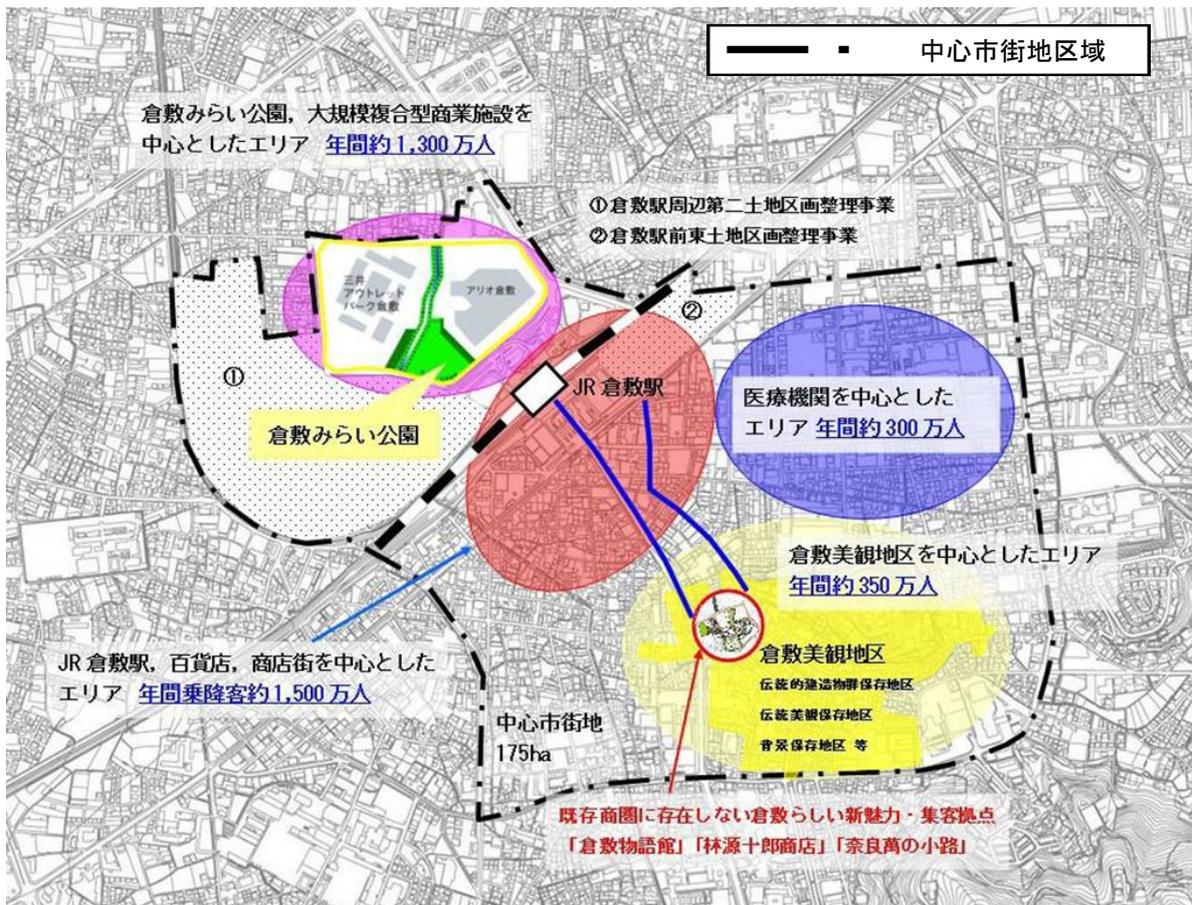


図1-36 区域図

③基本的な方針

基本テーマ

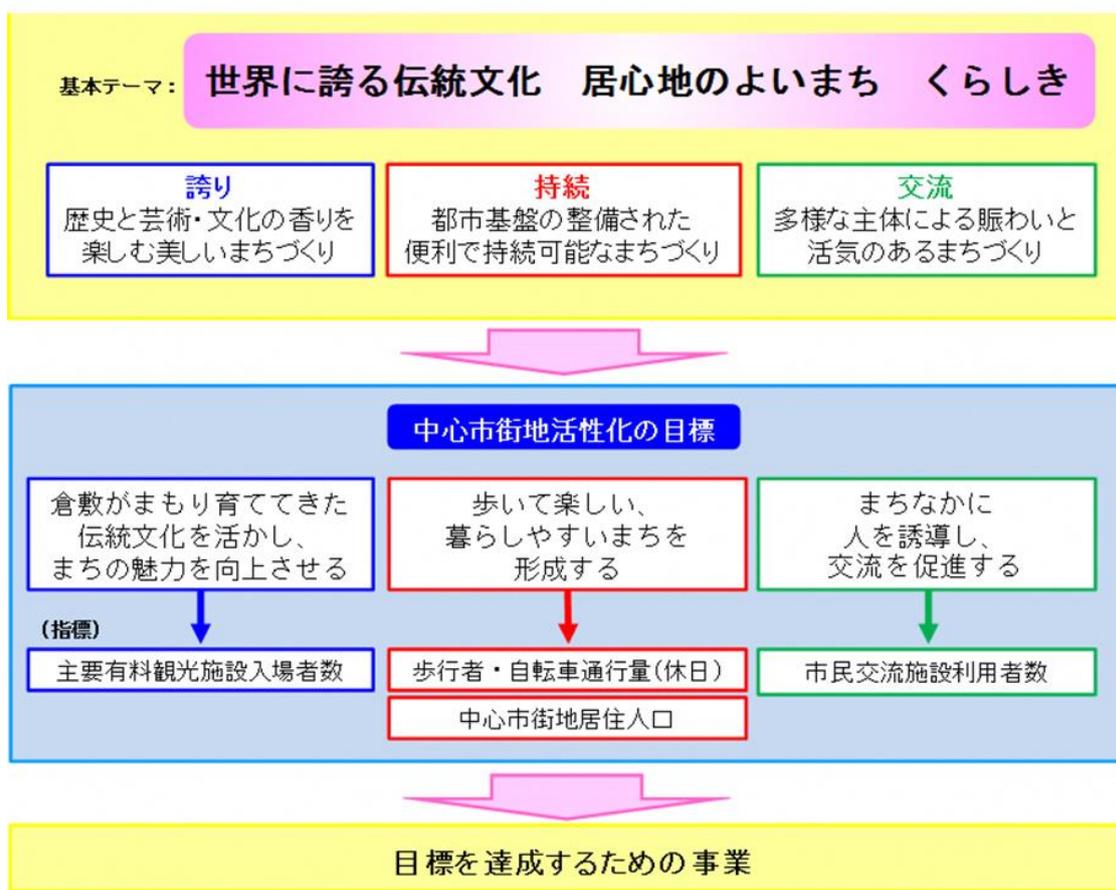
「世界に誇る伝統文化 居心地のよいまち ぐらしき」

基本的な方針

- 1 歴史と芸術・文化の香りを楽しむ美しいまちづくり【誇り】
- 2 都市基盤の整備された便利で持続可能なまちづくり【持続】
- 3 多様な主体による賑わいと活気のあるまちづくり【交流】

④目標

基本的な方針	目標	目標指標	基準値	目標値
歴史と芸術・文化の 香りを楽しむ美しいまちづくり 【誇り】	倉敷がまもり 育ててきた伝 統文化を活か し、まちの魅力 を向上させる	主要有料観光施設 入場者数 (人/年)	526,598 (H25)	610,000 (R1)
都市基盤の整備さ れた便利で持続可 能なまちづくり 【持続】	歩いて楽しい、 暮らしやすい まちを形成す る	歩行者・自転車通 行量 (人/日)	96,263 (H26)	120,000 (R2)
		居住人口 (人)	7,983 (H26)	8,800 (R2)
多様な主体による 賑わいと活気のあるまちづくり 【交流】	まちなかに人 を誘導し、交流 を促進する	市民交流施設利用 者数 (人/年)	597,223 (H25)	600,000 (R2)



(2) 事業等の進捗状況

計画に位置づけられた各事業の令和2年度末時点の進捗見込みは、次のとおりとなっている。

表1-7 事業進捗状況

	市街地の整備改善	都市福利施設の整備	街なか居住の推進	商業の活性化	一体的推進	事業名	事業進捗状況
1	●					土地区画整理事業（倉敷駅前東地区）	完了
2	●					道路（（都）昭和宮前線交差点改良）事業	完了
3	●					地域生活基盤施設事業（倉敷駅前東地域防災施設整備）	完了
4	●					地域創造支援事業（仮称）阿知フレンドスクエア活用事業	完了
5	●					魅力回廊整備	実施中
6	●					公園（（仮称）倉敷駅前東公園）事業	完了
7	●					高質空間形成施設事業 ・（都）昭和宮前線等歩道整備，区画道路整備 ・区画道路電線類地中化 ・道路照明	完了
8	●					地域創造支援事業 ・土地区画整理事業（市単独費） ・倉敷駅前東下水道整備事業	完了
9	●	●	●	●		阿知3丁目東地区市街地再開発事業	実施中
10	●					地域創造支援事業（旧街道景観整備事業）	完了
11	●					地域生活基盤施設事業（倉敷駅周辺誘導案内施設整備）	完了
12	●					道路（阿知63号線道路新設）事業	未実施
13	●					事業活用調査（倉敷駅南地区地区再生調査）	完了
14	●					美観地区電線類地中化事業（阿知町東部商店街，本町通り商店街）	実施中
15	●					（仮称）JR倉敷駅北ペDESTリアンデッキ魅力創出	完了

	市街地の整備改善	都市福利施設の整備	街なか居住の推進	商業の活性化	一体的推進	事業名	事業進捗状況
16	●					倉敷物語館周辺再生整備事業（市所有広場）	実施中
17	●					倉敷駅前東土地区画整理事業	完了
18	●					倉敷駅周辺第二土地区画整理事業	実施中
19	●					地域創造支援事業（旧街道まちなみ修景補助事業）	実施中
20	●					伝統的建造物群等保存事業	実施中
21	●					まちづくり活動推進事業（倉敷駅前東まちづくり情報収集・提供活動会の開催）	完了
22	●					景観形成重点地区整備計画策定	実施中
23		●				ビオスの広場活用事業	実施中
24		●				子育て親子つどいの広場事業	実施中
25		●				（仮称）倉敷中央病院地域連携活動	実施中
26		●				まちや再生トイレ整備事業	実施中
27			●			（仮称）まちづくり協定策定	実施中
28				●		春宵あかり	実施中
29				●		倉敷川川舟運航	実施中
30				●		倉敷雑めぐり	実施中
31				●		倉敷フォトミユラル	実施中
32				●		ハートランド倉敷	実施中
33				●		倉敷天領夏祭り	実施中

	市街地の整備改善	都市福利施設の整備	街なか居住の推進	商業の活性化	一体的推進	事業名	事業進捗状況
34				●		地域創造支援事業（まちなか回遊促進事業：至極の逸品くらしきフェア）	完了
35				●		地域創造支援事業（地域資源推進事業）	完了
36				●		地域創造支援事業「高梁川流域 倉敷三斎市」開催支援事業	完了
37				●		地域創造支援事業（まちなか回遊促進事業：フラッグ・デジタルサイネージ・イルミネーションイベント実施等）	実施中
38				●		地域創造支援事業（まちなか回遊促進事業（回遊促進イベント事業））	実施中
39				●		地域創造支援事業（まちなか回遊促進事業（リアルタイム誘導事業））	完了
40				●		地域創造支援事業（まちなか回遊促進事業（南北縦断誘導案内事業））	未実施
41				●		地域創造支援事業（中心市街地みらいの灯りプロジェクト（倉敷駅周辺））	完了
42				●		地域創造支援事業（中心市街地みらいの灯りプロジェクト（駅南））	実施中
43				●		まちづくり活動推進事業（中心市街地活性化まちづくり活動支援事業）	実施中
44				●		旧旅館東町再生整備事業	実施中
45				●		（仮称）毛利呉服店再生活用整備事業	完了
46				●		クラシキクラフトワークビレッジ整備事業	完了
47				●		（仮称）倉敷歴史顕彰館整備事業	完了
48				●		（仮称）中心市街地町家・古民家イノベーション事業	完了
49				●		（仮称）愛文社再生活用整備事業	完了
50				●		倉敷まちづくり基金事業	実施中
51				●		中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置事業	完了

	市街地の整備改善	都市福利施設の整備	街なか居住の推進	商業の活性化	一体的推進	事業名	事業進捗状況
52				●		市内大学による連携講座	完了
53				●		まちなか活性化事業	実施中
54				●		倉敷市中心市街地スマートパークアンドライド＋ウォーク事業	完了
55				●		空き店舗活用事業	実施中
56				●		倉敷物語館周辺再生整備事業	実施中
57				●		(仮称) 倉敷金融再生活用整備事業	実施中
58				●		(仮称) 倉敷アイビースクエア施設整備事業	完了
59				●		(仮称) 倉敷美観地区新魅力集客拠点創出事業	実施中
60				●		(仮称) 旧中国銀行本町出張所再生整備事業	実施中
61				●		J R倉敷駅北大規模複合型商業施設増床	実施中
62				●		J R倉敷駅周辺エントランス機能強化事業	完了
63				●		まちなか歴史紡ぎ事業	実施中
64				●		阿智神社例大祭連携まちなかイベント	実施中
65				●		倉敷屏風祭	実施中
66				●		倉敷音楽祭	実施中
67				●		中心市街地デジタルサイネージ事業	実施中
68				●		高梁川マルシェ	完了
69				●		倉敷路地市庭(いちば)ロジカフェクラシキ	完了

	市街地の整備改善	都市福利施設の整備	街なか居住の推進	商業の活性化	一体的推進	事業名	事業進捗状況
70				●		倉敷ロングテーブル	完了
71				●		倉子城（クラシキ）文化サロン事業	完了
72				●		クラシキ庭苑活用事業	完了
73				●		（仮称）倉敷美観地区 WiFiホットスポット構築	実施中
74				●		倉敷物語館活用事業	実施中
75				●		いきいきパスポート	実施中
76				●		美観地区夜間景観照明事業	実施中
77				●		倉敷ものづくり力発信事業	実施中
78				●		中心市街地インバウンド強化事業	実施中
79					●	中央交番跡地活用	実施中
80					●	倉敷市地域公共交通活性化・再生総合事業	完了
81					●	（仮称）美観地区内快適歩行空間形成事業	完了

(3) 目標の達成状況

① 主要有料観光施設入場者数

主要有料観光施設入場者数については、中心市街地インバウンド強化事業等により、増加する外国人観光客への対応強化等に取り組んだが、平成30年には豪雨災害の影響により観光客が減少し、倉敷美観地区への観光客数が前年比85.6%まで落ち込んだ。令和元年は観光客数が増加し、主要有料観光施設入場者数も増加したものの、目標値には至っていない。

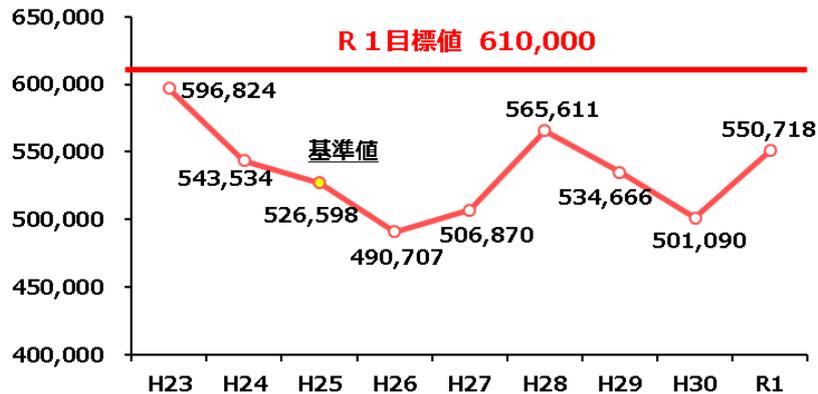


図1-37 主要有料観光施設入場者数 (人/年)

資料：倉敷市「倉敷市観光統計書」より作成

② 歩行者・自転車通行量

歩行者・自転車通行量については、美観地区電線類地中化事業、倉敷物語館周辺再生整備事業等の取組により、まちに賑わいが創出され、基準年以降は増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年に激減した。

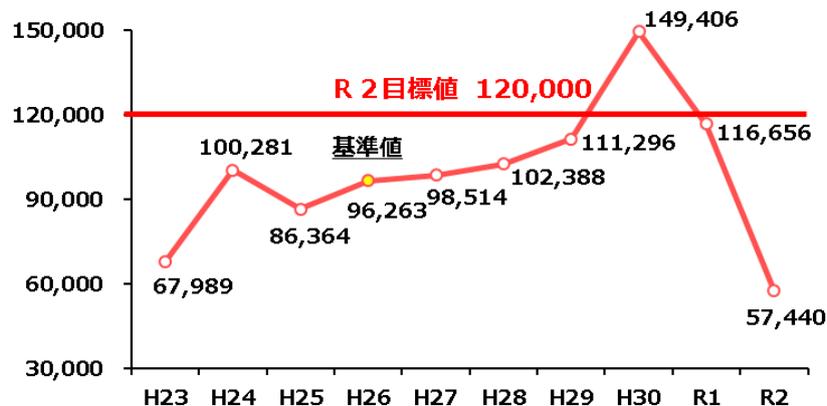


図1-38 歩行者・自転車通行量 (人/日)

※平成30年は豪雨災害の影響により例年と異なる時期に調査したため、参考値として扱う

資料：倉敷市「倉敷市中心市街地通行量調査」、「倉敷市商店街等通行量調査」より作成

③居住人口

居住人口については、ほぼ横ばいで推移していたが、平成28年以降は減少を続けている。阿知3丁目東地区市街地再開発事業等により住宅を整備することで居住人口の増加を見込んでいたが、計画期間内の事業完了が困難となり、目標達成が難しい状況となっている。

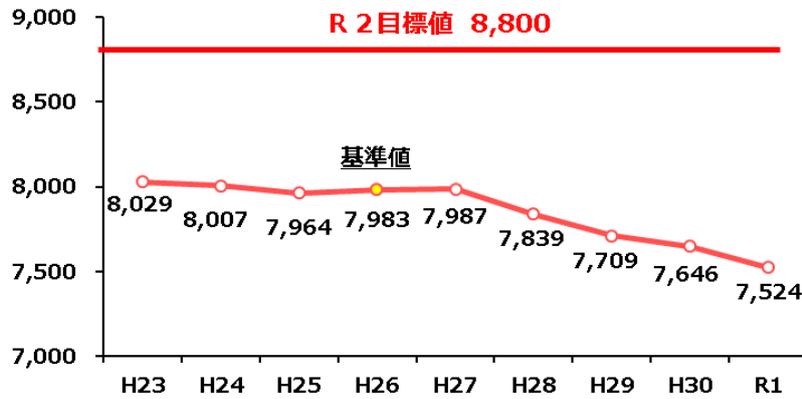


図1-39 居住人口 (人)

資料：住民基本台帳（各年12月末時点集計、基準年（H26）のみ10月末時点集計）より作成

④市民交流施設利用者数

市民交流施設利用者数については、倉敷物語館活用事業等により施設の利用が促進され、平成27年以降は高い水準で推移しており、目標達成可能であると見込まれる。

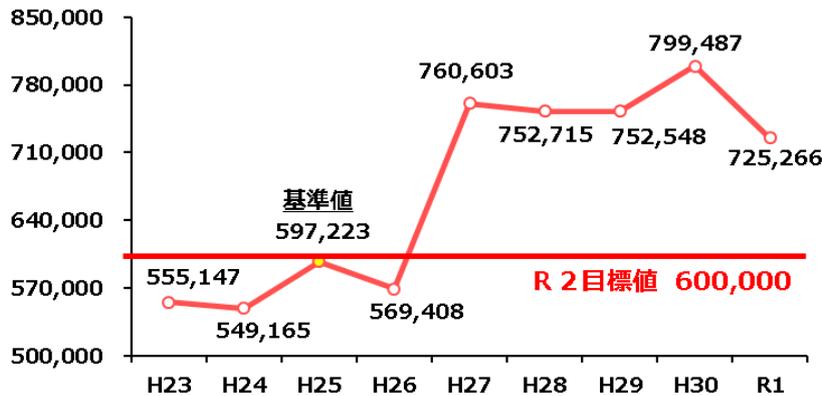


図1-40 市民交流施設利用者数 (人/年)

資料：倉敷市

(4) 中心市街地活性化協議会の意見

平成27年度から令和元年度までの倉敷市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告における、中心市街地活性化協議会の意見を以下のとおり整理する。

①平成27年度

- ・倉敷駅前東地区における土地区画整理事業の進展は、中心市街地の更なる発展に多大な好影響をもたらすものであり、特にJR倉敷駅から商店街への誘導をはじめ、駅周辺のハード、ソフト両面での一層の充実が期待できる。
- ・中心市街地内の商業者、事業者が相互に連携し、スタンプラリー等の販売促進活動を実施するなど、前計画で創出した集客拠点の相乗効果を生むような取り組みにより、賑わい（通行量）が維持、向上している点も評価できる。
- ・現在試行中の荷捌き場の運用のように、倉敷の個性と魅力をより高める「まちの風土」を意識した取り組みを始めた点も評価している。
- ・G7倉敷教育大臣会合の開催により、倉敷が、より世界から注目される機会となるため、今後、国内観光客の集客はもとより、インバウンド対応への強化を図るとともに、試行中の荷捌き場の成果等による更なる高質な空間形成への取り組みを期待している。

②平成28年度

- ・長年の課題であった土地区画整理事業が完了したことは大変喜ばしく、中心市街地の発展に多大な好影響をもたらすものと考えられる。引き続き、関連する公園整備を実施していきたい。
- ・「クラシキクラフトワークビレッジ」及び「くらしき伝」の整備については、日本と倉敷の歴史・文化に触れ、学び、体験していただくための拠点として、中心市街地におけるインバウンド対応の核となることを期待している。

③平成29年度

- ・土地区画整理事業が完了した倉敷駅前東地区に、「倉敷市市営駅東駐車場」が開業したことにより、中心市街地来訪の利便性が向上し、今後の発展、民間投資による都市整備に好影響をもたらすものと考えられる。
- ・「語らい座大原本邸」を平成30年4月に開業させ、さらに深度を増した倉敷市の魅力を日本国内のみならず世界に発信し、更なる賑わいと活力の創出に繋がるものと期待している。
- ・ソフト面でのインバウンド対応の強化については、観光ガイドの語学力と接客スキルの向上を図り、インバウンド対応したガイド育成等を目指した取り組みを開始し、2020年の東京オリンピック開催を控えた外国人観光客需要の高まりが、中心市街地の更なる活性化に転嫁されるよう、より一層推進していきたい。

④平成30年度

- ・ 7月に発生した西日本豪雨災害によって災害対応、復旧に市一丸で取り組む状況となり、倉敷市中心市街地においても7月～10月末までは、来訪者も途絶えたと見え、官民全てのイベントが中止され、賑わいと活力が失われた状況が続いた。
- ・ 電線類地中化及び路面美装化を進めるとともに、町家リノベーション施設「愛文舎」がインバウンドに対応した書店とレストランの複合施設としてオープンし、新たな広域集客拠点となっている。
- ・ 昨年度から始めた英語ガイドの育成により、技量試験に合格した13名が外国人観光客の皆さんの御案内をスタートして大変好評をいただいている。

⑤令和元年度

- ・ アートとグルメの複合施設「くらしき宵待ちGARDEN」内で、展示室や茶室を備えた新たなアートスポット「きび美ミュージアム」の整備が進んだ。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、まちの賑わいが低下した状況が続いているが、日常が戻った後には一日も早く賑わいを取り戻して活性化に取り組めるように、引き続き官民一体となって事業に取り組んでいきたい。

[5] 中心市街地活性化の課題

[1]～[4]を踏まえ、中心市街地の活性化に当たっての課題を以下のとおり整理する。

(1) 歴史的な町並みの継承

アンケート調査の結果では、倉敷地域の住民のうち「歴史的な景観が保全されている」と感じる人は半数以上を占めているが、前計画の開始以前（平成26年）と比較すると、その割合は減少している。

第1期計画（平成22年度～平成26年度）から「歴史と芸術・文化の香りを楽しむ美しいまちづくり」を基本的な方針のひとつとして掲げ、各種事業を通じて景観整備や町並み保全等に取り組んできたが、相続や老朽化等により町家・古民家等の伝統的建築物が解体され、歴史的な町並みが失われつつある地域もある。倉敷市地域おこし協力隊及びNPO法人が平成30年度に実施した調査によると、川西町や阿知3丁目などの中心市街地南西部には、空き家となった伝統的建築物が多く存在している。伝統的建築物の解体が加速することを防ぐため、歴史的な町並みを継承する取組が必要と考えられる。

【市内では、歴史的な景観が保全されていると感じていますか】

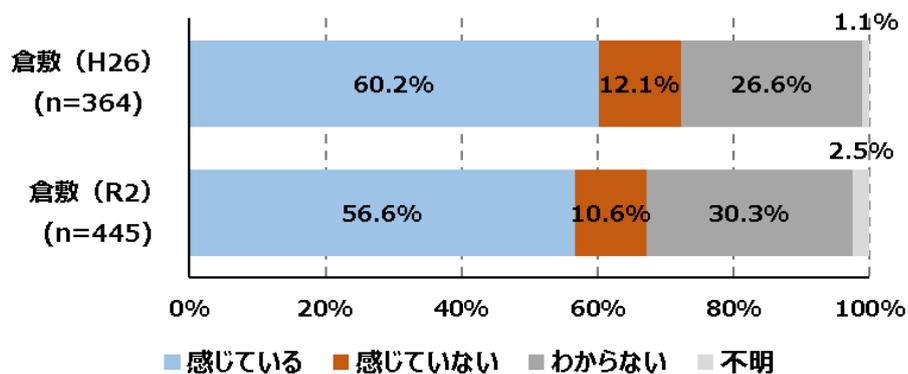


図1-41 アンケート調査結果

資料：倉敷市「倉敷市第六次総合計画「まちづくり指標」アンケート調査」より作成

(2) 便利で快適な居住環境の整備

中心市街地の居住人口は減少傾向にあり、まちなか居住が図られているとは言えない状況にある。アンケート調査からも利便性の向上を求める声が多く、住民が便利で快適に生活することができる居住環境を整備する取組が必要と考えられる。

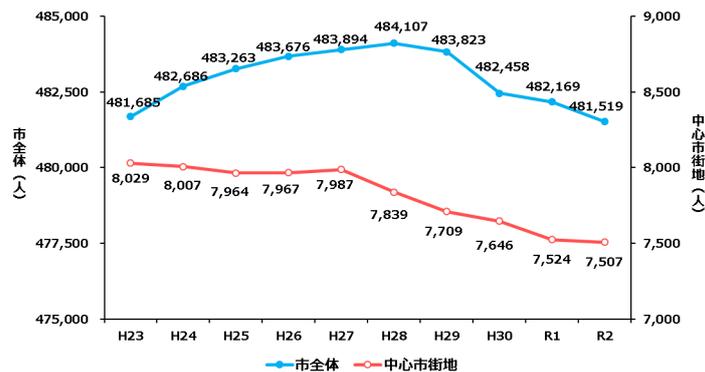


図1-42 人口の推移

資料：住民基本台帳（各年12月末時点集計、令和2年のみ9月末時点集計）より作成

(3) 中心市街地内の交流促進

集客拠点の整備や路面美装化等の取組により、まちに賑わいが創出され、歩行者・自転車通行量も増加傾向にあったが、主要有料観光施設入場者数や宿泊者数の推移等を見ると、創出された賑わいの波及効果がまちなか全体に及んでいない状況にある。中心市街地内の交流を促進し、回遊性向上や滞留時間増加等により賑わいを全体に波及させる取組が必要と考えられる。



※平成30年は豪雨災害の影響により例年と異なる時期に調査したため、参考値として扱う

資料：倉敷市「倉敷市中心市街地通行量調査」、
「倉敷市商店街等通行量調査」より作成

図1-43 歩行者・自転車通行量 (人/日)



図1-44 主要有料観光施設入場者数 (人/年)

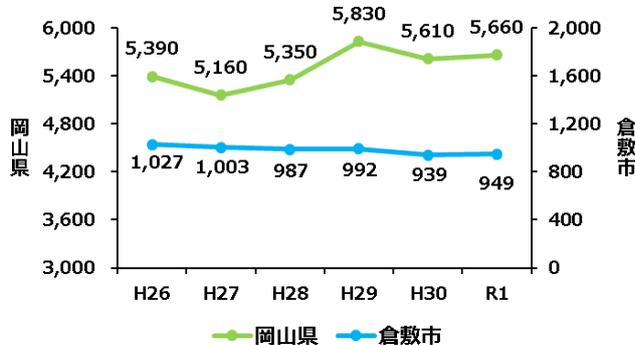


図1-45 宿泊者数 (千人)

資料：倉敷市「倉敷市観光統計書」、岡山県「観光客・その流れと傾向」より作成

[6] 中心市街地活性化の方針

本市では、第1期計画（平成22年度～平成26年度）、第2期計画（平成27年度～令和2年度）において、「世界に誇る伝統文化 居心地のよいまち 暮らしき」を基本テーマとして掲げ、①歴史と芸術・文化の香りを楽しむ美しいまちづくり【誇り】、②都市基盤の整備された便利で持続可能なまちづくり【持続】、③多様な主体による賑わいと活気のあるまちづくり【交流】の3つを基本的な方針に設定し、倉敷みらい公園と大規模複合型商業施設からなる都市空間の構築や電線類地中化による景観向上、集客拠点の整備等に取り組んできた。その結果、第2期計画期間（平成27年度～令和2年度）では10万人を超える歩行者・自転車通行量が安定して記録されるなど、まちに賑わいが創出された。

一方で、[5]に記載したように、創出された賑わいの波及効果がまちなか全体に及んでいるとは言えない状況にあり、中心市街地内の交流促進が課題となっている。3つの基本的な方針（誇り、持続、交流）に関わる課題が他にも残されている（歴史的な町並みの継承、便利で快適な居住環境の整備）ことから、基本テーマ及び基本的な方針は継承し、活性化に向けた取組を途切れることなく実施する。

また、これまでとは異なる視点からも、課題解決に向けた取組が必要である。現在のコロナ禍のように、観光客の来訪が見込めない状況においては、地域住民の活力が特に重要であり、住民が魅力を感じる拠点や環境を整備し、更なる賑わいと活力を創出する。

さらに、倉敷市はSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた優れた取組を行う都市として「SDGs 未来都市」に選定されており、中心市街地においても、SDGs の理念を踏まえて各種事業を展開し、持続可能なまちづくりに取り組む。

基本テーマ

世界に誇る伝統文化 居心地のよいまち 暮らし

基本的な方針

誇り

歴史と芸術・文化の香りを
楽しむ美しいまちづくり

持続

都市基盤の整備された便利で
持続可能なまちづくり

交流

多様な主体による賑わいと
活気のあるまちづくり

前計画

目標

倉敷がまもり育ててきた
伝統文化を活かし、まちの
魅力を向上させる

目標指標

主要有料観光施設入場者数

歩いて楽しい、暮らしやす
いまちを形成する

歩行者・自転車通行量
居住人口

まちなかに人を誘導し、
交流を促進する

市民交流施設利用者数

目標を達成するための事業

中心市街地活性化の課題

歴史的な町並みの継承

便利で快適な
居住環境の整備

中心市街地内の
交流促進

継承

新計画

図 1-46 中心市街地活性化の方針

(1) 上位計画・関連計画との整合性

①岡山県南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）（平成16年度策定、令和2年度改定）

都市づくりの基本理念として「中四国の中核拠点としてふさわしい力強い都市づくり」を掲げ、7つの都市づくりの方針を設定している。倉敷市の中心市街地については、「高梁川流域圏の拠点・連携中核都市倉敷の拠点として鉄道高架事業・土地区画整理事業・市街地再開発事業などによる都市基盤の整備にあわせて商業・業務、文化、医療・福祉など高次都市機能の集積強化を進める」、「倉敷美観地区をはじめとして観光・文化資源が多いことから、来訪者にもやさしい観光・文化の都市づくりを推進する」としている。

②倉敷市第七次総合計画（令和2年度策定）

基本構想において、倉敷市のめざす将来像として「豊かな自然と 紡がれた歴史・文化を 次代へ繋ぎ 人と人との絆と慈しみの心で 地域を結ぶまち倉敷」を掲げ、5つの分野ごとにめざすまちの姿が示されている。中心市街地については、基本方針として「市中心部の都市基盤整備を推進するとともに、地域の実情に応じた市街地整備を図ります。また、まちなかを車中心からひと中心の魅力ある空間へと転換していきます。」、「市中心部において、JR倉敷駅を中心とした南北の回遊性向上による一体化を促進し、更なる賑わいと活力の創出を図ります。」等を設定している。

③第2期倉敷みらい創生戦略（令和2年度策定）

倉敷みらい創生戦略は、地方版総合戦略として総合計画とは別途策定していたが、倉敷市第七次総合計画では、第2期倉敷みらい創生戦略を組み込んでいる。4つの基本目標と倉敷市第七次総合計画に掲げた基本方針（地方創生に関するもの）等によって構成されており、②に記載した基本方針も抽出されている。

④倉敷市都市計画マスタープラン（平成20年度策定、令和2年度改定）

まちづくりの理念として「『市民と創る ころろゆたかな 倉敷』～豊かさ創造、豊かさ実感～」を掲げ、5つの目標を設定している。中心市街地については、JR倉敷駅周辺の本市中心部を都市構造における「広域拠点」として位置づけ、市全域及び高梁川流域圏の拠点として、高次都市機能の集積強化を図ることとしている。

⑤倉敷市立地適正化計画（令和2年度策定）

立地適正化計画の目標として「より良い未来に向けた 活力と魅力あふれるまちづくり～誰もが暮らしやすく 今よりも暮らしやすい まちのカタチへ～」を掲げている。中心市街地については、中心市街地を含むJR倉敷駅周辺を「都市機能誘導区域（広域拠点型）」に設定し、JR倉敷駅と周辺市街地の一体的再構築、歩行者・自転車にやさしいまちづくり、駐車場の整備・再配置などの施策を展開するとしている。

⑥倉敷駅周辺総合整備計画（平成28年度策定）

中心市街地活性化基本計画区域を含むJR倉敷駅周辺を計画区域とし、まちづくりによって目指す将来像として「美しさ、歴史・文化等が活かされ、豊かで、賑わいのあるまち」を掲げ、実現するための全体整備方針を「鉄道南北を越えてつなぐ人と水の軸の創造」に設定している。中心市街地については、「賑わい形成（高次都市機能誘導）ゾーン」、「先進医療ゾーン」、「文化観光交流ゾーン」、「新しいライフスタイル創出ゾーン」等の土地利用（ゾーニング）を設定し、ゾーンごとに取組方針を定めている。

⑦倉敷市景観計画（平成21年度策定、令和2年度改定）

倉敷市の景観づくりの基本理念として「瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくり」を掲げ、5つの基本目標を設定している。中心市街地については、JR倉敷駅周辺を「都市景観拠点」に位置づけ、都市機能の集積した活力と賑わいのある拠点として整備するとともに、歴史都市倉敷市の「まちの顔」として相応しい魅力と風格ある都市景観の形成に努めることとしている。また、倉敷美観地区周辺を「歴史・文化的景観拠点」に位置づけ、今日まで受け継がれてきた歴史や文化・伝統などを、まちの個性として大切にしながら、歴史的まち並みをその地区の核とした景観まちづくりを進めることとしている。

⑧倉敷市地域公共交通網形成計画（平成28年度策定、平成29年度変更）

「暮らしを支え 活気をつなぐ 倉敷の魅力を高める公共交通網」の理念のもと、4つの基本方針を設定している。中心市街地については、倉敷駅を「広域交通拠点」として位置づけ、高梁川流域の中核都市である本市の玄関口としてふさわしい環境を整備することとしている。

⑨倉敷市緑の基本計画（平成27年度策定）

基本理念として「豊かな緑と水に囲まれた環境、花と緑あふれる暮らしを未来につなぎます。」を掲げ、3つの基本方針を設定している。中心市街地については、倉敷地域の緑のまちづくりの目標として「倉敷地域の核としてだけでなく倉敷市の広域拠点であるJR倉敷駅周辺では、花や緑の演出等による地域の顔づくり、民有地や公共施設の緑化を推進」するとしている。

⑩倉敷市空家等対策計画（平成29年度策定）

倉敷市空家等対策の基本方針として「多様な課題解決の視点から、まちづくりの一環として空家等対策に取り組む」を掲げ、4つのテーマを設定している。「空家等をまちの資源として活用する～空家等の活用促進～」のテーマでは、町家、古民家など地域を特徴づける貴重な空家等については、活用ニーズや活用が妨げられている原因等を把握し、適切な情報提供や支援等を行い、その活用を促進するとしている。

(2) エリア別の方向性

中心市街地内に存在する4つの集客エリアそれぞれの魅力を向上し、相乗効果により更なる賑わいと活力を創出する。

①倉敷みらい公園、大規模複合型商業施設を中心としたエリア

倉敷駅周辺総合整備計画において「賑わい形成（高次都市機能誘導）ゾーン」に設定されている。JR倉敷駅に近接する大規模複合型商業施設が大きな賑わいを見せており、倉敷みらい公園は緑豊かな潤いと憩いの空間となっているほか、災害時の避難場所にも指定されている。

倉敷みらい公園への避難経路の確保や、密集した市街地の再開発、区画道路の整備等により、防災性の高いまちを形成する。

②JR倉敷駅、百貨店、商店街を中心としたエリア

倉敷駅周辺総合整備計画において「賑わい形成（高次都市機能誘導）ゾーン」に設定されている。くらしきシティプラザ東西ビルの老朽化や一番街商店街の解散等、市の玄関口としての賑わいが低下している。

駅や駅前広場のリニューアルにより、歴史文化都市にふさわしい、美しさと風格が感じられる駅前空間を形成し、現在の商業施設や公園とあいまって更なる賑わいを創出する。

③医療機関を中心としたエリア

倉敷駅周辺総合整備計画において「先進医療ゾーン」に設定されている。災害拠点病院にも指定されている救命救急センターをはじめ、救急告示病院、看護の充実した医療施設が集積し、介護支援施設も存在している。

医療施設に近接する場として、高齢者から若者、医療関係者等、多様な世代が安心・快適に暮らせる環境を創出する。

④倉敷美観地区を中心としたエリア

倉敷駅周辺総合整備計画において「文化観光交流ゾーン」に設定されている。条例の整備や町家・古民家のリノベーション等、官民挙げて町並みの保存に取り組み、年間300万人を超える観光客で賑わっている。

町家・古民家のリノベーションや電線類の地中化、道路の美装化等により、歴史的な町並みの魅力を一層向上させ、国内有数の観光地として更なる賑わいを創出する。また、景観保全に対する市民意識を熟成し、市民、事業者、行政の協働により良好な景観を保全する。

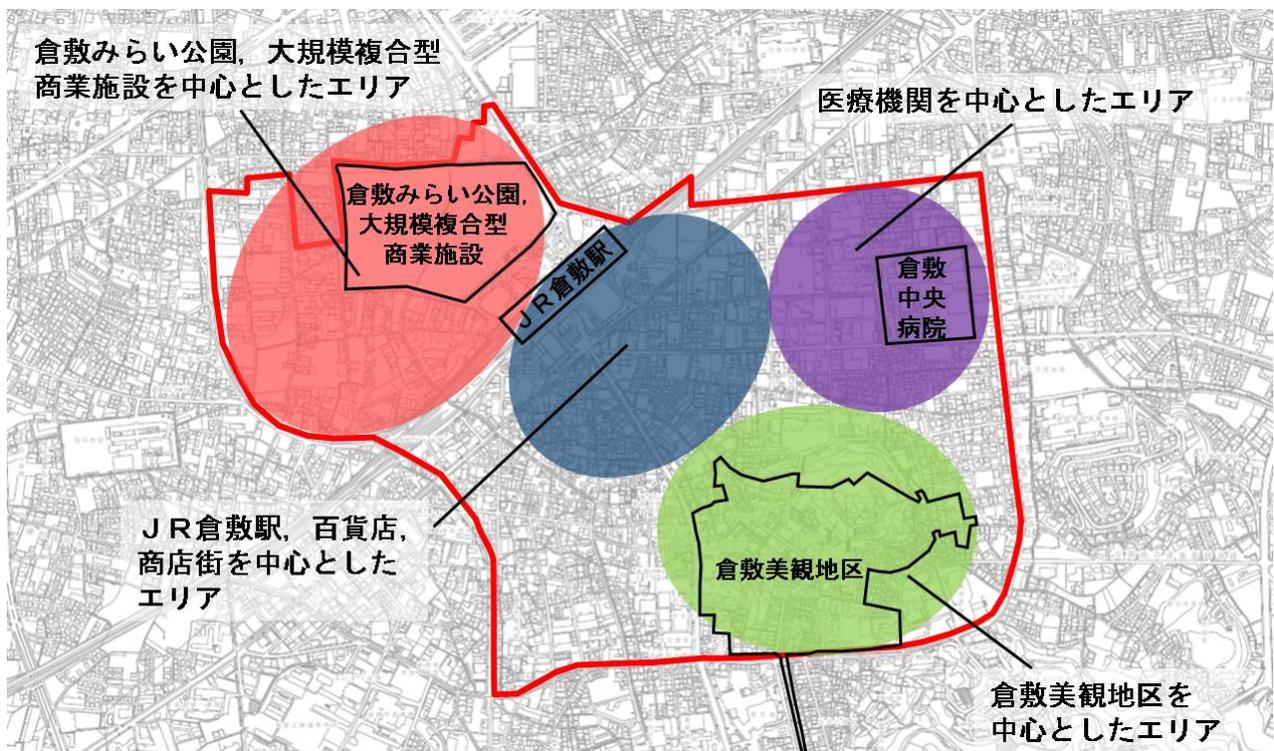


図 1-47 4つの集客エリア

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

市中央よりやや北に位置し、江戸時代に天領として栄えた白壁の町並みと大原美術館などの建築物が一体となり、歴史的な景観を形成している倉敷美観地区を含む JR 倉敷駅周辺は、倉敷市の玄関口であるのみならず、高梁川流域圏及び岡山県南西部の拠点であり、このエリアの衰退が広域に及ぼす影響も極めて大きいと判断されるため、倉敷市の中心市街地と位置付ける。



図 2-1 位置図

[2] 区域

区域設定の考え方

「倉敷市立地適正化計画」において、JR 倉敷駅周辺～倉敷市役所本庁周辺を「都市機能誘導区域（広域拠点型）」に設定し、多様な市街地整備の手法を組み合わせ、駅とその周辺市街地の一体的な再構築を推進すると位置づけている。

中心市街地は、「倉敷市立地適正化計画」に定める都市機能誘導区域内で、4つの集客エリアを含む約175haを設定する。

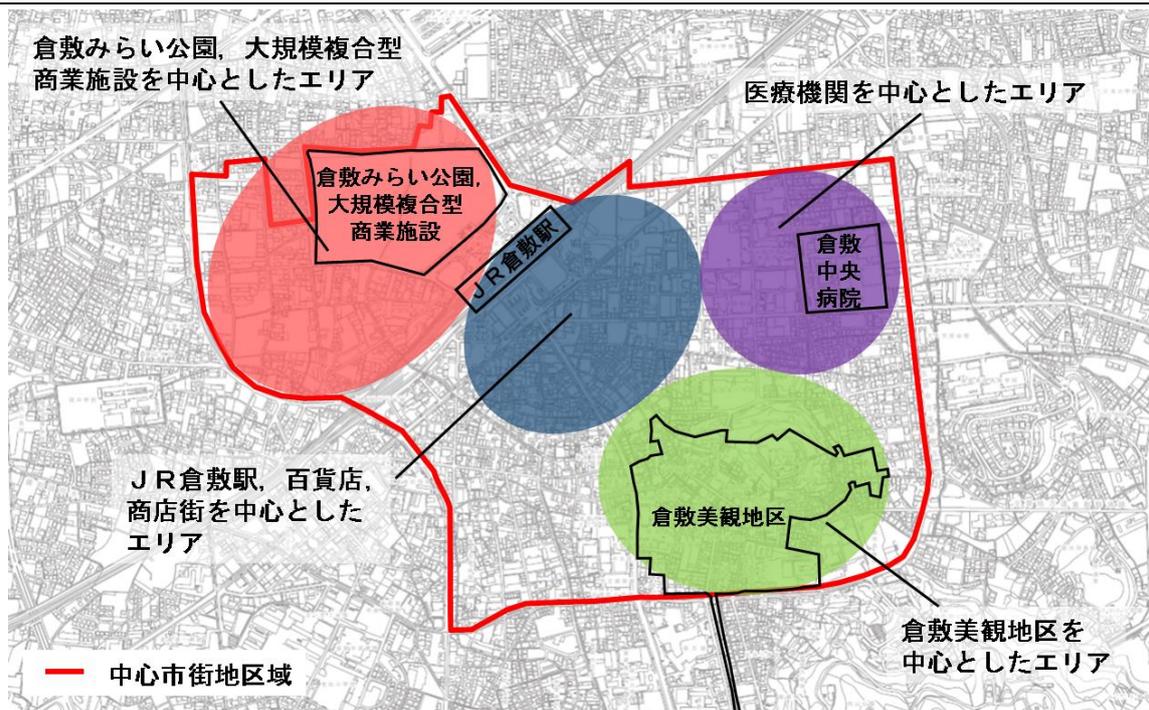


図 2-2 区域図



立地適正化計画における都市機能誘導区域は、中心市街地を包含している。

資料：倉敷市「倉敷市立地適正化計画」（令和2年度策定）より作成

図 2-3 都市機能誘導区域（倉敷駅周辺地区）

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

中心市街地の人口は、市全体の人口が減少に転じるよりも前から減少傾向にある。

小売業、飲食サービス業の事業所数や事業収入等は増加しており、平成23年以降は地価も上昇している地点が多いものの、商店街近隣では下降している地点がある。

歩行者・自転車通行量は増加傾向にあったが、主要有料観光施設入場者数の推移等を見ると、創出された賑わいの波及効果がまちなか全体に及んでいない状況にある。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の通行量は大きく減少しており、このままでは機能的な都市活動の確保、経済活力の維持に支障を生ずるおそれがある。

①人口

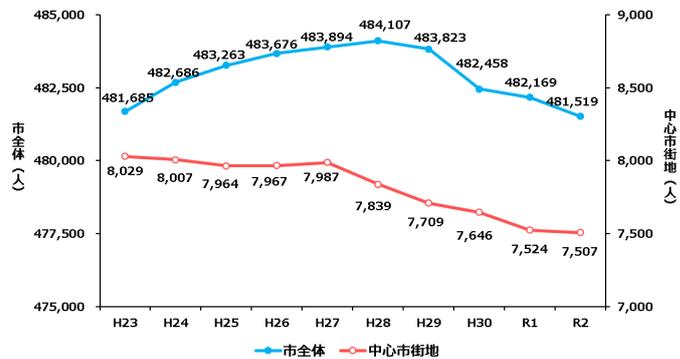


図2-5 人口の推移

資料：住民基本台帳（各年12月末時点集計、令和2年のみ9月末時点集計）より作成

②地価

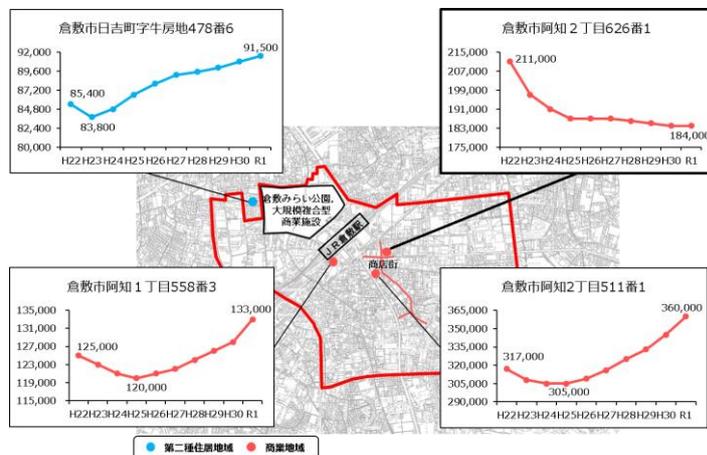


図2-6 地価の推移

資料：国土交通省「地価公示」、岡山県「地価調査」より作成

③小売業、飲食サービス業

表 2-2 事業所数、従業者数等の増減

		平成24年	平成28年	増減
小売業	事業所数	297	406	109
	従業者数（人）	1,433	2,244	811
	年間商品販売額（億円）	255	436	181
飲食サービス業	事業所数	232	354	122
	従業者数（人）	1,905	2,278	373
	事業収入（億円）	76	99	23

資料：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」の調査票情報から独自集計

④歩行者・自転車通行量



図 2-7 歩行者・自転車通行量 (人/日)

※平成 30 年は豪雨災害の影響により例年と異なる時期に調査したため、参考値として扱う

資料：倉敷市「倉敷市中心市街地通行量調査」、「倉敷市商店街等通行量調査」より作成

⑤主要有料観光施設入場者数

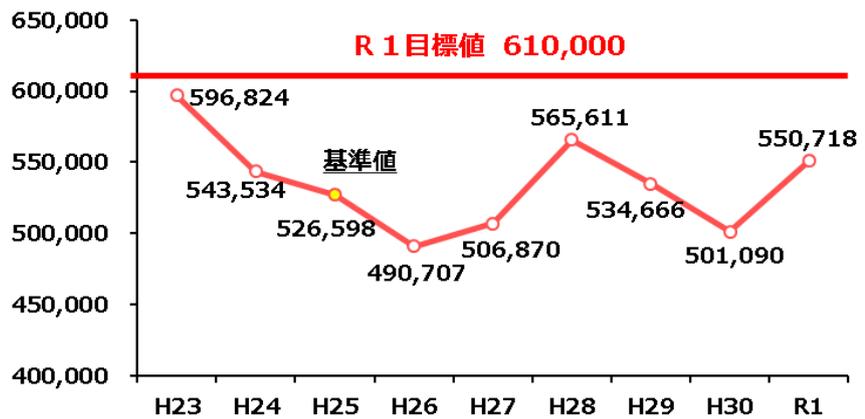


図 2 - 8 主要有料観光施設入場者数 (人/年)

資料：倉敷市「倉敷市観光統計書」より作成

第 3 号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

上位計画において、本市中心市街地は市全域及び高梁川流域圏の拠点と位置づけられており、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することにより、圏域全体の発展をけん引する役割が期待されている。

①岡山県南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

倉敷市の中心市街地を「高梁川流域圏の拠点・連携中枢都市倉敷の拠点として鉄道高架事業・土地区画整理事業・市街地再開発事業などによる都市基盤の整備にあわせて商業・業務、文化、医療・福祉など高次都市機能の集積強化を進める」、「倉敷美観地区をはじめとして観光・文化資源が多いことから、来訪者にもやさしい観光・文化の都市づくりを推進する」と位置づけている。

②倉敷市第七次総合計画

基本方針として「市中心部の都市基盤整備を推進するとともに、地域の実情に応じた市街地整備を図ります。また、まちなかを車中心からひと中心の魅力ある空間へと転換していきます。」、「市中心部において、JR倉敷駅を中心とした南北の回遊性向上による一体化を促進し、更なる賑わいと活力の創出を図ります。」等を設定している。

③第2期倉敷みらい創生戦略

倉敷みらい創生戦略は、地方版総合戦略として総合計画とは別途策定していたが、倉敷市第七次総合計画では、第2期倉敷みらい創生戦略を組み込んでおり、②に記載した基本方針も抽出されている。

④倉敷市都市計画マスタープラン

JR倉敷駅周辺の本市中心部を都市構造における「広域拠点」として位置づけ、市全域及び高梁川流域圏の拠点として、高次都市機能の集積強化を図ることとしている。

⑤倉敷市立地適正化計画

中心市街地を含むJR倉敷駅周辺を「都市機能誘導区域（広域拠点型）」に設定し、JR倉敷駅と周辺市街地の一体的再構築、歩行者・自転車にやさしいまちづくり、駐車場の整備・再配置などの施策を展開するとしている。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化基本計画の基本テーマと基本的な方針

基本テーマ

「世界に誇る伝統文化 居心地のよいまち ぐらしき」

基本的な方針

1 歴史と芸術・文化の香りを楽しむ美しいまちづくり【誇り】

倉敷美観地区を中心とした歴史と芸術・文化の継承・再生を図るとともに、拠点施設の魅力の向上などにより美しいまちづくりを行い、来街者とのふれあいを楽しむことができ、市民が誇りを持てるまちを目指す。

2 都市基盤の整備された便利で持続可能なまちづくり【持続】

JR倉敷駅周辺への都市機能集積や、歩道等のバリアフリー化、まちなか居住の推進、公益施設（病院等）の利便性向上により、便利で持続可能なまちを目指す。

3 多様な主体による賑わいと活気のあるまちづくり【交流】

倉敷美観地区等を訪れる観光客、JR倉敷駅北の大規模複合型商業施設や、同駅南の商業施設及び倉敷物語館周辺等を訪れる買い物客及び大規模病院の来院者等をまちなかへ誘導することにより、暮らす人、商売を行う人、観光客等、多様な主体が活発に交流・連携できる賑わいと活気のあるまちを目指す。

[2] 中心市街地活性化の目標

3つの基本的な方針を推進するため、以下の3つの目標を設定し、中心市街地の活性化を目指す。

目標1：歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上

基本的な方針【誇り】を踏まえ、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」を目標に設定する。建造物の修理・修景により歴史的な町並みを保全するとともに、町家・古民家の再生整備によりまちの魅力向上を図り、中心市街地活性化の課題である「歴史的な町並みの継承」に対応する。

目標2：便利で快適な営みのあるまちなかの形成

基本的な方針【持続】を踏まえ、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」を目標に設定する。市街地再開発事業や土地区画整理事業により居住環境を整備するとともに、居心地の良いウォークアブルな空間の形成を図り、中心市街地活性化の課題である「便利で快適な居住環境の整備」に対応する。

目標3：人が集い、交流するまちなかの形成

基本的な方針【交流】を踏まえ、「人が集い、交流するまちなかの形成」を目標に設定する。中心市街地内の回遊を促進するイベントの開催によりまちなか全体に賑わいを波及させるとともに、公共空地の活用等により人が憩える空間の形成を図り、中心市街地活性化の課題である「中心市街地内の交流促進」に対応する。

[3]計画期間

計画期間は、令和3年4月から令和8年3月までの5年間とする。

[4]目標指標の設定の考え方

(1)目標指標

3つの目標に対して、以下に掲げる指標を目標指標として設定する。

目標1に対する指標：町家・古民家再生活用件数

「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」の状況を把握するため、町家・古民家再生活用件数を目標指標に設定する。歴史的資源である町家・古民家の再生活を促進し、周辺エリアの魅力向上を図る。

目標2に対する指標：居住人口

「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」の状況を把握するため、前計画に引き続き居住人口を目標指標に設定する。便利で快適な居住環境を整備し、まちなか居住を促進する。

目標3に対する指標：①歩行者・自転車通行量 ②来街者の平均滞留時間

「人が集い、交流するまちなかの形成」の状況を把握するため、歩行者・自転車通行量と来街者の平均滞留時間の2つを目標指標に設定する。中心市街地内の交流を促進し、賑わいの創出とまちなか全体への波及を図る。

(2) 目標数値

基本的な方針	中心市街地の活性化の目標	目標指標	基準値	目標値
歴史と芸術・文化の香りを楽しむ美しいまちづくり 【誇り】	歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上	町家・古民家再生活用件数（件）	39 (H27～R1 累計)	45 (R3～R7 累計)
都市基盤の整備された便利で持続可能なまちづくり 【持続】	便利で快適な営みのあるまちなかの形成	居住人口（人）	7,507 (R2)	8,000 (R7)
多様な主体による賑わいと活気のあるまちづくり 【交流】	人が集い、交流するまちなかの形成	歩行者・自転車通行量（人／日）	57,440 (R2)	124,000 (R7)
		来街者の平均滞留時間（分）	98 (R1)	111 (R6)

①町家・古民家再生活用件数

基準値 (H27～R1 累計)	→	目標値 (R3～R7 累計)
39件		45件

ア 計測方法

年3回開催される「倉敷市まちづくり基金活用事業審査会（以下「審査会」）」において採択されたハード事業のうち、中心市街地域内で実施する再生活用の件数を毎年度末に集計する。

イ 基準値・目標値の考え方

前計画の開始年度となる平成27年度から5年間分の累計件数を基準値に設定し、新たな計画期間と比較する。基準値は39件となり、年間約8件の町家・古民家が中心市街地内で再生活用されている。現状のまま推移した場合、令和3年度から令和7年度までの累計件数は40件程度になると推計し、各事業の効果により、審査会1回あたりの採択件数を3件（年間9件）まで増加させることを目指し、
9（件）×5（年）＝45（件）を目標値に設定する。

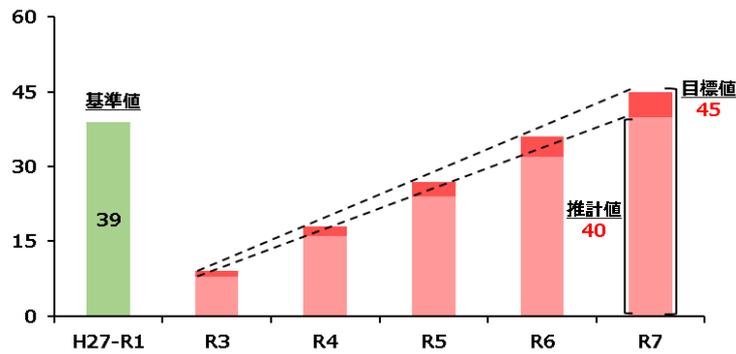


図3-1 町家・古民家再生活活用件数 (件)

資料：倉敷市

ウ 事業による効果

(a) 阿知3丁目東地区市街地再開発事業による効果

市街地再開発事業により、旧一番街商店街の道路を拡幅し、舗装や側溝の美装化等を行うことで、道路周辺の魅力向上を図り、道路沿いの町家・古民家の再生活用を促進する。令和3年度に事業完了予定であるため、令和4年度から令和7年度までの間に、旧一番街商店街周辺での再生活用が2件増加すると見込む。



図3-2 市街地再開発事業実施位置

(b) (仮称) 空き家等職住一体活用事業 (中心市街地南西部) による効果

住宅と商業が共存する中心市街地南西部を中心に、主に空き家を活用して職住を一体とする住宅や日常生活に必要な施設等を整備する。川西町や阿知3丁目などの中心市街地南西部には、空き家となった伝統的建築物が多く存在するため、町家・古民家の再生活用が進むと考えられる。令和3年度から令和7年度までの間に、中心市街地南西部での再生活用が2件増加すると見込む。

(c) 町家・古民家再生手法の継承による効果

「町家・古民家で紡ぐ魅力拠点創出事業」、「倉敷町家創生塾」により、倉敷市の歴史や文化、町家・古民家の再生に関する技術やノウハウを継承することで、町家・古民家の再生活用を促進する。令和3年度から令和7年度までの間に、中心市街地内での再生活用が1件増加すると見込む。

40件	+	2件	+	2件	+	1件	=	45件
推計値		(a)による効果		(b)による効果		(c)による効果		目標値

エ フォローアップの時期及び方法

審査会で採択された事業を毎年度末に集計し、目標達成の進捗状況を確認する。また、関連する事業についても進捗状況を確認し、効果が発現していない取組は改善措置を講じるなど、状況に応じて見直しを行う。計画期間の最終年度終了後には、目標達成状況を検証する。

②居住人口

基準値 (R2)	→	目標値 (R7)
7,507人		8,000人

ア 計測方法

毎年12月末時点の住民基本台帳から、中心市街地分を抽出して集計する。

イ 基準値・目標値の考え方

現時点での最新値（令和2年9月末時点）となる7,507人を基準値に設定する。中心市街地の居住人口は8,000人前後で推移していたが、平成28年以降は平均して約100人／年の減少傾向となっている。現状のまま推移した場合、令和7年の居住人口は7,000人になると推計し、各事業の効果により、減少開始以前の数値まで回復させることを目指し、8,000人を目標値に設定する。

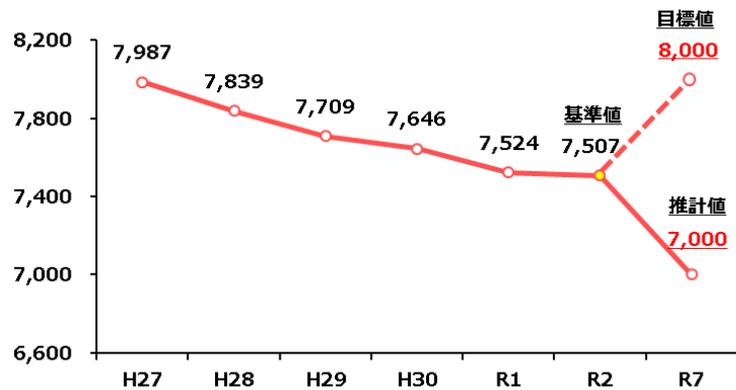


図3-3 居住人口 (人)

資料：住民基本台帳（各年12月末時点集計、令和2年のみ9月末時点集計）より作成

ウ 事業による効果

(a) 阿知3丁目東地区市街地再開発事業による効果

市街地再開発事業に伴う住宅整備により、令和3年度から令和4年度までの間に、阿知3丁目の居住人口が増加すると考えられる。令和2年9月末時点の中心市街地における世帯数（4,040世帯）から、1世帯あたりの平均人口を1.86人とし、市街地再開発事業により整備する住宅（177戸）から、 $1.86人 \times 177戸 = 329人$ の増加を見込む。

(b) 地域資源やストックを活かした住宅整備による効果

「町家・古民家再生活用等支援事業」により、町家・古民家を活用した職住を一体とする住宅の整備を支援することで、居住人口が増加すると考えられる。事業の活用実績のうち、約40%が物件を借受して整備しており、目標指標①の目標値（45件）から、 $45件 \times 40\% = 18件$ の住宅が整備されると見込む。

また、「（仮称）空き家等職住一体活用事業（中心市街地南西部）」により、町家・古民家以外の既存空き家を活用した住宅整備も進むため、年間2件×5年＝10件の住宅が整備されると見込む。これらの地域資源やストックを活かした住宅整備により、 $1.86人 \times (18件 + 10件) = 52人$ の増加を見込む。

(c) 倉敷駅周辺第二土地区画整理事業による効果

土地区画整理事業により宅地利用を増進することで、居住人口が増加すると考えられる。事業実施区域内の居住人口は、事業計画によると2,100人に設定されており、令和2年9月末時点の居住人口が864人であることから、将来的には $2,100人 - 864人 = 1,236人$ の増加が見込まれる。事業は令和11年度（清算期間5年含む）まで実施する予定であることから、令和7年12月末時点では半数が増加すると想定し、 $1,236人 \times 50\% = 618人$ の増加を見込む。

$$\begin{array}{ccccccc} 7,000人 & + & 329人 & + & 52人 & + & 618人 & \div & 8,000人 \\ \text{推計値} & & \text{(a)による効果} & & \text{(b)による効果} & & \text{(c)による効果} & & \text{目標値} \end{array}$$

エ フォローアップの時期及び方法

毎年1月に集計し、目標達成の進捗状況を確認する。また、関連する事業についても進捗状況を確認し、効果が発現していない取組は改善措置を講じるなど、状況に応じて見直しを行う。計画期間の最終年度終了後には、目標達成状況を検証する。

③歩行者・自転車通行量

基準値 (R2)	➔	目標値 (R7)
57,440人		124,000人

ア 計測方法

7月～8月の休日のうち、市内及び近隣市町で祭り等の集客イベントが開催されない1日を調査日に設定し、午前10時から午後6時までの間に中心市街地内の調査地点(27箇所)を通過した小学生以上の歩行者及び自転車の数を、観測調査により集計する。

イ 基準値・目標値の考え方

最新値となる令和2年度の調査結果(57,440人)を基準値に設定する。新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度の半数以下にまで減少した数値となるが、まちなかの賑わい・活力を取り戻し、通行量が回復する様子を把握するためにも、基準値として採用することとする。

トレンドを求めることが難しい指標であるが、令和7年度にはコロナ禍以前の通行量まで回復すると想定し、117,000人を推計値として事業効果を積み上げ、目標値を設定する。

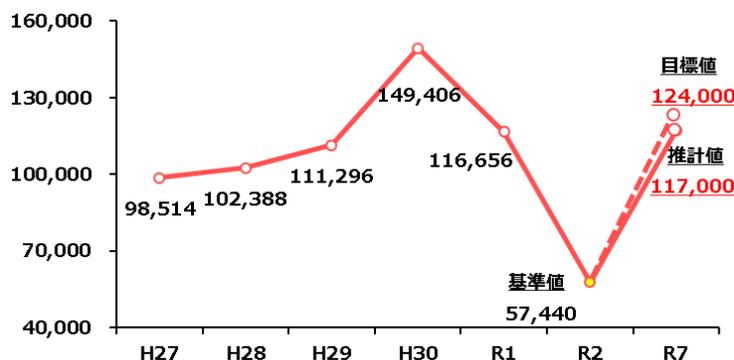


図3-4 歩行者・自転車通行量 (人/日)

※平成30年は豪雨災害の影響により例年と異なる時期に調査したため、参考値として扱う
資料：倉敷市「倉敷市中心市街地通行量調査」、「倉敷市商店街等通行量調査」より作成

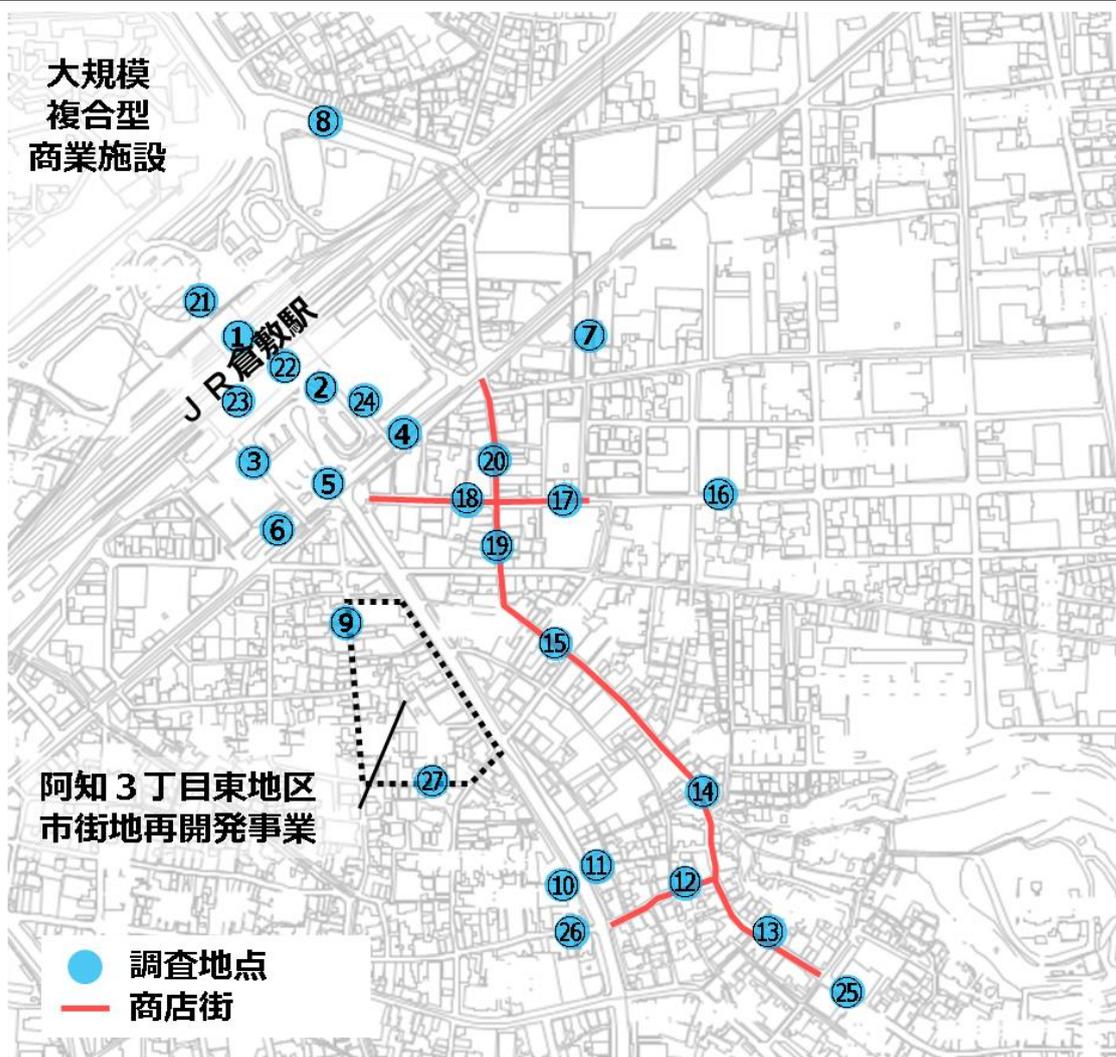


図3-5 通行量調査地点位置図

資料：倉敷市「倉敷市中心市街地通行量調査」より作成

ウ 事業による効果

(a) 集客による効果

「阿知3丁目東地区市街地再開発事業」により整備する商業施設及び宿泊施設が集客拠点となり、JR倉敷駅から阿知3丁目東地区（調査地点1～6、9、22～24、27）の通行量が増加すると考えられる。

令和元年度の通行量調査によると、天満屋倉敷店1階中央入口前（調査地点2）の通行量は約3,100人/日であり、売り場面積（約22,100㎡）で割り戻した0.14人を1㎡あたりの集客効果とする。市街地再開発事業区域のうち、商業施設、宿泊施設が整備される1街区の延べ床面積（約10,800㎡）から、 $0.14人 \times 10,800 = 約1,500人$ の集客効果を見込む。過去の調査結果から、3割が地域内を回遊すると想定すると、回遊する場合には4箇所、しない場合には2箇所の通行量が増加すると見込み、

$1,500人 \times 30\% \times 4箇所 + 1,500人 \times 70\% \times 2箇所 = 3,900人$ の増加を見込む。

(b) 居住人口増加による効果

目標指標②より、令和7年度の居住人口は8,000人を見込んでおり、令和元年度の居住人口(7,524人)から約500人増加する。増加した住民のうち3割が地域内を回遊すると想定すると、回遊する場合には4箇所、しない場合には2箇所の通行量が増加すると見込み、

$500人 \times 30\% \times 4 \text{箇所} + 500人 \times 70\% \times 2 \text{箇所} = 1,300人$ の増加を見込む。

(c) 交流促進による効果

「(仮称)阿知3丁目東地区にぎわい創出事業」により、市街地再開発事業で整備する交流施設や公共空地等を活用した賑わい、憩いの空間を創出することで、阿知3丁目東地区(調査地点9、27)の通行量が増加すると考えられる。また、市有地を活用した交流促進(「倉敷物語館周辺再生整備事業(市所有広場)」、「まちづくりセンター跡地活用事業」)により、倉敷美観地区周辺(調査地点11~14、25)、商店街周辺(調査地点15~20)の通行量が増加すると考えられる。

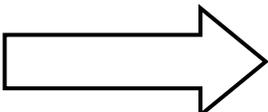
令和元年度のJR倉敷駅降車客数(調査地点1)は約8,000人だが、集客拠点の整備により9,000人まで増加すると想定し、そのうち1割の降車客に交流促進の効果が発生すると見込む。交流促進により回遊性が向上し、2箇所の通行量が増加すると想定し、 $9,000人 \times 10\% \times 2 \text{箇所} = 1,800人$ の増加を見込む。

<u>117,000人</u>	+	<u>3,900人</u>	+	<u>1,300人</u>	+	<u>1,800人</u>	=	<u>124,000人</u>
推計値		(a)による効果		(b)による効果		(c)による効果		目標値

エ フォローアップの時期及び方法

毎年7月~8月に集計し、目標達成の進捗状況を確認する。また、関連する事業についても進捗状況を確認し、効果が発現していない取組は改善措置を講じるなど、状況に応じて見直しを行う。なお、基準値(57,440人)は新型コロナウイルス感染症の影響下における数値であるため、推計値(117,000人)との比較も行うものとする。計画期間の最終年度終了後には、目標達成状況を検証する。

④来街者の平均滞留時間

基準値 (R1)		目標値 (R6)
98分		111分

ア 計測方法

携帯電話の位置情報データ等を利用し、中心市街地への来訪者の滞留時間を計測する。中心市街地区域内居住者、通勤者等は調査対象から除外し、目標指標③と調査時期を揃えるため、前年8月のデータを利用する。

イ 基準値・目標値の考え方

最新値となる令和元年度の平均滞留時間（98分）を基準値に設定する。新型コロナウイルス感染症の影響による観光客の減少に伴い、令和2年度の滞留時間も減少すると予想されるが、令和6年度にはコロナ禍以前の数値まで回復すると想定し、98分を推計値として事業効果を積み上げ、目標値を設定する。

表3-1 居住者区分別平均滞留時間（令和元年8月）

居住者区分	旅程区分	来街者の割合(%)	平均滞留時間(分)
市内居住者	日帰り	33.4	82
	宿泊	1.4	108
市外居住者	日帰り	41.8	95
	宿泊	23.4	121
合計		100.0	98

資料：倉敷市「倉敷市中心市街地滞留時間調査」より作成

ウ 事業による効果

(a) 施設整備による効果

「阿知3丁目東地区市街地再開発事業」により、来街者が滞留する拠点となる施設を新たに整備する。また、目標指標①から、45件の町家・古民家が再生活用されると見込んでいる。これらの新たな施設が立ち寄り先に加わることで、買い物、食事、宿泊を目的とする来街者の滞留時間が増加すると考えられる。

宿泊を伴う来街者（24.8%）及び日帰りの市内居住者（33.4%）の滞留時間が1人あたり10分増加すると想定し、
 $10分 \times (24.8\% + 33.4\%) = 5.82分$ の増加を見込む。

(b) 空間整備による効果

「(仮称)阿知3丁目東地区にぎわい創出事業」により、来街者が憩い、くつろげる空間を創出する。また、「魅力回廊整備」により、倉敷美観地区内に路地奥の魅力を経験できる空間を創出する。これらの空間整備により、居心地が良く歩きたくなるまちなかが形成され、買い物、観光を目的とする来街者の滞在時間が増加すると考えられる。

阿知3丁目東地区、倉敷美観地区周辺を訪れる来街者の滞在時間が1人あたり5分増加すると想定し、当該地区周辺における通行量の割合から、対象者を全体の2割として、

$5分 \times 20\% = 1分$ の増加を見込む。

(c) まちなか交流促進事業による効果

「まちなか交流促進事業(交流促進イベント事業)」、「まちなか交流促進事業(魅力情報デジタル発信事業)」により、中心市街地内の回遊を促進し、観光を目的とする来街者の滞在時間が増加すると考えられる。

市外居住者(65.2%)の滞在時間が1人あたり10分増加すると想定し、 $10分 \times 65.2\% = 6.52分$ の増加を見込む。

<u>98分</u>	+	<u>5.82分</u>	+	<u>1分</u>	+	<u>6.52分</u>	≒	<u>111分</u>
推計値		(a)による効果		(b)による効果		(c)による効果		目標値

エ フォローアップの時期及び方法

毎年10月に集計し、目標達成の進捗状況を確認する。また、関連する事業についても進捗状況を確認し、効果が発現していない取組は改善措置を講じるなど、状況に応じて見直しを行う。計画期間の最終年度終了後には、目標達成状況を検証する。

[5] 中心市街地活性化基本計画の体系



図3-6 中心市街地活性化基本計画の体系

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1]市街地の整備改善の必要性

(1)現状分析

- ・倉敷駅前東地区で実施していた土地区画整理事業が前計画期間中に完了し、市営駐車場や公園を整備するとともに、住宅、商業施設等の立地を図った。
- ・現在は、JR倉敷駅周辺で土地区画整理事業が1箇所、市街地再開発事業が1箇所進行しており、良好な市街地形成に向けた取組が行われている。
- ・JR倉敷駅周辺の連続立体交差事業については、事業化に向けた取組は続いているものの、事業着手に至っていない。
- ・岡山県で最も多くの観光客が訪れる倉敷美観地区では、電線類地中化及び路面美化等により、町並みの景観向上を図っている。
- ・えびす通りから東側については、中央通りからの自動車アクセスができない状況となっており、利便性が低く、防災上の課題も生じている。

(2)市街地の整備改善の必要性

- ・倉敷市のみならず高梁川流域連携中枢都市圏の広域拠点であるJR倉敷駅周辺の機能強化を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業を進める必要がある。
- ・連続立体交差事業については、市街地分断の解消、高架下空間の有効利用、効率的な土地利用の促進により、中心市街地の魅力が向上することは確実であり、早期実現に向けて引き続き取り組むことが必要である。
- ・倉敷美観地区以外の地域では、貴重な町家・古民家の解体が加速しており、保全に向けた取組が必要となっている。
- ・中央通りからえびす通り東側をつなぐ道路を新設することにより、自動車アクセスを向上させるとともに、防災面での機能向上を図る必要がある。

(3)フォローアップの考え方

計画期間中、毎年度各事業の進捗状況を確認し、状況に応じて改善措置を講じる。また、最終年度に再度進捗状況を確認し、中心市街地活性化の効果を検証する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 倉敷駅周辺第二土地区画整理事業</p>	倉敷市	<p>本事業地区は、JR倉敷駅に隣接しているにも関わらず、公共施設等が未整備のまま無秩序な宅地化が進行している。</p> <p>本事業は、公共施設を整備改善することにより、建築物の更新と土地の高度利用を促進し、中心市街地としてふさわしいまちづくりを推進する。</p> <p>このエリア内では、倉敷用水を活かした緑道や公園整備、防災施設（雨水貯留施設）の整備、地域集会所やコーポなどの賃貸住宅の建設が予定されている。</p> <p>この事業は、居住環境の向上を図るものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>① 社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））</p> <p>② 社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）</p>	
<p>【内容】 施工地区： 石見町・日吉町・寿町・阿知1丁目及び老松1丁目の各1部 面積：22.5ha</p>				
<p>【実施時期】 平成14年度～令和6年度</p>			<p>【実施時期】</p> <p>① 令和3年度～令和6年度</p> <p>② 令和3年度～令和6年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 （仮称）倉敷駅北街区公園整備事業</p> <p>【内容】 公園及び緑道を整備 第1号公園： A=2,100㎡ 第2号公園： A=3,100㎡ 第3号公園： A=1,600㎡ 緑道： W=6.0m×2 L=217.0m</p> <p>【実施時期】 令和7年度～</p>	倉敷市	<p>倉敷駅周辺第二土地区画整理事業に伴い、3か所の街区公園及び緑道の整備を行う。</p> <p>公園、緑道の新設により良好な景観整備を図り、快適な住環境を形成する。</p> <p>この事業は、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集中支援事業</p> <p>【実施時期】 令和7年度</p>	
<p>【事業名】 倉敷駅第二土地区画整理事業地域防災施設整備事業</p> <p>【内容】 地域防災施設 雨水貯留施設： N=2基</p> <p>【実施時期】 令和4年度～ 令和6年度</p>	倉敷市	<p>倉敷駅周辺第二土地区画整理事業に伴い、事業区域内で整備を計画している街区公園地下に雨水貯留施設を設置する。</p> <p>地域防災施設の設置により、安全で快適な住環境を整備するとともに、中心市街地の都市機能の強化を図る。</p> <p>この事業は、居住環境の向上を図るものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集中支援事業</p> <p>【実施時期】 令和4年度～ 令和6年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 阿知3丁目東地区市街地再開発事業</p> <p>【内容】 施設建設 敷地面積：約10,500㎡ 延床面積：約40,100㎡ 主要用途：住宅、店舗、業務施設、宿泊施設、多目的ホール、会議室、地域交流センター 公共空地周辺高質化：約120m</p> <p>【実施時期】 平成14年度～令和3年度</p>	<p>倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合</p> <p>倉敷市</p>	<p>本事業地区は、交通拠点であるJR倉敷駅から倉敷美観地区方面へ伸びる都市計画道路駅前古城池霞橋線（倉敷中央通り）と、古くからの商店街だったエリアに挟まれる街区であり、JR倉敷駅から200m弱の至近距離に位置する。都市機能面、景観面の双方において、中心市街地の重要な一角を占めている。</p> <p>本事業は、当該地区の個別敷地を統合し、倉敷市の玄関口にふさわしい都市機能の集約を図り、この好立地のポテンシャルを最大限に発揮できる土地利用を実現し、防災上の不安を解消するため、良好な都市景観、安全で快適な居住環境・都市環境を創造する。</p> <p>市は、地域住民の相互交流や文化交流、コミュニティ活動、創作物の展示等の活動拠点を整備する。</p> <p>また、公共空地周辺の路面美装化等による高質化を行うことで、来街者がJR倉敷駅から阿知3丁目の公共空地に滞留後、旧街道を経由して倉敷美観地区へと回遊するための周遊動線を整備し、安全・安心・快適な移動空間を提供する。</p> <p>この事業は、居住環境の向上、中心市街地内の交流促進を図るものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>①都市構造再編集中支援事業 ②スマートウェルネス住宅等推進事業</p> <p>【実施時期】</p> <p>①令和3年度 ②令和3年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 阿知63号線道路新設事業</p> <p>【内容】 道路新設： L=150m W=11.0m</p> <p>【実施時期】 平成23年度 ～ 令和7年度</p>	倉敷市	<p>JR倉敷駅と倉敷美観地区との間の商業地域に、倉敷中央通りから商店街へ向けて東西へ連絡する交通路・回遊路を整備し、救急・防災機能及び周辺街区の魅力を向上し、安全・安心を強化するのみならず、周辺開発の促進を図る。</p> <p>この事業は、居住環境及び利便性の向上を図るものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業</p> <p>【実施時期】 令和3年度 ～ 令和7年度</p>	
<p>【事業名】 倉敷駅北人工地盤補修工事</p> <p>【内容】 JR倉敷駅北の人工地盤を補修し、安全性の向上を図る</p> <p>【実施時期】 令和3年度 ～ 令和4年度</p>	倉敷市	<p>JR倉敷駅北の人工地盤は、駅と大規模複合型商業施設とを繋ぐメイン動線となっている。</p> <p>人工地盤の補修工事を行うことで、安全性の向上を図り、快適な歩行空間を形成する。</p> <p>この事業は、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 道路メンテナンス事業補助</p> <p>【実施時期】 令和3年度 ～ 令和4年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 景観向上推進補助事業</p> <p>【内容】 倉敷市景観計画に基づき、良好な景観形成を推進する</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和7年度</p>	倉敷市	<p>倉敷市景観計画に基づき、JR倉敷駅南口駅前広場から倉敷中央通りと白壁通り交差点までの区域を景観形成重点地区に指定し、良好な景観形成を推進する。</p> <p>この事業は、中心市街地の魅力を来街者に伝えるものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和4年度</p>	
<p>【事業名】 旧街道まちなみ景観形成補助事業</p> <p>【内容】 旧街道沿いの町家などのファサード整備を支援する</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和7年度</p>	倉敷市	<p>倉敷美観地区に隣接する旧街道沿いの町家などのファサード整備を支援し、町並みの連続性確保や景観向上につなげるとともに、魅力向上によりJR倉敷駅から市街地再開発エリアを經由して倉敷美観地区へと繋がる動線を強化する。</p> <p>この事業は、来街者に中心市街地の魅力を伝えるものであり、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和4年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 伝統的建造物群等保存事業</p> <p>【内容】 倉敷美観地区における伝統的な建造物の保存</p> <p>【実施時期】 昭和43年度～</p>	倉敷市	<p>倉敷美観地区において、歴史的景観を守るため、建造物の修理や修景等に対し補助金を交付する。</p> <p>この事業は、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金</p> <p>【実施時期】 令和3年度～ 令和7年度</p>	
<p>【事業名】 倉敷物語館周辺再生整備事業（市所有広場）</p> <p>【内容】 倉敷物語館周りに市が保有する用地等を活用し、拠点としての魅力や機能を高める</p> <p>阿知二丁目広場（約370㎡） 阿知まち広場（約540㎡）</p> <p>【実施時期】 令和3年度～ 令和7年度</p>	<p>倉敷市</p> <p>阿知二丁目広場活用検討ワーキンググループ</p> <p>民間事業者</p>	<p>倉敷物語館周辺に市が保有する2つの広場（阿知二丁目広場、阿知まち広場）を活用し、伝承された技の魅力を発信するまちおこし拠点として地場産業の活性化及び中心市街地内の回遊を促進する施設を整備するなど、拠点としての魅力や機能を高める。</p> <p>倉敷美観地区と商店街の結節点という立地を活かした拠点とするため、ワーキンググループによる検討や民間事業者への提案募集などにより、官民連携して取り組む。</p> <p>この事業は、住民、観光客が交流する場の創出を図るものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集中支援事業</p> <p>【実施時期】 令和3年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 魅力回廊整備</p> <p>【内容】 通りに繋がる路地の美装化を行う</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和7年度</p>	倉敷市	<p>倉敷美観地区内の電線類地中化及び路面美装化を行った通りに繋がる路地の美装化を行い、町並みの景観向上を図る。</p> <p>倉敷らしい路地奥の魅力を経験できる空間を創出し、人通りがなかった路地へ人の流れを誘導する。</p> <p>この事業は、来街者に中心市街地の魅力を伝えるものであり、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
<p>【事業名】 倉敷市民会館駐車場活用事業</p> <p>【内容】 倉敷市民会館の駐車場を活用し、中心部への車の流入抑制や水害対策を図る</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和7年度</p>	倉敷市 民間事業者	<p>中心市街地の外縁に位置する倉敷市民会館の駐車場を、施設利用者以外も利用できる市営駐車場として有効活用することで、市民や来訪者の駐車場需要に対処するとともに、中心部への車の流入の抑制を図る。</p> <p>また、駐車場の一部を透水性コンクリートで施工することで、水害対策を図る。</p> <p>この事業は、居住環境及び利便性の向上を図るものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

- ・ 中心市街地内には、倉敷中央病院、倉敷中央ケアセンターなどの医療福祉施設、倉敷東小学校などの教育施設、自然史博物館、中央図書館、美術館などの文化施設が多く立地している。
- ・ 倉敷中央病院については、令和元年度に予防医療プラザがオープンし、併設された多目的スペースを活用して地域住民向けの健康教室を開催するなど、地域の基幹病院として住民に安心感を与えている。
- ・ 阿知3丁目東地区で進行している市街地再開発事業では、住宅や商業施設だけでなく、医療施設の整備も予定している。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

- ・ JR倉敷駅南側では、住民や観光客、病院利用者、商業者など、様々な人が集まる場にふさわしい拠点の整備が必要である。
- ・ 病院利用者に対して、商店街や倉敷美観地区など他の場所への回遊を促す仕組みが必要である。
- ・ 市街地再開発事業については、教育文化施設が集積する中心市街地南部とJR倉敷駅とを繋ぐ拠点としての役割も期待される。

(3) フォローアップの考え方

計画期間中、毎年度各事業の進捗状況を確認し、状況に応じて改善措置を講じる。また、最終年度に再度進捗状況を確認し、中心市街地活性化の効果を検証する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 阿知3丁目東地区市街地再開発事業 (再掲)</p> <p>【内容】 施設建設 敷地面積： 約10,500㎡ 延床面積： 約40,100㎡ 主要用途： 住宅、店舗、 業務施設、 宿泊施設、 多目的ホール、 会議室、 地域交流センター 公共空地周辺 高質化：約120m</p> <p>【実施時期】 平成14年度 ～ 令和3年度</p>	<p>倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合</p> <p>倉敷市</p>	<p>本事業地区は、交通拠点であるJR倉敷駅から倉敷美観地区方面へ伸びる都市計画道路駅前古城池霞橋線（倉敷中央通り）と、古くからの商店街だったエリアに挟まれる街区であり、JR倉敷駅から200m弱の至近距離に位置する。都市機能面、景観面の双方において、中心市街地の重要な一角を占めている。</p> <p>本事業は、当該地区の個別敷地を統合し、倉敷市の玄関口にふさわしい都市機能の集約を図り、この好立地のポテンシャルを最大限に発揮できる土地利用を実現し、防災上の不安を解消するため、良好な都市景観、安全で快適な居住環境・都市環境を創造する。</p> <p>市は、地域住民の相互交流や文化交流、コミュニティ活動、創作物の展示等の活動拠点を整備する。</p> <p>また、公共空地周辺の路面美装化等による高質化を行うことで、来街者がJR倉敷駅から阿知3丁目の公共空地に滞留後、旧街道を経由して倉敷美観地区へと回遊するための周遊動線を整備し、安全・安心・快適な移動空間を提供する。</p> <p>この事業は、居住環境の向上、中心市街地内の交流促進を図るものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>①都市構造再編集中支援事業 ②スマートウェルネス住宅等推進事業</p> <p>【実施時期】</p> <p>①令和3年度 ②令和3年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域子育て支援拠点事業	NPO 法人 子育て応援ナビぽっかぽか	子育て親子の交流の場の提供及び交流を推進する取り組みの地域支援活動を行う。 この事業は、子育て世代の住民、来街者の利便性向上及び交流促進を図るものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。	【支援措置】 子ども・子育て支援交付金（地域子育て支援拠点事業）	
【内容】 子育て中の親子の交流の場を提供する			【実施時期】 令和3年度～ 令和7年度	
【実施時期】 平成21年度～				

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちづくりセンター跡地活用事業	倉敷市 まちづくりセンター跡地周辺街区活性化検討ワーキンググループ 民間事業者	JR倉敷駅南の商店街の中心に位置する「まちづくりセンター」跡地を活用し、賑わい創出機能を有する拠点を整備する。 中心市街地の中心部という好立地を活かし、住民、観光客、病院利用者、商業者など様々な人が集まる場にふさわしい拠点とするため、中心市街地に不足する機能等を分析し、ワーキンググループによる検討や民間事業者への提案募集などにより、官民連携で取り組む。 この事業は、住民、観光客、病院利用者などが交流する場の創出を図るものであり、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要な事業である。	【支援措置】	
【内容】 まちづくりセンター跡地を活用し、賑わい創出機能を有する拠点を整備する			【実施時期】	
【実施時期】 令和3年度～ 令和5年度				

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 (仮称)倉敷中央病院地域連携活動</p> <p>【内容】 病院周辺地域と連携した交流促進</p> <p>【実施時期】 平成27年度 ～</p>	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構	<p>倉敷中央病院は、岡山県西部圏域居住者を中心に、高度の医療を提供している。</p> <p>国の医療計画に沿って、救急医療センター、手術センター、集中医療センターなどの急性期機能強化や入退院支援センター設置による医療連携体制整備を図り、地域住民や医療機関に信頼される病院づくりを進めている。</p> <p>令和元年度には予防医療プラザがオープンし、併設された多目的スペースを活用して地域住民向けの健康教室を開催するなど、近隣住民がより安心して暮らせる医療環境の向上が実現している。</p> <p>今後は、周辺地域からより多くの人々が集う環境が整ったことを受け、医療提供に加え、立地する周辺地域と連携した取組を行う。</p> <p>この事業は、病院利用者や住民が交流する場の創出を図るものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

- ・ 中心市街地内の居住人口はほぼ横ばいで推移していたが、平成28年以降は減少を続けている。
- ・ 倉敷駅前東地区で実施していた土地区画整理事業が前計画期間中に完了し、市営駐車場や公園を整備するとともに、住宅、商業施設等の立地を図った。
- ・ 現在は、JR倉敷駅周辺で土地区画整理事業が1箇所、市街地再開発事業が1箇所進行しており、新たな住宅が整備される予定である。

(2) まちなか居住の推進の必要性

- ・ 中心市街地には、JR倉敷駅があり、駅を拠点に市内全域に広がる路線バスが運行していることや、倉敷中央病院をはじめとする医療・福祉施設が多く立地していることから、まちなかで安心して生活できる環境が整備されており、これらの魅力をさらに向上させることにより、居住者を増加させる必要がある。
- ・ 美術館、博物館、図書館などの文化施設が立地していることや、倉敷美観地区があることなど、江戸時代から受け継がれている伝統と文化を活かし、町家・古民家への居住を促進するなど、他の都市にはない個性と魅力のある住宅整備を行う必要がある。

(3) フォローアップの考え方

計画期間中、毎年度各事業の進捗状況を確認し、状況に応じて改善措置を講じる。
また、最終年度に再度進捗状況を確認し、中心市街地活性化の効果を検証する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 阿知3丁目東地区市街地再開発事業 (再掲)</p> <p>【内容】 施設建設 敷地面積： 約10,500㎡ 延床面積： 約40,100㎡ 主要用途： 住宅、店舗、 業務施設、 宿泊施設、 多目的ホール、 会議室、 地域交流センター 公共空地周辺 高質化：約120m</p> <p>【実施時期】 平成14年度 ～ 令和3年度</p>	<p>倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合</p> <p>倉敷市</p>	<p>本事業地区は、交通拠点であるJR倉敷駅から倉敷美観地区方面へ伸びる都市計画道路駅前古城池霞橋線（倉敷中央通り）と、古くからの商店街だったエリアに挟まれる街区であり、JR倉敷駅から200m弱の至近距離に位置する。都市機能面、景観面の双方において、中心市街地の重要な一角を占めている。</p> <p>本事業は、当該地区の個別敷地を統合し、倉敷市の玄関口にふさわしい都市機能の集約を図り、この好立地のポテンシャルを最大限に発揮できる土地利用を実現し、防災上の不安を解消するため、良好な都市景観、安全で快適な居住環境・都市環境を創造する。</p> <p>市は、地域住民の相互交流や文化交流、コミュニティ活動、創作物の展示等の活動拠点を整備する。</p> <p>また、公共空地周辺の路面美装化等による高質化を行うことで、来街者がJR倉敷駅から阿知3丁目の公共空地に滞留後、旧街道を経由して倉敷美観地区へと回遊するための周遊動線を整備し、安全・安心・快適な移動空間を提供する。</p> <p>この事業は、居住環境の向上、中心市街地内の交流促進を図るものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>①都市構造再編集中支援事業 ②スマートウェルネス住宅等推進事業</p> <p>【実施時期】</p> <p>①令和3年度 ②令和3年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 倉敷駅周辺第二土地区画整理仮住居整備事業</p> <p>【内容】 土地区画整理事業に伴い移転する住民の仮住居となる集合住宅を確保する</p> <p>【実施時期】 令和2年度～令和7年度</p>	倉敷市	<p>倉敷駅周辺第二土地区画整理事業に伴い、仮換地先に直接移転できない住民の仮住居となる集合住宅（20戸）を確保する。</p> <p>事業完了後は、民間賃貸住宅として活用され、居住人口の増加に繋がる。</p> <p>この事業は、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
<p>【事業名】 （仮称）空き家等職住一体活用事業（中心市街地南西部）</p> <p>【内容】 民間事業者が主体となり空き家等と入居希望者とをマッチングし、町家・古民家再生活用等支援事業等の支援を活用して整備</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和7年度</p>	<p>民間事業者</p> <p>倉敷市</p>	<p>住宅と商業が共存する中心市街地南西部を中心に、空き家等を活用して職住を一体とする住宅や日常生活に必要な施設等を段階的に整備する。</p> <p>この事業は、居住環境の向上を図るものであり、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 (仮称)まちづくり協定策定</p> <hr/> <p>【内容】 一定のエリア内で居住・活動する人達が連携し、守るべきルールを協定として定める</p> <hr/> <p>【実施時期】 平成27年度～ 令和7年度</p>	まちづくり協定策定ワーキンググループ 地域コミュニティ 倉敷市	<p>地域住民が一定のエリアでまとまり、エリア内で連携して行うべきことを協定として定めることで、居住、活動環境の向上を図る。</p> <p>防災や防犯、おもてなし等に関するルールを定めてエリア全体でまちづくりに取り組み、より住みやすく、活動しやすいエリアを構築する。</p> <p>この事業は、住民や商業者の居住、活動環境の向上を図るものであり、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <hr/> <p>【実施時期】</p>	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

- ・ JR倉敷駅北では、倉敷チボリ公園跡地に整備された倉敷みらい公園及び大規模複合型商業施設が、広域集客拠点として賑わいを創出している。
- ・ 同駅南に位置する倉敷美観地区では、電線類地中化等による町並みの景観向上、町家・古民家再生手法による倉敷らしい新たな魅力拠点の整備等により、国内外から多くの観光客が訪れる場所となっている。
- ・ これらの取組により、中心市街地の歩行者・自転車通行量は増加傾向にあったが、主要有料観光施設入場者数や宿泊者数の推移等を見ると、創出された賑わいの波及効果がまちなか全体に及んでいない状況にある。
- ・ 阿知3丁目東地区で進行している市街地再開発事業では、商業施設や交流施設の整備を予定している。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、まちの活力が低下した状態が続いている。

(2) 経済活力の向上の必要性

- ・ 中心市街地内の交流を促進し、南北間をはじめとする回遊性向上や滞留時間増加等により、賑わいを全体に波及させる取組が必要である。
- ・ 中心市街地の中心に位置し、南北回遊のメイン経路となる商店街に来街者を引き込むような魅力のある商店街を形成する必要がある。
- ・ 市街地再開発事業の完了後は、中央通り西側に新たな人の流れが創出されるため、公共空地の活用やイベント開催などにより、訪れた人を他の拠点へ誘導する取組が必要である。
- ・ 中心市街地で行われている伝統行事やイベントとの連携を強化することや、歴史ある建築物の有効利用、学生をはじめとする若者の活動支援などにより、中心市街地に活力を取り戻すことが必要である。

(3) フォローアップの考え方

計画期間中、毎年度各事業の進捗状況を確認し、状況に応じて改善措置を講じる。また、最終年度に再度進捗状況を確認し、中心市街地活性化の効果を検証する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 町家・古民家再生活用等支援事業</p>	<p>倉敷市</p>	<p>倉敷美観地区以外で貴重な町家・古民家が次々と解体され、町並みの連続性が途切れることを問題として、平成26年度に「倉敷市まちづくり基金」を創設した。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p>	<p>区域内</p>
<p>【内容】 町家・古民家の再生活用や、周辺エリアの活性化を図るまちづくり活動に対する補助</p>		<p>町家・古民家を再生活用するための整備費用や、周辺エリアの活性化を図るリノベーションワークショップといったまちづくり活動を、本基金により支援する。</p>		
<p>【実施時期】 平成26年度 ～</p>		<p>移住を伴う起業や、若い世代の雇用機会創出にも繋がり、中心市街地の課題解決に大いに寄与する事業であるため、支援対象を拡大する等、状況に応じて制度を強化していく。</p> <p>この事業は、町家・古民家再生活用件数の増加に繋がるだけでなく、移住による居住人口の増加や、支援対象エリアの活性化による歩行者・自転車通行量及び来街者の滞留時間の増加にも繋がるものであることから、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【実施時期】 令和3年4月 ～ 令和8年3月</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 倉敷春宵あかり</p> <p>【内容】 町並み景観を活用した夜の楽しみを創出するため、春に行うイベント</p> <p>【実施時期】 平成17年度～</p>	<p>倉敷春宵あかり実行委員会 (倉敷観光コンベンションビューロー他)</p> <p>倉敷市</p>	<p>倉敷美観地区周辺の歴史的町並みに、温かくてやさしい提灯、ぼんぼり等の灯りを設置して、ほのぼのとした灯りのエリアをつくり、来場者に倉敷の春を彩る灯りのイベントとして町並みを散策しながら楽しんでいただく。</p> <p>この事業は、中心市街地内の交流促進を図り、歩行者・自転車通行量及び来街者の滞留時間の増加に繋がるものである。また、歴史的町並みの活用により、町家・古民家再生活用件数の増加にも繋がるものであることから、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和3年4月～ 令和8年3月</p>	区域内
<p>【事業名】 倉敷川川舟運航</p> <p>【内容】 倉敷川で川舟を運航し、水上観光を楽しんでいただく</p> <p>【実施時期】 平成18年度～</p>	<p>倉敷観光コンベンションビューロー</p>	<p>倉敷川で川舟を運航し、今までと違った視点で白壁の町並みを楽しんでいただく。</p> <p>この事業は、来街者に中心市街地の魅力を伝え、歩行者・自転車通行量及び来街者の滞留時間の増加に繋がるものである。また、歴史的町並みの活用により、町家・古民家再生活用件数の増加にも繋がるものであることから、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和3年4月～ 令和8年3月</p>	区域内

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 倉敷雛めぐり</p> <p>【内容】 雛人形をまちなかに展示し、あわせて雛めぐりにちなんだ料理を提供する</p> <p>【実施時期】 平成17年度～</p>	<p>倉敷雛めぐり実行委員会 (倉敷観光コンベンションビューロー一他)</p> <p>倉敷市</p>	<p>家庭に眠っている段飾り、手づくり人形などを商店街やギャラリーなどの各施設に展示するとともに、飲食店や旅館も「雛めぐり」に合わせた料理を提供し、「雛」という誰もが知る季節行事をテーマにしたイベントを開催する。</p> <p>この事業は、中心市街地内の交流促進を図り、歩行者・自転車通行量及び来街者の滞留時間の増加に繋がるものである。また、歴史的町並みの活用により、町家・古民家再生活用件数の増加にも繋がるものであることから、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和3年4月～ 令和8年3月</p>	区域内
<p>【事業名】 くらしき藤物語(ハートランド倉敷)</p> <p>【内容】 倉敷らしさを強調したイベントを開催する</p> <p>【実施時期】 昭和56年度～</p>	<p>ハートランド倉敷実行委員会(倉敷観光コンベンションビューロー一他)</p> <p>倉敷市</p>	<p>倉敷美観地区を主会場に、市内の文化施設を拠点として倉敷らしさを強調した多彩なイベント(市中パレード、コンサート、川舟流しなど)をゴールデンウィーク期間中に開催する。</p> <p>この事業は、中心市街地内の交流促進を図り、歩行者・自転車通行量及び来街者の滞留時間の増加に繋がるものであることから、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和3年4月～ 令和8年3月</p>	区域内

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 倉敷天領夏祭り</p> <p>【内容】 倉敷の夏の風物詩である市内最大の祭り</p> <p>【実施時期】 昭和46年度～</p>	<p>倉敷天領夏祭り実行委員会（倉敷商工会議所他）</p> <p>倉敷市</p>	<p>倉敷が天領であったことに由来して命名された祭りで、倉敷駅前の大通りを歩行者天国として、音楽隊パレードやみこし、代官ばやし踊りなどを郷土色豊かに開催する。</p> <p>当日は、大通り以外にも商店街や倉敷美観地区でもイベントを開催しており、中心市街地を挙げての祭りとなっている。</p> <p>この事業は、中心市街地内の交流促進を図り、歩行者・自転車通行量及び来街者の滞留時間の増加に繋がるものであることから、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和3年4月～ 令和8年3月</p>	<p>区域内</p>

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 阿知3丁目東地区市街地再開発事業 (再掲)</p>	<p>倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合</p>	<p>本事業地区は、交通拠点であるJR倉敷駅から倉敷美観地区方面へ伸びる都市計画道路駅前古城池霞橋線(倉敷中央通り)と、古くからの商店街だったエリアに挟まれる街区であり、JR倉敷駅から200m弱の至近距離に位置する。都市機能面、景観面の双方において、中心市街地の重要な一角を占めている。</p>	<p>【支援措置】 ①都市構造再編集集中支援事業 ②スマートウェルネス住宅等推進事業</p>	
<p>【内容】 施設建設 敷地面積：約10,500㎡ 延床面積：約40,100㎡ 主要用途：住宅、店舗、業務施設、宿泊施設、多目的ホール、会議室、地域交流センター 公共空地周辺高質化：約120m</p>	<p>倉敷市</p>	<p>本事業は、当該地区の個別敷地を統合し、倉敷市の玄関口にふさわしい都市機能の集約を図り、この好立地のポテンシャルを最大限に発揮できる土地利用を実現し、防災上の不安を解消するため、良好な都市景観、安全で快適な居住環境・都市環境を創造する。</p> <p>市は、地域住民の相互交流や文化交流、コミュニティ活動、創作物の展示等の活動拠点を整備する。</p>		
<p>【実施時期】 平成14年度～令和3年度</p>		<p>また、公共空地周辺の路面美装化等による高質化を行うことで、来街者がJR倉敷駅から阿知3丁目の公共空地に滞留後、旧街道を経由して倉敷美観地区へと回遊するための周遊動線を整備し、安全・安心・快適な移動空間を提供する。</p> <p>この事業は、居住環境の向上、中心市街地内の交流促進を図るものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【実施時期】 ①令和3年度 ②令和3年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 中心市街地まちづくり活動支援事業</p> <p>【内容】 まちづくり団体や地域住民等が実施するまちづくり活動を支援する</p> <p>【実施時期】 平成23年度 ～</p>	倉敷市	<p>NPO法人等のまちづくり団体や地域住民等が実施する、中心市街地の活性化に資する事業・活動を支援する。</p> <p>この事業は、まちづくりに携わる人や団体による中心市街地内の交流促進を図るものであり、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業</p> <p>【実施時期】 令和3年度 ～ 令和4年度</p>	
<p>【事業名】 個性と魅力発信事業</p> <p>【内容】 倉敷市及び高梁川流域圏の特産品等の魅力を発信することを目的に、倉敷みらい公園でイベントを開催する</p> <p>【実施時期】 令和3年度 ～ 令和7年度</p>	倉敷市 市内5商工団体	<p>中心市街地内において倉敷市内・高梁川流域圏の特産品や、名産品等の地域資源を発信し、新たな魅力創出を図るとともに、中心市街地内の更なる広域集客機能強化を図る。</p> <p>この事業は、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業</p> <p>【実施時期】 令和3年度 ～ 令和4年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちなか交流促進事業(交流促進イベント事業)</p> <hr/> <p>【内容】 芸術と食のコンテンツを融合させた周遊型のイベントを開催</p> <hr/> <p>【実施時期】 令和元年度 ～</p>	<p>アートのまち倉敷実行委員会</p> <hr/> <p>倉敷市</p>	<p>倉敷美観地区を中心に、新たな観光素材として芸術と食のコンテンツを融合させた周遊型のイベントを開催する。</p> <p>新たに開業する施設（あちてらす倉敷）やアイビスクエアの中庭等を会場に、アート作品の展示や体験型ワークショップを開催するとともに、倉敷の歴史、文化、産業から生まれる魅力的な雑貨のノベルティ配布や、くらしき宵待ちガーデンやクラシキ庭苑等でスイーツを提供する。</p> <p>さらに、スタンプラリーを実施し、アートに関心が無い方にも作品や空間を知るきっかけをつくることで、誰もが歩いて楽しめるイベントとして、新規観光客の誘致と滞在時間の延長を図る。</p> <p>この事業は、中心市街地内の交流促進を図るものであり、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業</p> <hr/> <p>【実施時期】 令和3年度 ～ 令和4年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちなか交流促進事業(魅力情報デジタル発信事業)</p> <p>【内容】 デジタルガイドマップの作成やデジタルスタンプラリーの開催等により、中心市街地内の回遊を促進する</p> <p>【実施時期】 令和3年度 ～ 令和7年度</p>	倉敷市	<p>ワークショップを通じて過去の中心市街地の画像を集め、古地図と現代地図をレイヤーにしたデジタルガイドマップを作成する。</p> <p>また、中心市街地各所に設置されている旧地名が記された石柱などをポイントとして、QRコードを利用したデジタルスタンプラリー等を開催し、中心市街地内の回遊を促進する。</p> <p>この事業は、来街者に中心市街地の魅力を伝えるものであり、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業</p> <p>【実施時期】 令和3年度 ～ 令和4年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 中心市街地みらいの灯りプロジェクト(阿知3丁目東地区外)</p> <p>【内容】 中心市街地に一体感を演出するイルミネーション装飾を施し、来街者の交流を促進する</p> <p>【実施時期】 令和3年度 ～ 令和7年度</p>	倉敷市	<p>中心市街地内に、LED照明や光のオブジェ、ライティングショーなどのイルミネーション装飾を施し、物理的に南北に分断されている中心市街地を灯りで繋ぐことで一体感を演出し、来街者の回遊を促進する。</p> <p>また、実施期間中にワークショップイベントなどを開催し、来街者の滞留時間増加を図る。</p> <p>この事業は、住民や観光客の交流促進を図るものであり、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業</p> <p>【実施時期】 令和3年度 ～ 令和7年度</p>	
<p>【事業名】 地域子育て支援拠点事業(再掲)</p> <p>【内容】 子育て中の親子の交流の場を提供する</p> <p>【実施時期】 平成21年度 ～</p>	NPO 法人 子育て応援ナビぽっかぽか	<p>子育て親子の交流の場の提供及び交流を推進する取り組みの地域支援活動を行う。</p> <p>この事業は、子育て世代の住民、来街者の利便性向上及び交流促進を図るものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業)</p> <p>【実施時期】 令和3年度 ～ 令和7年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちづくりセンター跡地活用事業 (再掲)</p> <p>【内容】 まちづくりセンター跡地を活用し、賑わい創出機能を有する拠点を整備する</p> <p>【実施時期】 令和3年度 ～ 令和5年度</p>	<p>倉敷市</p> <p>まちづくりセンター跡地周辺街区活性化検討ワーキンググループ</p> <p>民間事業者</p>	<p>JR倉敷駅南の商店街の中心に位置する「まちづくりセンター」跡地を活用し、賑わい創出機能を有する拠点を整備する。</p> <p>中心市街地の中心部という好立地を活かし、住民、観光客、病院利用者、商業者など様々な人が集まる場にふさわしい拠点とするため、中心市街地に不足する機能等を分析し、ワーキンググループによる検討や民間事業者への提案募集などにより、官民連携で取り組む。</p> <p>この事業は、住民、観光客、病院利用者などが交流する場の創出を図るものであり、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
<p>【事業名】 旧旅館東町再生整備事業</p> <p>【内容】 閉館した旅館を新たな集客拠点に再生する</p> <p>【実施時期】 令和3年度 ～ 令和5年度</p>	<p>特定目的会社</p>	<p>倉敷美観地区の東端に立地する閉館した旅館を町家・古民家再生手法でリノベーションし、倉敷らしい高質な広域集客拠点として再生する。</p> <p>この事業は、来街者に中心市街地の魅力を伝えるものであり、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 （仮称）旧中国銀行本町出張所再生整備事業</p> <p>【内容】 大正期建築の銀行を、新たな集客拠点として再生整備する</p> <p>【実施時期】 平成27年度～令和4年度</p>	<p>公益財団法人大原美術館</p>	<p>大正期建築の銀行をリノベーションし、大原美術館の礎を築いた洋画家・児島虎次郎の絵画作品や、収集した古美術品などを展示する集客拠点として再生整備する。</p> <p>本施設の整備により、大原美術館、語らい座大原本邸と共に一体的な集客エリアとなり、倉敷美観地区と商店街とを結ぶ動線が強化される。</p> <p>この事業は、歴史的建築物を活用し、来街者に中心市街地の魅力を伝えるものであり、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
<p>【事業名】 若者交流拠点創出事業</p> <p>【内容】 町家・古民家等を、学生等の若者が活動、交流できる拠点として活用する</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和7年度</p>	<p>民間事業者</p> <p>NPO法人</p>	<p>空き家、空き店舗となった町家・古民家等を、学生等の若者の活動の場、交流の拠点として活用する。</p> <p>この事業は、中心市街地に若者を呼び込み、中心市街地内の交流促進を図るものであり、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 町家・古民家で紡ぐ魅力拠点創出事業</p> <p>【内容】 町家・古民家の再生整備等により、持続力のある町家・古民家を増やす</p> <p>【実施時期】 平成27年度～令和7年度</p>	<p>特定目的会社</p> <p>民間事業者</p> <p>倉敷市</p>	<p>中心市街地内で空き家・空き店舗となっている町家・古民家に新たな機能（商店、ゲストハウス、オフィス等）を持たせて再生整備し、一定エリアでの美しい町並みの連続性を守るとともに、新たな賑わい創出拠点として、持続力のある町家・古民家を増やす。</p> <p>この事業は、住民が誇りを持つ町並みの形成を図り、来街者に中心市街地の魅力を伝えるものであり、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
<p>【事業名】 倉敷町家創生塾</p> <p>【内容】 町家・古民家の保存、再生等に関する知識やノウハウを習得する研修を開催する</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和5年度</p>	<p>NPO法人倉敷町家トラスト</p>	<p>町家・古民家の保存、再生手法や倉敷の歴史、まちの佇まい、暮らしの在り方など、倉敷のまちを再認識するための研修を継続的に開催する。</p> <p>各分野で活躍している人材や次世代の人材が知識、ノウハウを習得することで、歴史的な町並みの継承を図る。</p> <p>この事業は、町家・古民家の保存、再生に携わる人材を育成するものであり、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 パワーアップ 商業振興事業</p> <p>【内容】 商店街の振興を目的に、商店街団体等が実施する各種事業に対する補助</p> <p>【実施時期】 平成18年度 ～</p>	倉敷市	<p>商店街の空き店舗の解消を目的とした事業や、イメージアップや集客力強化を図るための共同事業など、商店街団体等が実施する各種事業を支援する。</p> <p>この事業は、商店街の活性化に向けた自主的な取り組みを推進し、商店街に賑わいを創り出すものであり、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
<p>【事業名】 市内大学による連携講座</p> <p>【内容】 市内の複数の大学の連携による学生・市民を対象とした講座の実施</p> <p>【実施時期】 平成22年度 ～</p>	倉敷芸術科学大学 他	<p>市内に立地する複数の大学の連携により、倉敷物語館等で講座を開設する。各大学の学生だけでなく一般市民も対象とし、倉敷にゆかりのある内容を中心とした、市民にとって興味深いものとする。</p> <p>この事業は、学生・市民がまちづくりに関わる機会を創出し、中心市街地内の交流促進を図るものであり、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 （仮称）阿知3丁目東地区にぎわい創出事業</p> <p>【内容】 倉敷中央通り西側に滞留・交流の場を創出する</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和7年度</p>	<p>倉敷市 民間事業者</p>	<p>「阿知3丁目東地区市街地再開発事業」で整備される交流施設を活用し、人が集い、交流する場を創出する。</p> <p>また、公共空地等について、協定制度等を活用し、賑わいや憩い、くつろぎの空間を官民連携で創出する。</p> <p>この事業は、居住環境の向上、来街者の交流促進を図るものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
<p>【事業名】 高梁川流域「倉敷三斎市」</p> <p>【内容】 倉敷市及び高梁川流域圏の特産品販売を行う朝市を開催し、流域の地域資源の推進と商店街及び地域の活性化を図る</p> <p>【実施時期】 平成17年～</p>	<p>高梁川流域「倉敷三斎市」実行委員会（くらしきTMO他）</p>	<p>高梁川流域圏の市町と連携し、毎月第三日曜日に商店街周辺で朝市を開催することにより、中心市街地に地産外商の魅力を創出し、多くの人々が集う広域集客イベントとして取り組む。</p> <p>この事業は、中心市街地内の交流促進を図るものであり、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要なものである。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 阿智神社例大祭連携まちなかイベント</p> <p>【内容】 阿智神社例大祭にあわせてイベントを開催する</p> <p>【実施時期】 平成28年度 ～</p>	<p>阿智神社 地域コミュニティ</p> <p>まちづくり活動団体</p> <p>倉敷市</p>	<p>阿智神社例大祭で賑わう倉敷美観地区を中心にイベントを開催し、相乗効果により中心市街地内の回遊を促進する。</p> <p>この事業は、住民や来街者に中心市街地の魅力を伝えるものであり、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
<p>【事業名】 倉敷フォトミューラル</p> <p>【内容】 商店街を活用した写真展</p> <p>【実施時期】 平成15年度 ～</p>	<p>倉敷フォトミューラル実行委員会(くらしきTMO他)</p>	<p>全国から募集した写真を商店街に大型プリントとして展示するだけでなく、商店街の個店もパネル、布により自店の宣伝を店先に展示し、連帯感を持った取り組みとなっている。</p> <p>また、高校生や小学生を対象とした写真のワークショップを倉敷美観地区等で行い、倉敷の町並みに触れてもらう、よい機会となっている。</p> <p>この事業は、中心市街地内の交流促進を図るものであり、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 青空将棋道場</p> <p>【内容】 倉敷美観地区の川沿いで行われる将棋の指導対局</p> <p>【実施時期】 平成22年度 ～</p>	<p>倉敷市文化振興財団</p> <p>倉敷市</p>	<p>華やかな和装の女流棋士6名が、倉敷川畔を背景に、多面指しによる指導対局を行う。</p> <p>かつては、まちのあちこちで「縁台将棋」が行われていたという。いわば現代版の「縁台将棋」である。</p> <p>この事業は、中心市街地内の交流促進を図るものであり、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
<p>【事業名】 高梁川マルシェ</p> <p>【内容】 高梁川流域圏の食、工芸等が一堂に集うイベントを開催する</p> <p>【実施時期】 平成23年度 ～</p>	<p>高梁川マルシェ実行委員会</p>	<p>倉敷市に多くの恵みをもたらす高梁川の豊かな恵みを活用した食、工芸等が一堂に集うイベントを開催し、中心市街地内の回遊を促進する。</p> <p>この事業は、住民や来街者に中心市街地の魅力を伝えるものであり、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 （仮称）高梁川流域農マルシェ</p> <p>【内容】 高梁川流域圏の農産物をPR・販売するイベントを開催する</p> <p>【実施時期】 令和2年度～</p>	倉敷市	<p>高梁川流域圏で生産される、豊かで高品質な農産物を、国内外から倉敷美観地区へ訪れる多数の来訪者にPR・販促するイベントを開催する。</p> <p>この事業は、中心市街地内の交流促進を図るものであり、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
<p>【事業名】 倉敷路地市庭（いちば）</p> <p>【内容】 地域住民と観光客が集う市場を定期的に開催する</p> <p>【実施時期】 平成23年度～</p>	倉敷路地市庭実行委員会	<p>路地を抜けた先にある空き地を活用して、安心・安全な「食」と、地域が守り育てている「文化」を提供する市場を毎週土曜日に開催する。</p> <p>この事業は、地域住民だけでなく観光客も集う交流の場の創出を図るものであり、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要なものである。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高梁川流域Wi-Fi整備事業</p> <p>【内容】 倉敷市を含む高梁川流域の観光拠点に、フリーWi-Fiを整備する。</p> <p>【実施時期】 平成27年度～</p>	倉敷市	<p>外国人を含む観光客をはじめ、利用者がストレスなく無料で利用できる公衆無線LANサービスを、圏域の共通基盤として整備することで、タイムリーかつ鮮度の高い情報を観光客に提供し、観光客の利便性向上と高梁川流域各市町及び、倉敷市の中心市街地内の回遊促進を図る。</p> <p>この事業は、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
<p>【事業名】 倉敷物語館活用事業</p> <p>【内容】 倉敷美観地区入り口に立地する倉敷物語館の活用</p> <p>【実施時期】 平成22年度～</p>	<p>倉敷まちづくり株式会社</p> <p>倉敷市</p>	<p>倉敷美観地区入り口に立地する歴史的建造物である「旧東大橋家」を整備改修し、平成21年4月に倉敷物語館としてオープンした。倉敷まちづくり(株)が指定管理者として運営している。</p> <p>倉敷まちづくり(株)は、市内コミュニティメディアやNPO組織などとの連携を活かし、このエリアでの観光客と市民の交流イベントや回遊性向上のための情報発信などの多様な事業を計画している。</p> <p>この事業は、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 いきいきパスポート</p> <p>【内容】 文化・歴史施設等の優待制度</p> <p>【実施時期】 平成6年度～</p>	倉敷市	<p>大原美術館をはじめ、市内の文化・歴史施設等で土・日曜日に無料または割引で利用できるパスポートを市内の小中学生全員に発行し、倉敷の伝統文化に触れる機会を増やす（中心市街地内は8施設、全市で27施設）。</p> <p>また、スタンプラリーによる記念品の贈呈や入場料の割引制度を設けることで、利用促進を図る。</p> <p>この事業は、住民の利便性向上を図るものであり、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
<p>【事業名】 美観地区夜間景観照明事業</p> <p>【内容】 倉敷美観地区内で夜間に景観照明を実施する</p> <p>【実施時期】 平成17年度～</p>	倉敷市	<p>倉敷美観地区周辺の主な宿泊施設で夜間に景観照明を実施し、宿泊者数の増加を図る。</p> <p>この事業は、来街者に中心市街地の魅力を伝えるものであり、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 倉敷ものづくり力発信事業</p> <p>【内容】 倉敷の名産品を復活させ、新たな特産品を開発する</p> <p>【実施時期】 平成27年度～</p>	<p>特定目的会社</p>	<p>倉敷市の名産品だった農産物を復活させ、新たな特産品となる商品を開発する（例：はっかを使用したジュース等）。</p> <p>この事業は、特産品の開発により中心市街地の魅力向上を図るものであり、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
<p>【事業名】 中心市街地インバウンド強化事業</p> <p>【内容】 官民連携でインバウンド対応の強化に取り組む</p> <p>【実施時期】 平成29年度～</p>	<p>倉敷市中心市街地インバウンド対応ワーキンググループ 倉敷市</p>	<p>外国人観光客へ高質なおもてなしを提供するため、中心市街地の歴史や文化、魅力等を外国語でガイドできる体制の構築に官民一体で取り組む。</p> <p>英会話学習や認定審査等により人材を育成し、コロナ終息後に予想される外国人観光客の増加に対応する。</p> <p>この事業は、外国人観光客に中心市街地の魅力を伝えるものであり、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 おもてなしマイスター制度</p> <p>【内容】 ハード面でのバリア解消が難しい部分を、人の手によるサポートで解消する</p> <p>【実施時期】 平成22年度～</p>	倉敷市	<p>文化財保護の観点から、ハード整備によるバリアフリー化が難しい倉敷美観地区内において、残った段差を「ひとの手」で解消することでハードにおけるバリアを「心のバリアフリー」により補完することを目的とし、観光など倉敷を訪れ、手助けを必要としている方に「おもてなし」ができる人材を育て「おもてなしマイスター」として認定する。</p> <p>この事業は、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
<p>【事業名】 歴史的町並み継承事業</p> <p>【内容】 町並み保存の取組やルール等をまとめたガイドブックを出店者に配布し、共通認識を醸成する</p> <p>【実施時期】 令和3年度～ 令和7年度</p>	<p>NPO法人 倉敷町家 トラスト</p> <p>民間事業者</p> <p>倉敷市</p>	<p>町並み保存の取組や補助制度、地域住民の想い等をまとめたガイドブックを作成し、倉敷美観地区内の出店者に配布する。</p> <p>この事業は、各店舗が共通認識を持ち、決められたルールに従い活動することで、歴史的な町並みの継承を図るものであり、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1)現状分析

- ・JR倉敷駅周辺の幹線道路は慢性的に渋滞しており、路線バスの安全性の低下や定時性の確保が困難な状況となっている。
- ・市街地内の回遊を促進するためのわかりやすい交通サービスは十分ではなく、循環バスの運行も市街地周辺など一部の地区での運行に限られている。
- ・倉敷美観地区周辺の観光需要により、駐車場不足や倉敷美観地区内の路上駐輪などの問題が顕在化している。

(2)公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

- ・今後、高齢者など自動車を運転できない人が増加することから、自動車に依存しない歩いて暮らせるまちづくりが必要である。
- ・駅前広場について、乗り継ぎ性の向上や、動線整備を行う必要がある。
- ・二次交通としての自転車の利用環境を向上させる必要がある。

(3)フォローアップの考え方

計画期間中、毎年度各事業の進捗状況を確認し、状況に応じて改善措置を講じる。また、最終年度に再度進捗状況を確認し、中心市街地活性化の効果を検証する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 倉敷市中心市街地スマートパークアンドライド+ウォーク事業</p> <p>【内容】 各種データを活用して、中心市街地の課題解決に官民連携で取り組む</p> <p>【実施時期】 令和元年度 ～ 令和7年度</p>	<p>倉敷市</p> <p>倉敷市中心市街地スマートまちづくり検討ワーキンググループ</p>	<p>広域集客やまちなか回遊を抑制するような課題（交通渋滞等）の解決に必要なデータの収集、分析等を行う組織、仕組みづくりに、官民連携で取り組む。</p> <p>この事業は、居住環境及び利便性の向上を図るものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】 先導的官民連携支援事業費補助金</p> <p>【実施時期】 令和4年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 中央交番跡地活用</p> <p>【内容】 交番跡地を活用し、倉敷美観地区内への車両の流入、路上駐輪を抑制する</p> <p>【実施時期】 平成27年度～</p>	<p>倉敷市</p>	<p>倉敷美観地区付近に位置する交番跡地を活用し、宅配・納品車両等の荷捌き場及び倉敷美観地区内の就労者専用の自転車駐車場として試行的に運用する。</p> <p>この事業は、倉敷美観地区内への車両の流入、路上駐輪を抑制することで、住民や来街者の安全性向上を図るものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
<p>【事業名】 (仮称)美観地区内快適歩行空間形成事業</p> <p>【内容】 倉敷美観地区内への車両の流入を抑制するとともに、駐車・駐輪マナーの向上等の取り組みを行う。</p> <p>【実施時期】 平成27年度～</p>	<p>倉敷市</p> <p>倉敷美観地区内商業者</p> <p>宅配事業者</p>	<p>倉敷美観地区内において、通行許可証を提示しない車両の通行や、一般車両の路上駐車、周辺店舗の従業員による路上駐輪などを抑制し、ルールの周知やマナー向上に向けた取組を行う。</p> <p>この事業は、倉敷美観地区内への車両の流入、路上駐輪を抑制することで、住民や来街者の安全性向上を図るものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 (仮称) 駅前広場活用調査事業</p> <p>【内容】 駅前広場の乗り継ぎ性を向上するための調査等を実施する</p> <p>【実施時期】 令和3年度 ～ 令和7年度</p>	倉敷市	<p>JR倉敷駅南の駅前広場を、JR・水島臨海鉄道・バス等の乗り継ぎが便利な広場に再整備するための調査等を実施する。</p> <p>この事業は、住民や来街者の利便性向上を図るものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
<p>【事業名】 シェアサイクル導入研究事業</p> <p>【内容】 中心市街地へのシェアサイクル導入の可能性を研究する</p> <p>【実施時期】 令和3年度 ～ 令和4年度</p>	倉敷市 民間事業者	<p>令和2年度に実施した試行実験の結果を踏まえ、中心市街地へのシェアサイクル導入の可能性を研究する。</p> <p>自転車での通行が難しい場所、通行を推奨しない場所を考慮し、歩行者と自転車が共に快適に通行できる適正な台数や配置、導入により得られる効果や生じる課題等を探る。</p> <p>この事業は、住民や来街者の利便性向上を図るものであり、「便利で快適な営みのあるまちなかの形成」、「人が集い、交流するまちなかの形成」の目標達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

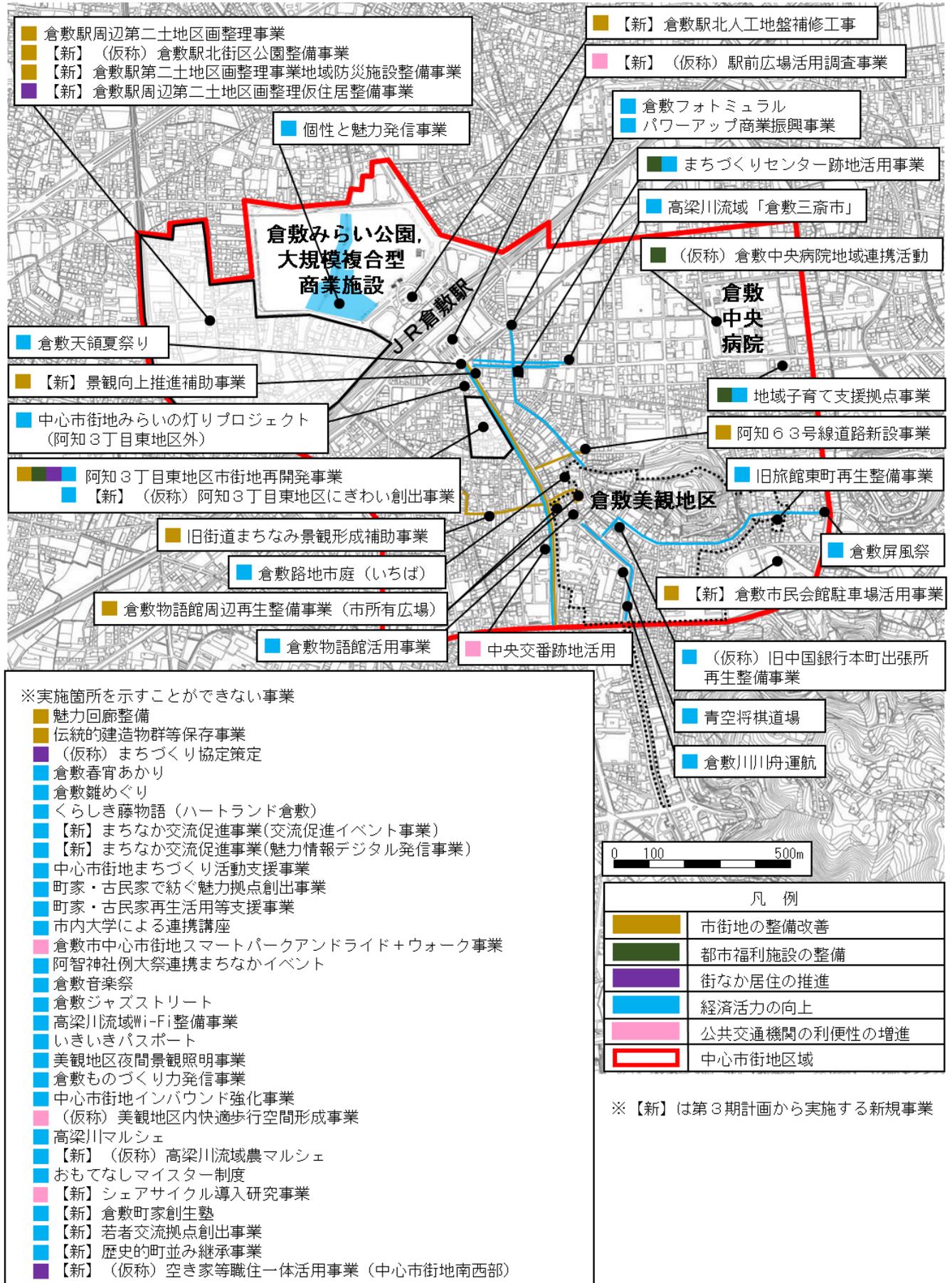


図 8-1 事業実施箇所

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化を統括する組織

本市では、まちづくり部まちづくり推進課において、関係部局間の連携を図りながら、中心市街地活性化基本計画の作成や関連事業の進捗状況等の管理を行っている。

(2) 庁内の連絡調整のための会議

まちづくりに関する基本方針を定め、これを重点的に推進するとともに、都市政策並びに施策を迅速に行うことを目的として、平成20年9月1日に「倉敷市まちづくり推進本部」を設置した。

構成：市長、副市長、教育長、技監、企画財政局長、総務局長、市民局長、環境リサイクル局長、保健福祉局長、文化産業局長、建設局長、消防局長、水道事業管理者、教育次長

(3) 倉敷市議会における審議の内容

令和2年3月に開催された定例会における中心市街地活性化に関する主な審議の内容は下表のとおりとなっている。

また、令和2年10月に開催された建設消防委員会、令和2年11月に開催された地域活性化対策特別委員会において、中心市街地活性化基本計画に関するこれまでの取組及び次期計画の認定に向けたスケジュール等について報告した。

質問要旨

- ・倉敷の中心部は、チボリ公園閉園の決定以降、先行きの見えない大きな不安が漂っていた。
- ・そうした中、平成22年3月に、内閣府による中心市街地活性化基本計画の認定を受け、倉敷みらい公園やアリオ倉敷、三井アウトレットパーク倉敷のオープン、倉敷物語館や林源十郎商店、旧奈良萬街区などの整備を行い、倉敷駅南北ともハード整備の骨格がつくられたものと認識している。
- ・平成27年3月には、中心市街地活性化基本計画の新計画が再度認定され、土地区画整理事業や市街地再開発事業など、着実にまちづくりが進んでいる。

<p>質問要旨 (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き中心市街地活性化に取り組んでいく必要があると思うが、次期計画策定など今後の展望について考えをお聞きしたい。
<p>市長回答要旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・倉敷市としては、まちなかに人が集い、回遊と交流が促進され、歩いて楽しい、暮らしやすいまちの形成を目指していく中で、中心市街地の活性化は大変重要であると考えている。 ・そのため、第1期として平成22年度から平成26年度まで、第2期として平成27年度から令和元年度までを計画期間とする中心市街地活性化基本計画を進めているところ。 ・現在の第2期計画は令和元年度が最終年度となっており、次期計画について検討を行っている。 ・更なるまちの賑わい再生、中心市街地活性化のために、第3期の中心市街地活性化基本計画をつくっていく必要があると考えている。 ・第2期計画の延長もしくは第3期計画の策定という2つの考え方があがるが、いずれにしても次期計画は策定していきたい。 ・今後策定する第七次総合計画、立地適正化計画とあわせて、まちの活性化、ひいては倉敷市全体の発展につながるように、しっかり取り組んでいきたいと考えている。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 倉敷市中心市街地活性化協議会の概要

平成20年7月14日に、倉敷商工会議所副会頭でくらしきTMO会長の岡荘一郎氏を会長に、第1回倉敷市中心市街地活性化協議会準備会を開催し、以後計4回の準備会を経て、平成20年9月19日に岡荘一郎氏を会長に倉敷市中心市街地活性化協議会が設立された。

協議会には、倉敷商工会議所の会頭で大原美術館、倉敷中央病院理事長を務める大原謙一郎氏をはじめとする、倉敷市の主たる財界関係者が参画するとともに、町家再生に取り組むNPO法人、景観や町並み保全に積極的な建築家など、多種多様な主体が参画している。

平成20年12月には幹事会を設置し、平成21年1月には、多岐にわたる活性化方策を推進するため、具体的な事業案を検討する6つの専門部会を設置した。

また、JR倉敷駅北の大規模複合型商業施設の開業に際し、同施設事業者及び商店街をはじめとする既存事業者等との連携による回遊促進を図るため、倉敷駅周辺

連携推進部会と4つの分科会を設立し、具体的な事業の検討及び実施を行ってきた。

さらに、平成26年度にはTM会議制度を設け、新規計画策定における各種の課題解決を図るとともに、具体的な事業検討を行うワーキンググループを随時設置して、計画の策定を進めた。

(2) 倉敷市中心市街地活性化協議会の役割

- ・ 倉敷市が作成しようとする基本計画及び認定基本計画並びにその実施に係る協議及び倉敷市に対する意見の提出
- ・ 中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項に係る協議
- ・ 民間事業者が事業計画を作成する際の協議

(3) 構成員及び開催状況

① 協議会委員名簿

NO	協議会 役職	団体・企業名	所属団体役職	法令根拠
1	会長	倉敷まちづくり株式会社	代表取締役	法第15条第1項
2	副会長	倉敷商工会議所 くらしきTMO	副会頭 会長	法第15条第1項
3	副会長	株式会社倉敷国際ホテル	代表取締役	法第15条第8項
4		司法書士法人永田事務所	代表社員	法第15条第8項
5		倉敷商工会議所 カモ井加工紙株式会社	副会頭 代表取締役	法第15条第1項
6		倉敷商工会議所青年部	会長	法第15条第1項
7		倉敷商工会議所女性会	会長	法第15条第1項
8		倉敷商工会議所	専務理事	法第15条第1項
9		岡山県備中県民局建設部	部長	法第15条第4項
10		西日本旅客鉄道株式会社岡山支社	企画課長	法第15条第4項
11		一般社団法人水辺のユニオン	代表理事	法第15条第4項
12		倉敷市建設局	建設局長	法第15条第4項
13		公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー	専務理事	法第15条第8項

NO	協議会 役職	団体・企業名	所属団体役職	法令根拠
14		倉敷紡績株式会社	取締役執行役員	法第15条第4項
15		倉敷市阿知3丁目東地区市街 地再開発組合	理事長	法第15条第4項
16		公益財団法人大原記念倉敷中 央医療機構倉敷中央病院	代表理事	法第15条第8項
17		川崎医療福祉大学	学長	法第15条第8項
18		倉敷芸術科学大学	学長	法第15条第8項
19		株式会社倉敷アイビースクエ ア	代表取締役社長	法第15条第8項
20		株式会社天満屋倉敷店	店長	法第15条第4項
21		株式会社セブン&アイ・クリ エイトリンク アリオ倉敷	支配人	法第15条第4項
22		株式会社仁科百貨店	代表取締役	法第15条第4項
23		株式会社橘香堂	代表取締役	法第15条第4項
24		倉敷商店街振興連盟	会長	法第15条第4項
25		阿知町東部商店会	会長	法第15条第4項
26		倉敷えびす通商店街振興組合	理事長	法第15条第4項
27		株式会社M.M.C.	代表取締役社長	法第15条第4項
28		株式会社誠屋	代表取締役	法第15条第4項
29		株式会社倉子城文化サロン	代表取締役	法第15条第4項
30		Yuji-inn	代表者	法第15条第4項
31		株式会社暮らしき編集部	代表取締役	法第15条第4項
32		株式会社スカイホーム	代表取締役	法第15条第4項
33		株式会社人文経済研究所	専務取締役	法第15条第8項
34		株式会社倉敷ケーブルテレビ	代表取締役社長	法第15条第8項
35		岡山放送株式会社倉敷支社	支社長	法第15条第8項
36		山陽放送株式会社	代表取締役社長	法第15条第8項
37		株式会社チロロネット	代表取締役	法第15条第4項
38		株式会社浦辺設計	代表取締役	法第15条第4項
39		株式会社藤木工務店倉敷支店	特別顧問	法第15条第4項

NO	協議会 役職	団体・企業名	所属団体役職	法令根拠
40		倉敷・備中建築都市設計協同組合	代表理事	法第15条第4項
41		一般社団法人岡山県建築士会 倉敷支部	支部長	法第15条第4項
42		株式会社日本政策投資銀行岡山事務所	岡山事務所長	法第15条第8項
43		株式会社日本政策金融公庫倉敷支店	支店長	法第15条第8項
44		特定非営利活動法人倉敷町家 トラスト	代表理事	法第15条第8項
45		倉敷伝建地区をまもり育てる 会(わが町を語ろう)	会長	法第15条第8項
46		倉敷美観地区バリアフリー推 進会議	座長	法第15条第8項
47		倉敷本通り町並みプロジェク ト	会長	法第15条第8項
48		有料観光ガイド倉敷案内人グ ループ	代表	法第15条第8項
49		倉敷・建築みらい塾	代表者	法第15条第8項
50		特定非営利活動法人まちづく り推進機構岡山	代表理事	法第15条第8項
51		倉敷東学区コミュニティ協議 会	会長	法第15条第8項
52		倉敷まちづくり株式会社	取締役	法第15条第1項
53	タ ウ ン マ ネ ー ジャー	有限会社櫛村徹設計室	代表	法第15条第4項
54		株式会社エフエムくらしき	代表取締役	法第15条第8項
55		有限会社愛文社書店	取締役会長	法第15条第4項
56		株式会社クラシキクラフトワ ークビレッジ	代表取締役	法第15条第4項

NO	協議会 役職	団体・企業名	所属団体役職	法令根拠
57		倉敷センター街商店街振興組合	理事長	法第15条第4項
58		アチマチバザール実行委員会	委員長	法第15条第4項
59		学校法人竹中学園	理事	法第15条第8項
60		宗教法人阿智神社	宮司	法第15条第8項
61		HUBプロジェクト	代表	法第15条第4項
62		株式会社アルクレイン	代表取締役	法第15条第8項
63		株式会社くらしき伝	代表取締役	法第15条第4項
64		公益財団法人大原美術館	理事長	法第15条第8項
65		倉敷地区ウエルカム観光ガイド連絡会	会長	法第15条第8項
66		株式会社ハート・プランニング	代表取締役	法第15条第4項
67	監事	株式会社中国銀行倉敷支店	取締役常務執行役員 倉敷地区本部長	法第15条第8項
68	監事	玉島信用金庫倉敷支店	理事支店長	法第15条第8項

協議会役職	団体・企業名	所属団体役職	法令根拠
オブザーバー	中国経済産業局産業部流通・サービス産業課	課長	法第15条第7項
オブザーバー	中国経済産業局産業部流通・サービス産業課	中心市街地活性化専門官	法第15条第7項
オブザーバー	倉敷商工会議所	会頭	法第15条第1項
オブザーバー	倉敷商工会議所	名誉会頭	法第15条第1項
オブザーバー	倉敷市文化産業局商工労働部	次長 商工課課長	法第15条第4項

②開催状況

日時	協議内容
H20.07.14	第1回倉敷市中心市街地活性化協議会準備会 ・ 中心市街地活性化基本計画の概要 ・ 役割について
H20.07.16	第2回倉敷市中心市街地活性化協議会準備会 ・ 中心市街地の現況と課題について ・ 診断・助言事業とあわせて実施
H20.08.08	第3回倉敷市中心市街地活性化協議会準備会 ・ 基本計画の方針・目標・指標について ・ 事業計画について ・ 中心市街地区域について
H20.08.21	第4回倉敷市中心市街地活性化協議会準備会 ・ 基本計画概要（案）について ・ 倉敷まちづくり株式会社について ・ 倉敷市中心市街地活性化協議会規約（案）について
H20.09.19	倉敷市中心市街地活性化協議会設立総会 ・ 基本計画概要（案）について ・ 倉敷市中心市街地活性化協議会規約について
H20.10.27	第2回倉敷市中心市街地活性化協議会 ・ 基本計画（素案）の検討 ・ 幹事会幹事長、副幹事長の選出について
H20.11.26	第3回倉敷市中心市街地活性化協議会 ・ 基本計画（素案）の検討 ・ チボリ公園跡地利用について ・ 幹事会委員の選出について
H21.11.18	第4回倉敷市中心市街地活性化協議会 ・ 内閣府の協議内容について ・ 基本計画（案）基本テーマ・方針・目標について ・ 基本計画（案）事業・日程について
H22.01.22	第5回倉敷市中心市街地活性化協議会 ・ 基本計画（案）について ・ 基本計画（案）意見書について

日時	協議内容
H22. 03. 02	第6回倉敷市中心市街地活性化協議会 ・基本計画について ・タウンマネージャーの選任について
H22. 04. 26	第7回倉敷市中心市街地活性化協議会 ・基本計画について ・今後の取り組みについて
H22. 09. 09	第8回倉敷市中心市街地活性化協議会 ・中心市街地活性化基本計画変更について(#1 変更案について) ・協議会構成員の改選について ・倉敷物語館周辺再生整備について ・デジタルサイネージについて
H23. 02. 01	第9回倉敷市中心市街地活性化協議会 ・中心市街地活性化基本計画変更について(#2 変更案について) ・倉敷物語館周辺再生整備事業について ・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金申請について ・タウンマネージャー設置事業について
H23. 07. 14	第10回倉敷市中心市街地活性化協議会 ①倉敷物語館周辺再生整備事業について ・旧林薬品街区整備事業 ・旧奈良萬街区整備事業 ②JR倉敷駅北大規模複合型商業施設オープンについて ・駅南北の商業地域の連携、交流について ・同施設オープンに伴う諸課題対策部会の設置について ③中心市街地活性化基本計画変更について(#1、#2 変更、#3 変更案について)
H24. 02. 07	第11回倉敷市中心市街地活性化協議会 ①倉敷物語館周辺再生整備事業について ・旧林薬品街区整備事業について ・旧奈良萬街区整備事業について ②タウンマネージャーについて

日時	協議内容
H24. 08. 30	第12回倉敷市中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会正副会長及び構成員の改選について ・ 倉敷物語館周辺際製整備事業について ・ 中心市街地活性化基本計画変更について(#3 変更について)
H25. 03. 07	第13回倉敷市中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 倉敷市中心市街地活性化進捗状況について ・ 今後の倉敷市中心市街地活性化について ・ 来年度の倉敷市中心市街地活性化事業(案)について(#4 変更案について)
H26. 03. 14	第14回倉敷市中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画について(#4 変更、#5 変更案、現況報告、新計画について) ・ 中心市街地活性化協議会について(協議会員交代、新体制構築について)
H26. 10. 10	第15回倉敷市中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 倉敷市中心市街地活性化基本計画新計画案について
H27. 01. 28	第16回倉敷市中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 倉敷市中心市街地活性化基本計画新計画案の承認
H27. 06. 10	第17回倉敷市中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 倉敷市中心市街地活性化基本計画新計画説明 ・ 倉敷市中心市街地活性化協議会について 新規協議会員参画承認(2名、1団体) 新規中心市街地活性化基本計画事業承認(クラシキワークビレッジ構想)
H27. 11. 04	第18回倉敷市中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 倉敷市中心市街地活性化基本計画新計画変更案の承認 ・ 倉敷市中心市街地活性化協議会について 新規協議会員参画承認(2団体)

日時	協議内容
H28. 07. 28	<p>第19回倉敷市中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 倉敷市中心市街地活性化協議会について 新規協議会員参画承認(3団体) ・ 倉敷市中心市街地活性化基本計画新計画変更案の承認 平成27年度補整予算国庫補助活用事業の承認(2事業) 今後の国庫補助の活用について(今後、補正予算で補助申請のチャンスがあった場合は、事業内容に照らして随時申請を行う)承認 JR倉敷駅周辺及び倉敷中央病院周辺の高質化への取り組み承認 ・ 倉敷市中心市街地活性化協議会ワーキンググループ活動報告 2WG活動成果報告及び1WG再編(事業主体候補者募集) ・ 倉敷市中心市街地活性化基本計画事業進捗報告(3)事業 ・ 倉敷市中心市街地活性化協議会新規ワーキンググループ設置 (2WG)
H29. 03. 09	<p>第20回倉敷市中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 倉敷市中心市街地活性化協議会について ・ 倉敷市中心市街地活性化基本計画新計画変更案の承認 新規事業追加 ・ 倉敷市中心市街地活性化協議会ワーキンググループ活動報告 各WG活動成果報告及び1WG設立
H30. 03. 29	<p>第21回倉敷市中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 倉敷市中心市街地活性化協議会について ・ 倉敷市中心市街地活性化基本計画新計画変更案の承認 事業変更、新規事業追加 ・ 倉敷市中心市街地活性化協議会ワーキンググループ活動報告
H31. 03. 19	<p>第22回倉敷市中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員改選について ・ 倉敷市中心市街地活性化協議会について ・ 倉敷市中心市街地活性化基本計画新計画期間延長について ・ 倉敷市中心市街地活性化基本計画(仮称)Ⅲ期計画策定について ・ 倉敷市中心市街地活性化協議会ワーキンググループについて

(4) 法第15条各項の規定に適合していること

第1項	第1号口：倉敷まちづくり株式会社を構成員としている（倉敷市の出資比率は約9.9%） 第2号：倉敷商工会議所を構成員としている
第2項	協議会を組織している
第3項	協議会を組織したことを公表している
第4項	倉敷市中心市街地活性化協議会規約第3条第2項において、協議会への参加申出について定めている
第5項	倉敷市中心市街地活性化協議会規約第3条第2項において、正当な理由がある場合を除いて申出を拒むことができない旨定めている
第6項	倉敷市中心市街地活性化協議会規約第3条第1項において、必要があると認める者を構成員とする旨定めている
第7項	中国経済産業局にオブザーバーとして協力を求めている
第8項	関係団体・企業を構成員としている
第9項	倉敷市中心市街地活性化協議会規約第2条において、基本計画、認定基本計画に係る協議を行う旨定めている
第10項	倉敷市中心市街地活性化協議会規約第12条において、協議結果を尊重する旨定めている
第11項	協議会の運営に関し必要な事項を倉敷市中心市街地活性化協議会規約で定めている

(5) 倉敷市中心市街地活性化協議会規約

（協議会の設置）

第1条 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、倉敷市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

- (1) 法第9条1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）
- (2) 法第9条10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及び認定基本計画の実施に必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的推進に関し必要な事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 倉敷商工会議所
 - (2) 倉敷まちづくり株式会社
 - (3) 倉敷市
 - (4) 法第15条第4項1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなつたとき、又はなくなつたと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(構成員の責務)

第4条 協議会の構成員は、全体の協調を図りながら積極的に参画し、情熱をもってまちづくり活動に取り組まなければならない。

(協議会の組織)

第5条 協議会は、第3条各号の掲げる者が指名する委員をもって、組織する。

- 2 委員は非常勤とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長1名、副会長若干名及び監事若干名をおく。

第7条 会長は、委員の互選による。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が委員の中から指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(任期)

第8条 会長及び副会長、並びに委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(タウンマネージャー)

第9条 協議会は、第2条に掲げる目的達成のために、タウンマネージャーを置くことができる。

- 2 タウンマネージャーは、会長が選任し、各種活動実施に当たり計画・調整・助言等を行う。
- 3 タウンマネージャーは、タウンマネージャー会議を設置することができる。タウンマネージャー会議の構成、運営は、タウンマネージャーが別に定める。

(会議)

第10条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。なお、会議への出席は代理出席及び委任状出席を認めるものとする。

会議の議決は出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第12条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会及びワーキンググループ)

第13条 第2条各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会及びワーキンググループを置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
- 3 ワーキンググループの組織、運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第14条 協議会の目的を実行するため、幹事会に部会を設置することができる。

2 部会は、具体的な事業計画について協議する。

3 部会は、協議した結果を随時幹事会に報告する。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、倉敷商工会議所、倉敷まちづくり株式会社を事務局とする。

(経費の負担)

第16条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金及び負担金、その他の収入をもって充てる。

(監事)

第17条 協議会の出納を監査するため、監事若干名を置く。

2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て委員のなかから選任する。

3 監事の任期は2年とする。

4 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、倉敷まちづくり株式会社がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年9月19日から施行する。

附 則

第9条、第13条、第15条の改正規定は、平成27年6月10日から施行する。

(6) 中心市街地活性化協議会による意見書（写し）

倉商議発第1291号
令和3年1月20日

倉敷市長 伊 東 香 織 様

倉敷市中心市街地活性化協議会
会長 岡 莊 一 郎



「倉敷市中心市街地活性化基本計画（素案）」に対する意見書

令和2年12月18日付けまち第160号で、意見照会のありました「倉敷市中心市街地活性化基本計画（素案）」（以下「基本計画」）については、概ね妥当であるとの結論に至りました。
なお、基本計画がより有益なものとなるため、下記のとおり意見を申し添えます。

記

（付帯意見）

- (1) 本協議会においては、基本計画の策定にあたり、多様な団体の連携のもと幅広い意見を汲み取りながら官民一体となった議論を進めてまいりました。今後も持続的なまちづくり推進のため、地域住民と民間事業者・商業者等との共存に配慮し、連携を取りながら取り組むとともに、若者の中心市街地に対する意識調査も行っていたいただきたい。
- (2) 中心市街地内に存在する4つの集客エリアの連携・協働を促進し、特に「倉敷の顔」として倉敷駅南・北エリア間で活発な交流を図り、倉敷駅から美観地区までの通りをより個性的にすることで、歩いて楽しい活力あふれる安全・安心な中心市街地の実現にご尽力いただきたい。目標値が定められていますが、コロナ禍の影響も加味し、柔軟な対応が必要と考えます。
- (3) 来訪者と居住者のため、公共交通の在り方を考え、交通環境の整備、新たな交通手段の導入も積極的に検討すべきです。従前、循環バスの実証実験が行われ、採算面で否定的な結果が出た経緯があり、それに代わる方法として、スマートパークアンドライド+ウォーク事業やシェアサイクル導入研究事業等を進めていただきたい。
- (4) 連携中枢都市圏の中核を担う倉敷市の中心部としてはもとより、高梁川流域圏のみならず、岡山県の西の玄関口にふさわしい発展を目指し、今後も基本計画の遂行にあたり全力で取り組んでまいり所存ですので、倉敷市におかれましても本協議会に対しましてより一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

以 上

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1)客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2]地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」、「[3]地域住民のニーズ等の把握・分析」、「[4]これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証」に基づき、中心市街地の活性化を実現するために必要かつ効果的な事業等を位置づけている。

(2)様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①倉敷商工会議所との連携・調整

倉敷商工会議所と連携・調整し、中心市街地活性化協議会や各ワーキンググループの場を通じて、事業者や地域住民等と意見交換を行いながら、中心市街地活性化基本計画に基づく事業の推進を図っている。

②倉敷まちづくり株式会社との連携・調整

倉敷まちづくり株式会社と連携・調整し、イベント開催など中心市街地の活性化に向けた各種事業を展開している。

③ワーキンググループとの連携・調整

ワーキンググループと連携・調整し、各事業に関わる団体や地域住民等と意見交換を行いながら、中心市街地活性化基本計画に基づく事業の推進を図っている。

④パブリックコメントの実施

令和3年1月14日から令和3年2月1日までの期間において、市ホームページ及び市役所担当課窓口等での閲覧により、倉敷市中心市街地活性化基本計画（素案）に対するパブリックコメントを実施した。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

倉敷市都市計画マスタープランにおいて、コンパクトで利便性が高い持続可能なまちづくりや災害に強いまちづくりなどを進め、市民が安心して豊かさを実感できるまちの実現を目指している。中心市街地については、JR倉敷駅周辺の本市中心部を都市構造における「広域拠点」として位置づけ、市全域及び高梁川流域圏の拠点として、高次都市機能の集積強化を図ることとしている。

また、倉敷市立地適正化計画において、住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に進めるために、3種類の都市機能誘導区域（広域拠点型、交通拠点型、生活拠点型）を設定している。中心市街地については、中心市街地区域を含むJR倉敷駅周辺を、拠点性が最も高い「広域拠点型」の都市機能誘導区域に設定し、都市機能の増進効果が高い施設を誘導していくこととしている。

[2] 都市計画手法の活用

本市では、都市機能の集積強化を図るため、平成21年3月に準工業地域全てを特別用途地区（大規模集客施設制限地区）に指定した。あわせて、平成21年7月に「倉敷市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」を施行し、当該地区内における大規模集客施設（劇場、映画館、店舗、飲食店など床面積の合計が1万㎡を超える建築物）の建築を制限している。

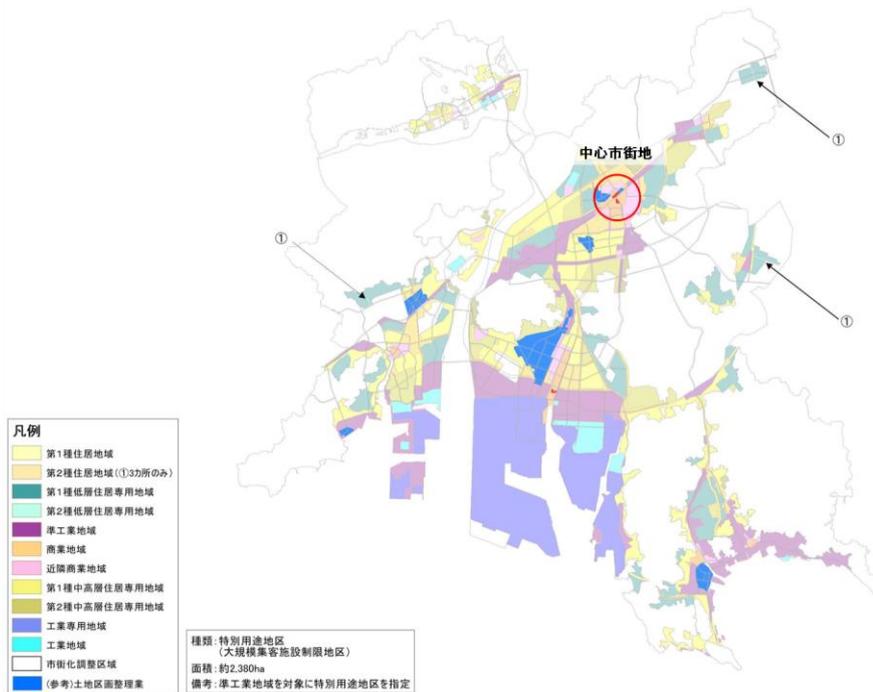


図10-1 市内の用途地域指定状況

資料：倉敷市

(2)大規模小売店舗の立地状況

大規模小売店舗立地法に定める店舗面積1,000㎡以上の店舗は、倉敷市内に119店ある。地域別の立地店舗数は下表のとおりであり、倉敷地区(中心市街地を含む)への集積が進んでいる。

表10-2 令和2年12月末時点の届出状況

地域	店舗数(店)	店舗面積(㎡)
倉敷	43	254,705
児島	21	67,846
玉島	15	51,062
水島	26	60,282
庄	4	31,550
茶屋町	5	18,828
真備	5	17,496
合計	119	501,769

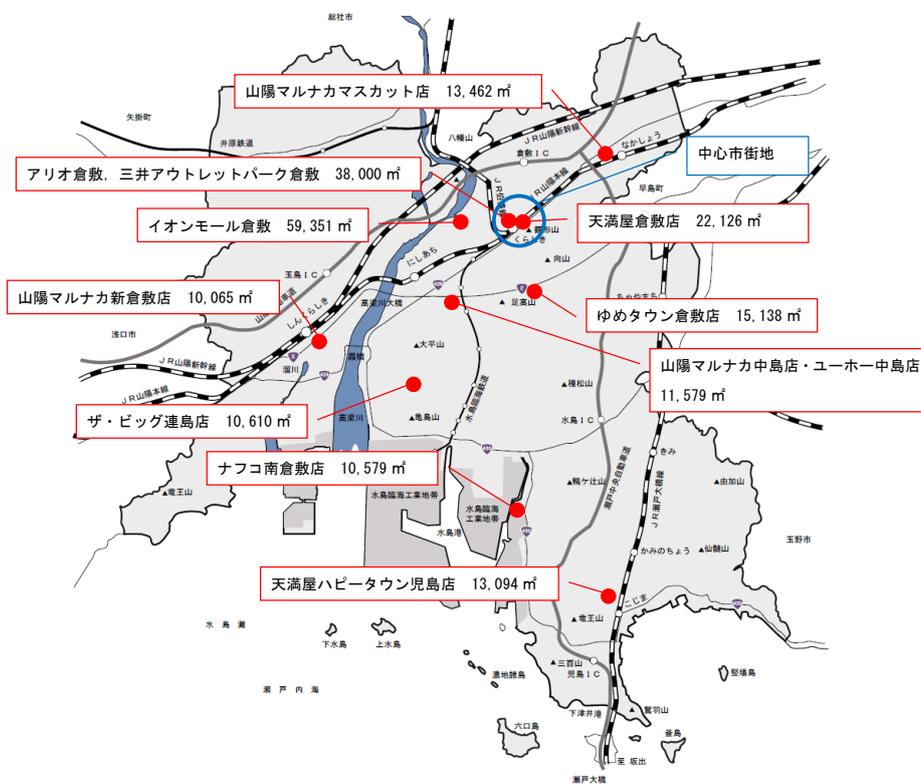


図10-3 10,000㎡以上の店舗の立地状況

資料：倉敷市

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積を図るため、以下の事業を推進する。

分類	事業名
4. 市街地の整備改善のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阿知3丁目東地区市街地再開発事業 ・ 倉敷駅周辺第二土地区画整理事業 ・ (仮称) 倉敷駅北街区公園整備事業 ・ 倉敷駅第二土地区画整理事業地域防災施設整備事業 ・ 阿知63号線道路新設事業 ・ 魅力回廊整備 ・ 倉敷駅北人工地盤補修工事 ・ 景観向上推進補助事業 ・ 旧街道まちなみ景観形成補助事業 ・ 伝統的建造物群等保存事業 ・ 倉敷物語館周辺再生整備事業(市所有広場) ・ 倉敷市民会館駐車場活用事業
5. 都市福利施設を整備する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阿知3丁目東地区市街地再開発事業(再掲) ・ まちづくりセンター跡地活用事業 ・ (仮称) 倉敷中央病院地域連携活動
6. 街なか居住の推進のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阿知3丁目東地区市街地再開発事業(再掲) ・ (仮称) 空き家等職住一体活用事業(中心市街地南西部)
7. 経済活力の向上のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阿知3丁目東地区市街地再開発事業(再掲) ・ 町家・古民家再生活用等支援事業 ・ まちづくりセンター跡地活用事業(再掲) ・ 旧旅館東町再生整備事業 ・ (仮称) 旧中国銀行本町出張所再生整備事業 ・ 若者交流拠点創出事業 ・ 町家・古民家で紡ぐ魅力拠点創出事業 ・ 倉敷町家創生塾
8. 公共交通機関の利便性の増進を図るための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倉敷市中心市街地スマートパークアンドライド+ウォーク事業 ・ シェアサイクル導入研究事業 ・ (仮称) 駅前広場活用調査事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的な活動

- ・シェアサイクル導入研究事業

令和2年9月から令和3年1月まで、支援措置（シェアサイクル導入促進事業）を活用して中心市街地周辺でシェアサイクルの試行運用を実施した。電動アシスト付き自転車を55台導入し、貸出・返却できる専用駐輪場（ステーション）を9箇所を設置した。自転車に搭載したGPSの情報から経路などの利用状況を分析し、令和3年度以降の事業につなげる（現在分析中）。

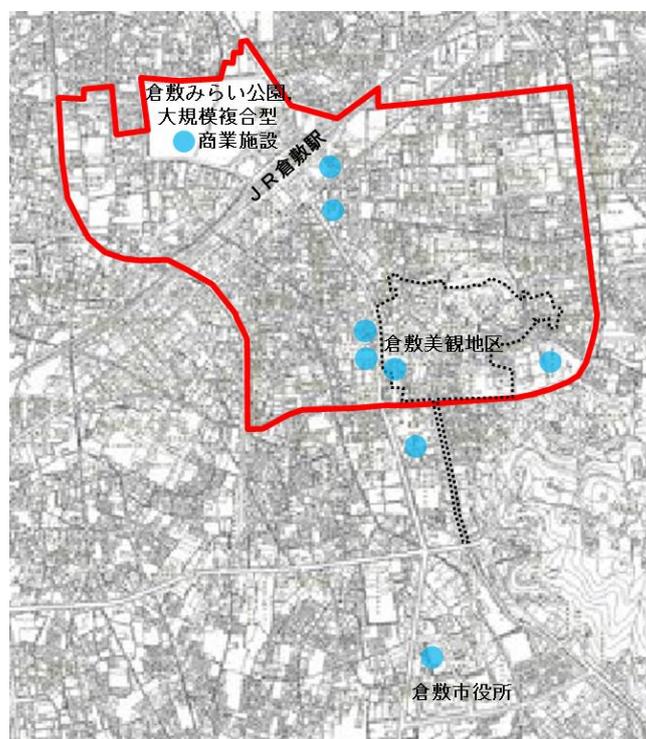


図11-1 ステーション設置箇所

(2) 実行可能性についての調査

- ・倉敷物語館周辺再生整備事業（市所有広場）

令和2年度に、本市が中心市街地内に保有する施設（阿知まち広場及び隣接建物）の管理・運営等について、民間活力の導入可能性調査を実施した。従来の公営手法にとらわれず、民間資金の活用による低廉で良質なサービスを提供できる手法等に関して、実現可能性調査及び最適な事業スキーム等の調査・検討・評価を民間事業者との対話等を通じて行うもので、得られた調査結果を活用し、令和3年度以降の事業につなげる（現在調査中）。

[2] 都市計画等との調和

岡山県南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(都市計画区域マスタープラン)

○策定主体：岡山県

○策定年度：平成16年度（令和2年度改定） ○目標年度：概ね20年後

○基本理念

中四国の中枢拠点としてふさわしい力強い都市づくり

○都市づくりの方針

- ・ 集約型都市構造の実現を目指した都市づくり
- ・ にぎわいのある中心市街地の形成を目指した都市づくり
- ・ 安全・安心で暮らしやすい都市づくり
- ・ 環境負荷の小さい低炭素型の都市づくり
- ・ 産業振興による活力あふれる力強い都市づくり
- ・ 個性と魅力あふれる都市づくり
- ・ 連携による相互補完とグローバルな発展を目指した都市づくり

○倉敷市の将来都市構造

高次都市拠点（広域的圏域を持ち、高次都市機能の集積が高い市街地）

○中心市街地の位置づけ

- ・ 中心市街地は、高梁川流域圏の拠点・連携中枢都市倉敷の拠点として鉄道高架事業・土地区画整理事業・市街地再開発事業などによる都市基盤の整備にあわせて商業・業務、文化、医療・福祉など高次都市機能の集積強化を進める。
- ・ また、倉敷美観地区をはじめとして観光・文化資源が多いことから、来訪者にもやさしい観光・文化の都市づくりを推進する。



図11-2 将来都市構造図

倉敷市都市計画マスタープラン

○策定主体：倉敷市

○策定年度：平成20年度（令和2年度改定） ○目標年度：概ね20年後

○まちづくりの理念

『市民と創る ころゆたかな 倉敷』～豊かさ創造、豊かさ実感～

○まちづくりの目標

- ・拠点の強化と地域連携による快適で活力あるまちづくり
- ・安心して暮らせる災害に強いまちづくり
- ・水・緑・文化 豊かな地域資源を活かすまちづくり
- ・景観・美あふれる風格あるまちづくり
- ・市民協働のまちづくり

○中心市街地の位置づけ

広域拠点：JR倉敷駅周辺の本市中心部

→市全域及び高梁川流域圏の拠点として、高次都市機能の集積強化を図ります。



図11-3 都市構造図（都市構造の方針図）

倉敷市立地適正化計画

○策定主体：倉敷市

○策定年度：令和2年度策定 ○目標年度：令和22年度

○立地適正化計画の目標

より良い未来に向けた 活力と魅力あふれるまちづくり～誰もが暮らしやすく
今よりも暮らしやすい まちのカタチへ～

○まちづくりの方向性

- ・誰もが手軽にいつでも移動できる持続可能な公共交通網の形成
- ・誰もが安全・安心・快適・健康に暮らせる生活圏の形成
- ・暮らしを支え、活気を生み出す魅力的な拠点の形成
- ・ゆとりある良好な居住環境の維持

○中心市街地の位置づけ

都市機能誘導区域（広域拠点型）：倉敷駅周辺地区

→都市機能の立地の適正化に関する施策（都市機能の整備を行う民間事業者等への支援、公共施設の適正配置及び公的不動産の活用、広域拠点の機能強化と都市機能集積地の形成、官民連携によるまちなか再生、都市機能誘導と連携した公共交通利用環境の向上）

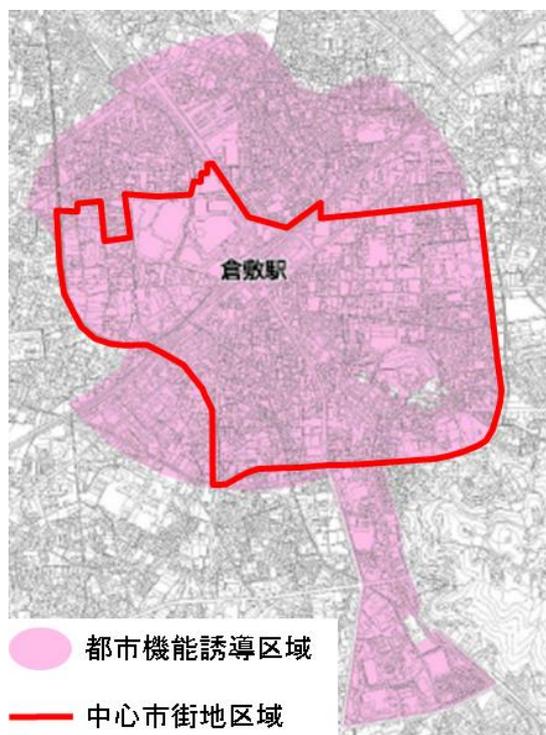


図 11-4 都市機能誘導区域（倉敷駅周辺地区）

倉敷駅周辺総合整備計画

○策定主体：倉敷市

○策定年度：平成 28 年度 ○目標年度：概ね 20 年後

○将来像

美しさ、歴史・文化等が活かされ、豊かで、賑わいのあるまち

○全体整備方針

鉄道南北を越えてつなぐ人と水の軸の創造

○中心市街地の位置づけ

■賑わい形成（高次都市機能誘導）ゾーン

- ・ 駅や駅前広場のリニューアルにより、歴史文化都市にふさわしい、美しさと風格が感じられる駅前空間を形成し、現在の商業施設や公園等とあいまって更なる賑わいを創出します。
- ・ 駅直近に、ニーズの高い都市機能を複合的に導入することにより、市民が必要なサービスを受けられ、買物・飲食等を楽しみ、来訪者もビジネスや観光、買物に訪れる等、市の広域拠点、高梁川流域圏の広域拠点としての役割を果たします。
- ・ 核をつなぐ阿知・鶴形地区の商店街の魅力向上や、シンボルロードである（都）駅前古城池霞橋線の良好な沿道景観形成により、人々の回遊を促進し、3つの核が一体となった賑わいを形成します。
- ・ 一時避難場所に位置づけられている倉敷みらい公園への避難経路の確保や、密集した市街地の再開発、区画道路の整備等により、防災性の高いまちを形成します。
- ・ 再開発等により、都市機能がコンパクトに集積したまちなかの中・高層に、利便性の高い居住環境を創出します

■先進医療ゾーン

- ・ 先進医療拠点として機能の充実を図ります。
容積率の見直し等による機能強化に併せて、オープンスペースの確保や、駐車場の緑化等を行うことにより、やすらぎを感じる空間を創出します。
医療施設に近接する場として、高齢者から若者、医療関係者等、多様な世代が安心・快適に暮らせる環境を創出します。
- ・ バリアフリーに配慮した動線の整備や様々な交通手段の確保、緊急車両のアクセス性の向上に資する道路整備等により、市内外の多くの方々が不自由なく、高度先進医療を受診できる環境を創出します。

■文化観光交流ゾーン

- ・町家・古民家のリノベーションや電線類の地中化、道路の美装化等により、歴史的なまちなみの魅力を一層向上させ、国内有数の観光地として更なる賑わいを創出します。
- ・景観保全に対する市民意識を熟成し、市民、事業者、行政の協働により良好な景観を保全します。
- ・地区内道路の整備等により、防災性を向上させるとともに、不要な通過交通を排除します。
- ・倉敷美観地区の賑わいと、駅北側の新たな賑わいを商店街を通じて一体化します。

■新しいライフスタイル創出ゾーン

- ・現在のゆとりあるまちなみを活かしながら、色彩と素材感に配慮された住宅、落ち着いた趣ある店舗等により、歴史的なまちなみと調和した上質な住宅地を形成するとともに、倉敷美観地区と医療施設をつなぐ動線の整備を行います。居住者が、倉敷美観地区の近くに住むステイタスと、高度な医療サービスが身近に受けられる安心感を持って暮らせる環境を創出します。

■まちなか居住ゾーン

- ・住宅・商業が上手に共存した、利便性の高い賑わいのある市街地を形成します。
- ・古くからの住民とマンション等に居住する新たな住民をつなぐコミュニティを形成することにより、活気のあるまちを創出します。
- ・中・高層のまちなみに、倉敷市自然環境保全条例に基づき、敷地内への植樹等により緑化を図ります。
- ・避難場所である倉敷みらい公園への避難経路を確保して、安心して暮らせる環境を創出します。

■多様な居住推進ゾーン

- ・道路等の整備により都市基盤の脆弱性を解消し、防災性や利便性の高い市街地を形成します。
- ・鉄道による分断を解消することにより、隣接エリアに集積する医療サービスを身近に利用できる安全安心な環境を創出します。
- ・新規道路整備に伴う沿道土地利用の促進を図り、倉敷駅周辺第二土地区画整理事業や民間開発事業等による土地利用の増進を図ります。
幅広い世代や多様な生活スタイルに対応した利便性が高い居住環境を整え、まちなか居住を進めます。

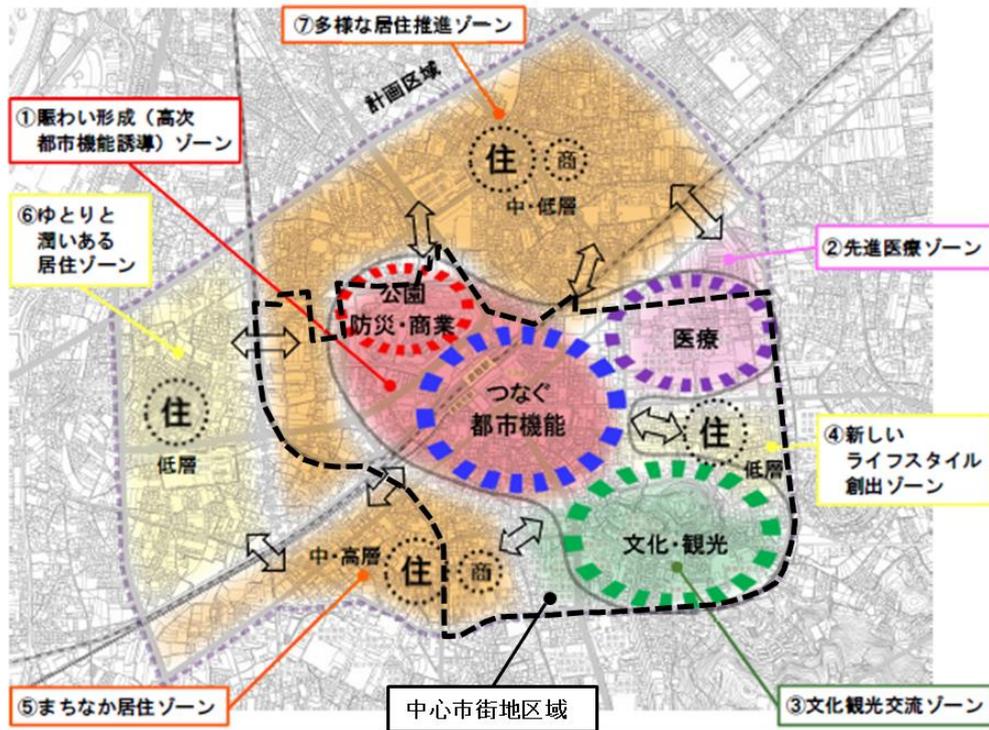


図11-5 土地利用計画図

倉敷市景観計画

○策定主体：倉敷市

○策定年度：平成21年度（令和2年度改定） ○目標年度：概ね10年後

○倉敷市の景観づくりの基本理念

瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくり

○基本目標

- ・豊かな自然環境のなかに歴史的資産が生きる都市景観づくり
- ・地域の成り立ちを大切にした風格のある都市景観づくり
- ・多彩な景観資源や個性を尊重した魅力ある都市景観づくり
- ・暮らしのなかのいきいきとした都市景観づくり
- ・人と人とのつながりによって育まれる都市景観づくり

○中心市街地の位置づけ

倉敷駅周辺都市景観拠点：JR倉敷駅周辺

- ・JR倉敷駅周辺は、本市の中心市街地であるとともに本市の玄関口であり、多くの市民や観光客で賑わう場所です。

そのため、都市機能の集積した活力と賑わいのある拠点として整備するとともに、歴史都市倉敷市の「まちの顔」として相応しい魅力と風格ある都市景観の形成に努めます。

- ・建築物や広告物は、歴史・文化的景観に配慮した質の高いデザインとするとともに、緑化の推進や、まち並みに調和し、ユニバーサルデザインにも配慮した歩行者系サインの整備など、快適で潤い豊かな空間づくりを図ります。

歴史・文化的景観拠点：倉敷美観地区周辺

- ・かつて江戸幕府の直轄地として栄えた倉敷川畔美観地区や、備中松山藩の外港で瀬戸内海の商港として栄えた旧玉島港周辺には、江戸期から続く歴史的なまち並みが、今によく残されています。

また、この他にも下津井や藤戸・天城、連島など、内海航路の要衝として発展し、往時の面影をよく残したまち並みが、市内には数多く点在しています。

これらの地区では、それぞれに今日まで受け継がれてきた歴史や文化・伝統などを、まちの個性として大切にしながら、歴史的まち並みをその地区の核とした景観まちづくりを進めます。

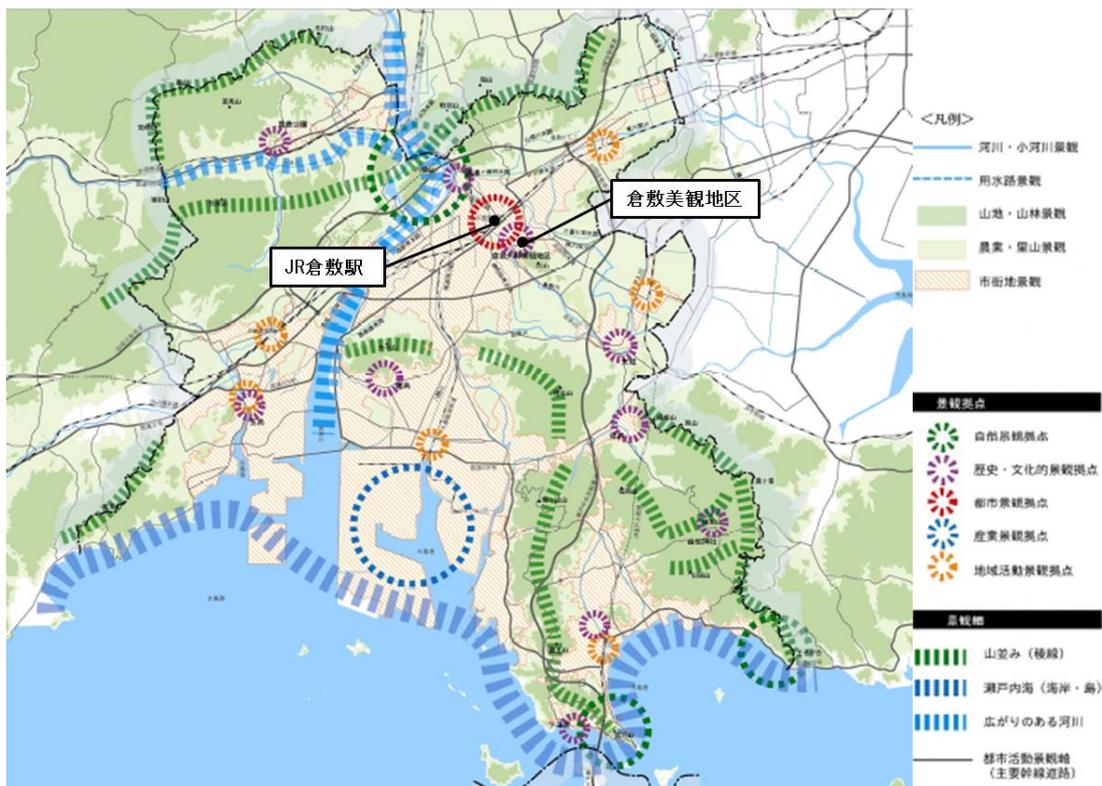


図11-6 景観形成方針図

景観形成重点地区（倉敷駅周辺地区）

- ・ 倉敷市の広域的な玄関口であるとともに、全国を代表する歴史的なまち並みとして、倉敷川畔美観地区が位置する地区であり、歴史的なまち並みと都市景観の調和した本市の顔としてふさわしい景観が求められる地区。
- ・ 景観形成の目標：
倉敷市の広域的な玄関口にふさわしい風格ある景観形成を目指します
- ・ 景観形成の方針：
 - ・ 風格のある都市景観を形成し、沿道の見通しが良く、空を印象的に引き立てるまち並みづくりを図ります。
 - ・ 美観地区への誘い道を形成し、歩いて楽しい、賑わいが感じられるまち並みづくりを図ります。
 - ・ 質の高い生活拠点を形成し、心地よさと安らぎの感じられるまち並みづくりを図ります。

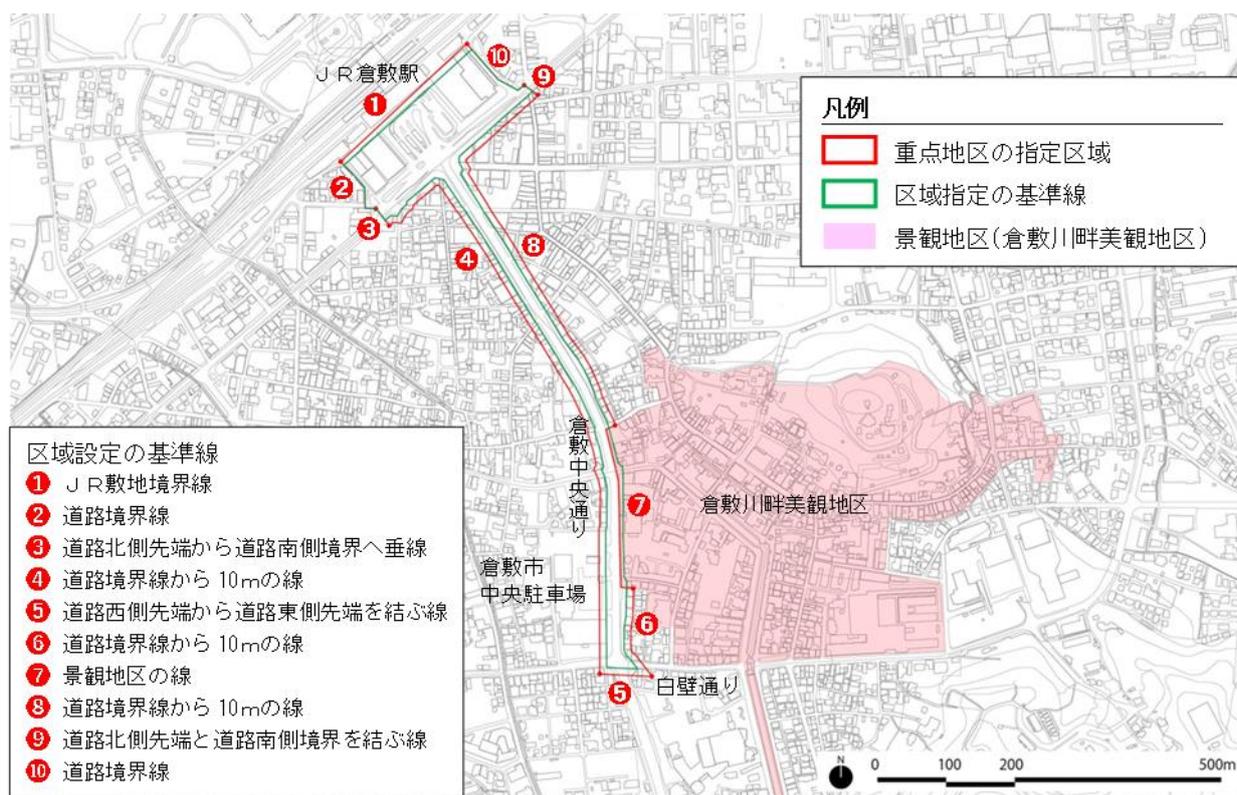


図11-7 指定区域

倉敷市地域公共交通網形成計画

○策定主体：倉敷市

○策定年度：平成 28 年度（平成 29 年度変更） ○目標年度：令和 3 年度

○理念

暮らしを支え 活気をつなぐ 倉敷の魅力を高める公共交通網

○基本方針

- ・都市の骨格を形成する公共交通
- ・市民に愛され暮らしを支える公共交通
- ・都市に豊かさと活力を生み出す公共交通
- ・国内外からのニーズに応えたおもてなしの公共交通

○中心市街地の位置づけ

広域交通拠点：倉敷駅

→倉敷駅周辺について、高梁川流域の中核都市である本市の玄関口としてふさわしい環境を整備します。

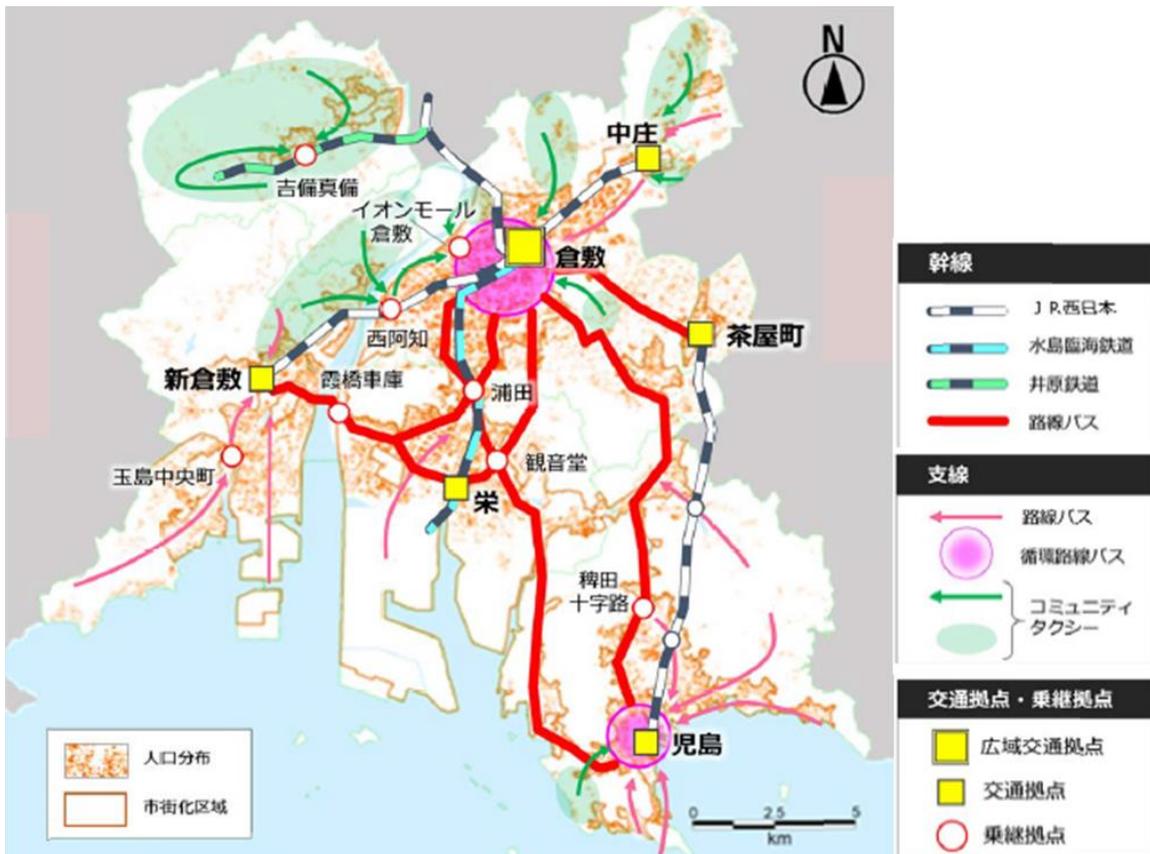


図 11-8 公共交通網の将来像（倉敷市内）

[3]その他の事項

本市は、令和2年7月に「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定され、令和2年8月に「倉敷市SDGs未来都市計画」を策定した。この計画において、自治体SDGsの推進に資する取組のひとつに「圏域の地域資源を活用した経済成長の実現」を掲げ、「地域資源の発掘、圏域内外でのプロモーション」や「町家・古民家の再生・活用の推進」に取り組むこととしている。

また、平成26年に策定した「倉敷市商工業活性化ビジョン」においても、「まちの賑わいと 地域資源を活かしたものづくりで 未来を切り拓く 瀬戸内の経済拠点都市 倉敷」の基本理念のもと、「商店街活性化」や「地域資源の活性化」など5つの基本戦略を掲げている。

本基本計画は、「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」を目標に掲げ、「町家・古民家再生活用件数」を目標指標に設定しており、「倉敷市SDGs未来都市計画」及び「倉敷市商工業活性化ビジョン」と整合したものとなっている。本基本計画に記載した各事業を推進し、中心市街地の活性化及び持続可能な地域の実現を目指す。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」、「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手續	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」中「[2]中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. から8. の事業ごとの「実施主体」に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. から8. の事業ごとの「実施時期」に記載

